

焼津市地域防災計画

共 通 対 策 編

地 震 対 策 編

津 波 対 策 編

風 水 害 対 策 編

大 火 災 対 策 編

原子力災害対策編

令和 8 年 2 月

焼津市防災会議

共通対策編

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 計画の構成	1
第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
1 焼津市	2
2 消防機関	2
3 静岡県	2
4 静岡県警察（焼津警察署）	2
5 指定地方行政機関	3
6 指定公共機関	6
7 指定地方公共機関	7
8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	8
9 自衛隊	9
第3節 市の自然条件	10
1 位置及び境域	10
2 地形の特徴	10
3 地質の概要	10
4 気候	11
第4節 市の社会的条件	11
第5節 予想される災害と地域	11
1 風水害	11
2 高潮、高波	12
3 地震、津波	12
4 土石流、地すべり、がけ崩れ	13
5 火災、爆発	13
6 事故	13
7 原子力災害	13
8 複合災害・連続災害	13

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	14
第1節 通信施設等整備改良計画	14
1 無線通信施設の現況	14
2 整備計画	15
第2節 防災資機材整備計画	15
1 必要な機械器具	15
2 その他の資機材	16
第3節 道路鉄道等災害防止計画	16
第4節 防災知識の普及計画	16
1 普及方法	17
2 普及すべき内容	17
3 市の実施事項	17
4 防災関係機関	20
第5節 防災のための調査研究	21
1 調査、研究事項	21
2 土地条件調査上における地域別主要問題点	21
3 災害発生状況調査	21
第6節 住民の避難体制	22
1 避難場所等の周知啓発	22
2 避難場所等の安全性の向上	22
3 避難所の指定、整備	22
4 避難場所、避難所等の施設管理	24
5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発	25
第7節 防災訓練	25
第8節 自主防災組織の育成	26
1 自主防災組織の概要	26
2 推進方法	27
3 研修会の実施	27
4 市民の果たすべき役割	27
5 地域における自主防災組織の果たすべき役割	28
6 市の指導及び助成	29
7 自主防災組織と消防団との連携	30
第9節 事業所等の防災活動	30
第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	31
第11節 ボランティア活動に関する計画	31
第12節 要配慮者支援計画	32
第13節 救助・救急活動に関する計画	34

発	災	前	頁
第14節	応急住宅・災害廃棄物処理		34
第15節	重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画		34
第16節	被災者生活再建支援に関する計画		35
第17節	市の業務継続に関する計画		36
第18節	複合災害対策及び連続災害対策		36
第19節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備		36
第20節	孤立予想集落対策		37
第21節	災害に強いまちづくり		37

発	災	後	頁
第3章	災害応急対策計画		38
第1節	総則		38
1	焼津市地域防災計画と県地域防災計画との関係		38
2	市の行う措置		38
3	防災業務計画と焼津市地域防災計画との関係		38
4	この計画を理解し実施するための留意事項		39
第2節	組織計画		40
1	災害対策組織		40
第3節	応援・受援計画		41
1	応援・受援の実施基準		41
2	実施方法		41
第4節	通信情報計画		44
1	気象予報、警報等収集体制及び周知方法		44
2	被害状況等の報告		46
3	情報伝達手段及び通信系統		48
4	異常現象発見の通報		49
第5節	災害広報計画		50
1	広報の内容等		50
2	経費負担区分		51
3	住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法		52
第6節	災害救助法の適用計画		52
1	災害救助法の適用基準		52
2	被害世帯の算定基準		52
3	災害救助法の適用手続		53
4	災害救助法事務		54
5	費用限度額		54
6	一時繰替支弁		54
7	災害救助法適用外の災害		54
第7節	避難救出計画		55
1	避難誘導		55
2	被災者の救助		58
3	避難地への避難誘導・運営		59
4	避難所の開設・運営等		60
5	災害救助法に基づく実施事項		62
6	市長の要請事項		62
7	物資の備蓄、調達、供給関係		62
8	市長の県管理施設の利用		63
9	避難行動要支援者への支援		63
10	市外からの避難者の受入れ		64
11	広域避難・広域一時滞在		64
第8節	愛玩動物救護計画		65
第9節	食料供給計画		66
1	実施主体と実施内容		66
2	災害救助法に基づく実施事項		66
3	応急食料調達給与の方法		67
4	応急食料給与の方法		67
5	交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置		67
6	災害救助法適用外の災害		67
第10節	衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画		68
1	実施主体と実施内容		68
2	災害救助法に基づく実施事項		68
3	衣料・生活必需品等調達給（貸）与の方法		69
4	災害救助法適用外の災害		69

発	災	後	頁
第11節	給水計画		69
1	実施主体と実施内容		70
2	災害救助法に基づく実施事項		70
3	給水実施方法		70
4	災害救助法適用外の災害		71
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画		71
1	被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定		72
2	災害危険区域の指定		72
3	応急住宅の確保		72
4	災害救助法に基づく実施事項		74
5	実施方法		75
6	要配慮者への配慮		76
7	住宅の応急復旧活動		76
8	災害救助法適用外の災害		76
9	非常災害時における特例		76
第13節	医療・助産計画		76
1	基本方針		76
2	救護所、救護病院及び災害拠点病院		77
3	実施主体と実施内容		77
4	災害救助法に基づく実施事項		78
5	実施方法		78
6	健康への配慮		79
7	災害救助法適用外の災害		79
8	非常災害時における特例		79
第14節	防疫計画		80
1	市長の実施事項及び県への要請事項		80
2	実施方法		80
3	代執行		81
4	市民及び自主防災組織の実施事項		81
5	関係団体の実施事項		81
6	その他		81
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画		82
1	基本方針		82
2	し尿処理		82
3	廃棄物(生活系)処理		82
4	災害廃棄物処理		83
5	非常災害時における特例		83
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画		84
1	基本方針		84
2	実施主体と実施内容		84
3	災害救助法に基づく実施事項		85
4	実施方法		85
5	災害救助法適用外の災害		86
6	非常災害時における特例		86
第17節	障害物除去計画		86
1	災害救助法に基づく実施事項		86
2	実施方法		86
3	市長の要請事項		86
4	災害の拡大と二次災害の防止活動		87
5	災害救助法適用外の災害		87
第18節	社会秩序維持計画		87
第19節	輸送計画		87
1	実施方法		87
2	市及び防災関係機関の緊急輸送		88
3	災害救助法の規定による輸送の範囲		90
第20節	交通応急対策計画		90
1	陸上交通の確保		90
2	有料道路の通行		94
3	交通マネジメント		94
第21節	応急教育計画		95
1	基本方針		95
2	計画の作成		95
3	災害救助法に基づく実施事項		96
4	実施方法		97
5	市長の要請事項		97
6	災害救助法適用外の災害		97

発 災 後	頁
第22節 社会福祉計画	97
1 基本方針	97
2 実施事項	98
第23節 災害警備計画	99
第24節 消防計画	99
1 消防活動	99
第25節 応援協力計画	101
1 要請の実施基準	101
2 実施方法	102
第26節 ボランティア活動支援計画	102
第27節 自衛隊派遣要請の要求計画	103
1 災害派遣要請の要求範囲	103
2 市長の災害派遣要請の要求手続	104
3 災害派遣部隊の受入れ体制	104
4 災害派遣部隊の撤収要請	105
5 経費の負担区分	105
6 その他	105
第28節 海上保安庁に対する支援要請の要求計画	105
1 支援要請の範囲	105
2 支援要請	105
第29節 県防災ヘリコプター支援要求計画	106
1 支援の範囲	106
2 市長からの支援要請手続	106
第30節 電力施設災害応急対策計画	106
1 応急措置の実施	106
2 県との連絡協議	106
第31節 ガス災害応急対策計画	107
1 非常体制組織の確立	107
2 応急対策	107
3 市、県等との連絡協議	108
4 事故の報告	108
第32節 下水道災害応急対策計画	108
第33節 突発的災害に係る応急対策計画	108
「火災・災害等即報要領」様式1～4	111
第34節 市有施設及び設備等の対策計画	118
1 市・県防災行政無線	118
2 公共施設等	118
3 コンピュータ	119

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 復旧・復興対策	120
第1節 災害復旧計画	120
1 公共土木施設災害復旧事業計画	120
2 農林水産業施設災害復旧事業計画	120
3 都市災害復旧事業計画	120
4 上下水道災害復旧事業計画	120
5 公共用地災害復旧事業計画	120
6 住宅災害復旧事業計画	120
7 社会福祉施設災害復旧事業計画	120
8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画	121
9 学校教育施設災害復旧事業計画	121
10 社会教育施設災害復旧事業計画	121
11 その他の災害復旧事業計画	121
第2節 資金計画	121
1 国による財政援助等	121
2 災害復旧事業に係る市の財政措置	122
第3節 激甚災害の指定	122
1 基本方針	122
2 実施事項	122
第4節 被災者の生活再建支援	123
1 被災者の支援	123
2 中小企業等への融資	126
3 災害相談の実施	127
4 要配慮者の支援	127

復 旧 ・ 復 興 期		頁
第5節	風評被害の影響の軽減	127
1	正しい情報の提供	127
2	必要な検査等の実施	127
3	被害の拡大防止	128
4	関係機関との連携	128

第 1 章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第 42 条の規定により、焼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、焼津市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

なお、この計画は「誰もが住み続けたい・住んでみたい・行ってみたいと思える、未来につなげる“強くてしなやかな”地域づくり計画（焼津市国土強靱化地域計画）」における推進方針を踏まえたものである。

第 1 節 計画の構成

地域防災計画は、次の編から構成する。

各編の名称	記 載 内 容
1 共 通 対 策 編	各編（2～6 編）に共通する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、復旧・復興対策
2 地 震 対 策 編	平常時対策、地震防災施設緊急整備計画、南海トラフ地震臨時情報への対応、災害応急対策、復旧・復興対策、地震防災応急対策（別紙）
3 津 波 対 策 編	平常時対策、災害応急対策
4 風 水 害 対 策 編	災害予防計画、災害応急対策計画
5 大 火 災 対 策 編	大火災対策計画、大爆発対策計画
6 原 子 力 災 害 対 策 編	原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、大規模地震対策、原子力災害中長期対策
7 資 料 編	各編に付属する各種資料

1 焼津市地域防災計画と静岡県地域防災計画との関係

災害対策基本法第 42 条（市町村地域防災計画）では、市町村地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、焼津市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

2 焼津市地域防災計画と防災業務計画との関係

焼津市地域防災計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつできるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

第 2 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて焼津市の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 焼津市

処理すべき事務又は業務
(1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧の実施 (14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

2 消防機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
志太広域事務組合志太消防本部 (以下「志太消防本部」という。)	(1) 消防施設、消防本部体制の整備に関すること。 (2) 救助及び救急体制の整備に関すること。 (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 (4) 消防知識の啓発、普及に関すること。 (5) 火災発生時の消火活動に関すること。 (6) 水防活動の協力、救援に関すること。 (7) 被災者の救助、救援に関すること。 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (9) 市、関係機関との連絡調整に関すること。

※ 平成25年3月31日 消防広域化に伴う組織統合

3 静岡県

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
静岡県	(1) 静岡県地域防災計画（以下、「県地域防災計画」という。）に掲げられている掌握事務 (2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務実施についての総合調整

4 静岡県警察（焼津警察署）

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
静岡県警察（焼津警察署）	(1) 災害時における住民の避難指示、誘導及び救助 (2) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの業務について協力するものとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (6) 非常通信協議会の運営に関すること
総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	(1) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）	(1) 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 (2) 事業場等の被災状況の把握 (3) 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 (4) 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 - ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 - イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 - ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 - エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
農林水産省関東農政局	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること (2) 応急用食料・物資の支援に関すること (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること (9) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること (10) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること (11) 被害農業者に対する金融対策に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務
経済産業省 関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所、静岡 国道事務所、清水港湾事 務所)	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 (1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (2) 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 (3) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置 オ 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	(1) 所管事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。 (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 (4) 緊急海上輸送の要請(県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む)に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 (5) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 (11) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。
国土地理院 中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する災害関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に係る情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 (4) 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 (5) 災害時の緊急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 (6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	(1) 災害予防 ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 ウ 港湾の状況等の調査研究 (2) 災害応急対策 ア 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 イ 船艇、航空機等を活用した情報収集 ウ 活動体制の確立 エ 船艇、航空機等による海難救助等 オ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 カ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 キ 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 ク 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 ケ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 コ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 サ 海上における治安の維持 シ 船艇による主要港湾等の被害調査 (3) 災害復旧・復興対策
環境省 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	(1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社 (焼津郵便局)	(1) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (2) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社静岡県支部	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配布 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項
日本放送協会(静岡放送局)	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	(1) 管轄する道路の建設及び維持管理 (2) 交通状況に関する関係機関との情報連絡 (3) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 (4) 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道防災施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 災害時における応急救護活動 (5) 応急復旧用資材等の確保 (6) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 (7) 被災施設の調査及び早急復旧
NTT 西日本株式会社(静岡支店)、 株式会社NTT ドコモ東海支社 (静岡支店)	(1) 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策 (2) 公衆電気通信の特別取扱い (3) 気象警報の伝達(NTT 西日本株式会社静岡支店) (4) 防災関係機関の重要通信の優先確保 (5) 被害施設の早期復旧 (6) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板の提供
岩谷産業株式会社、 アストモスエネルギー株式会社、 株式会社ジャパングスエナジー、 ENEOS グローブ株式会社、 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所へ LP ガスの配送

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本通運株式会社（焼津支店）、 福山通運株式会社（焼津支店）、 佐川急便株式会社（大井川営業所）、 ヤマト運輸株式会社 （大井川センター）、 西濃運輸株式会社（藤枝支店）	（１）災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 （２）災害時の応急輸送対策
中部電力株式会社、 中部電力パワーグリッド株式会社 （藤枝営業所）	（１）電力供給施設の防災対策 （２）発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 （３）災害時における電力供給の確保 （４）施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報 （５）被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社（静岡支店）、 ソフトバンク株式会社、 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会 中部支部、 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂、 イオン株式会社、 ユニー株式会社、 株式会社セブン・イレブン・ジャパン、 株式会社ローソン、 株式会社ファミリーマート、 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	（１）県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 （２）被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
土地改良区（大井川土地改良区）	（１）土地改良施設の防災計画 （２）農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断） （３）農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 （４）消防機関が行う消火活動への協力
東海ガス株式会社	（１）ガス供給施設の防災対策 （２）二次災害の発生防止のための緊急遮断 （３）需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 （４）必要に応じて代替燃料の供給 （５）災害応急復旧の早期実施

一般社団法人静岡県LPガス協会 (藤枝地区会)	(1) ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 (2) 被災施設の調査及び復旧 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報 (4) 必要に応じた代替燃料の供給の協力
一般社団法人静岡県トラック協会 (中部分室)、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会 (志太榛原支部焼津地区)	(1) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県医師会、 一般社団法人静岡県歯科医師会、 公益社団法人静岡県薬剤師会、 公益社団法人静岡県看護協会、 公益社団法人静岡県病院協会	(1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施 (2) 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) (3) 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
公益社団法人静岡県栄養士会	(1) 高齢者、障害のある人、外国につながる人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者(以下、本計画において、「要配慮者」という。)等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	(1) 緊急事態を想定した訓練の実施 (2) 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 (3) 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 (4) 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 (5) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時に応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
焼津市消防団	(1) 災害予防、警戒及び災害応急活動 (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 (3) 予警報の伝達 (4) その他の災害現場の応急作業
焼津市大井川左岸水防団	(1) 災害予防、警戒及び災害応急活動 (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 (3) 予警報の伝達 (4) その他の災害現場の応急作業

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人焼津市医師会、 一般社団法人志太医師会、 一般社団法人焼津市薬剤師会、 一般社団法人藤枝薬剤師会	(1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施 (2) 検案（一般社団法人焼津市薬剤師会、一般社団法人藤枝薬剤師会を除く。）
一般社団法人焼津市歯科医師会	(1) 検視時の協力 (2) 医療救護施設等における医療救護活動の実施 (3) 避難所での巡回歯科診療、口腔ケアの実施
焼津商工会議所、 大井川商工会	(1) 焼津市が行う商工業関係の被害調査についての協力 (2) 災害時における物価安定についての協力 (3) 救済用物資、復旧資機材等の確保についての協力
大井川農業協同組合	(1) 農産物の被害調査についての協力 (2) 災害時における農産物の確保 (3) 農産物等の災害応急対策についての指導
焼津漁業協同組合、 小川漁業協同組合、 大井川港漁業協同組合	(1) 水産物の被害調査についての協力 (2) 災害時における水産物の確保 (3) 水産物等の災害応急対策についての指導
焼津市建設工業会、 大井川建設業協会	災害時における応急復旧対策についての協力
焼津市自主防災組織	(1) 市の実施する被害調査、応急対策についての協力 (2) 住民に対する情報の連絡、収受 (3) 避難誘導、避難場所の運営に関する協力 (4) り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
静岡県漁業無線協同組合	(1) 漁業無線による地震予知情報等の伝達 (2) 漁船の避難状況等に関する情報の収集、報告
防災上重要な施設の管理者	(1) 所管に係る施設についての防火管理 (2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施 (3) 当該施設に係る災害復旧

9 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊ほか	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方総監部ほか	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)ほか	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動

第3節 市の自然的条件

1 位置及び境域

焼津市は、東京から西へ193km、名古屋から東へ173km、京浜・中京のほぼ中間の位置で静岡県の中央部にある。

東に駿河湾を臨み、西は藤枝市と島田市、南は大井川を挟んで吉田町と接し、北は高草山（501m）、花沢山（449m）などの丘陵部を境に静岡市と藤枝市に接している。

位置

北緯	34度52分02秒
東経	138度19分22秒

面積・人口等

面積	人口	人口密度	世帯数
70.30km ²	134,112人	約1,908人/km ²	61,180世帯

人口、世帯数は令和7年12月末現在の住民基本台帳（外国人住民を含む）による。

境域

東	駿河湾	南	大井川
西	藤枝市・島田市	北	静岡市・藤枝市

2 地形の特徴

本市の地形は、概ね、山地と低地とに区分される。北部の山地は、標高501mの高草山を頂点とする急峻な地形である。高草山の東は日本坂、大崩と稜線が連なり、断崖となって海と接している。

市域のほとんどを占める低地は、志太平野の一部にあたる。瀬戸川以南の低地は、大井川によって形成された扇状地の末端部にあたる。この低地の標高は小柳津が6m、市街地が3.5mで、海岸に向かって約2%の傾斜となっている。

3 地質の概要

瀬戸川以北の低地は、かつては、内湾となっていたところで、標高が低い湿地性の土地である。市街地がある海岸に沿った地域には、幅数100mの範囲で列状に砂州がみられる。山地の地質は、高草山層群と呼ばれ、第三紀の火山活動によって噴出した玄武岩・安山岩や石英安山岩からなっている。

瀬戸川以南の地質は、大井川によって運ばれた礫・砂からなる。市街地でのボーリングによればその厚さは約160mとなっている。瀬戸川以北の低地は、主として後背低地性の泥層からなる。これは、かつての内湾に瀬戸川・朝比奈川によって運搬された泥がたい積したものである。この泥層の厚さは約50m以上に達している。海岸に沿った砂州は、海浜砂からなり、沖積層の表層部を占めている。

4 気候

本市の気候は、太平洋型の気候区分に属し、駿河湾沿岸地域特有のおだやかな気候を示している。

気温は、年平均気温が 15℃～16℃で、夏季の平均気温が約 27℃、冬季では 5℃～10℃である。

降水量は、年平均 1,500mm 前後で、6月の梅雨季や9月の台風季が多雨となっている。ほとんどが降雨であり、降雪はほとんどみられない。

風は、夏季は南西風が卓越し、冬季は西風がやや強くなる。春秋には「ならい」と呼ばれる北東の風が吹くことがある。

天気は一年を通じて晴れの日が多く、一年の5割弱は晴れ、4割は曇り、1割強が雨である。特に冬季は晴れの日が多くなっている。

第4節 市の社会的条件

本市の人口は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて著しい増加をみせている。これは、市街地周辺部の小川地区、石津地区等で宅地開発が行われたことによる。人口増加率は昭和 45 年から昭和 50 年が 13.7%、昭和 50 年から昭和 55 年が 10.9%となっている。しかし、近年では、昭和 60 年から平成 2 年が 3.3%と、人口の増加は沈静化している。

また、平成 20 年 1 月 1 日に大井川町と合併し、人口、世帯数ともに政令市と富士市、沼津市、磐田市、藤枝に次ぐ県下で 7 番目の規模となる。人口密度では県下 23 市中 1 番目で、全市町中でも清水町に次ぐ 2 番目となる。

近年の一般的な人口構成からみると、幼年人口が減少し高齢者人口が増加する傾向にあり、焼津市もその例外ではない。

本市は、遠洋漁業、水産加工業を基盤に発展し、水産都市として全国にも知られている。

主要道路は、国道 150 号及び東名高速道路が南北に走り、鉄道は、東海道本線が通っている。玄関口として「東名高速焼津 IC」「大井川焼津藤枝スマート IC」「JR 焼津駅」「JR 西焼津駅」がある。

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第5節 予想される災害と地域

1 風水害

本市で発生した風水害のほとんどは、6月から7月の梅雨前線及び8月から10月の台風によるものであり、過去においては、昭和 49 年 7 月 7 日の豪雨や昭和 57 年 9 月 12 日の台風、平成 16 年 6 月 30 日の豪雨、令和元年 10 月 12 日の台風、令和 4 年 9 月 23 日の台風では市内に被害が発生している。そして近年の気候変動に伴い、大雨や短時間強雨の増加等により、未改修の中小河川や河口付近など局地的地域での水害が発生する傾向にある。

市内のほとんどの河川は勾配が緩やかで最下流部に位置し、潮位の影響を受けやすい感潮河川となっていることから、排水不良による内水氾濫が発生する可能性を有している。また、市街化による都市型水害等の新たな災害が発生する可能性を有している。

災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、改修済みの河川であっても災害が発生する可能性があるものとして、想定を超える大雨への備えが必要である。

なお、令和 5 年 9 月に、高草川水系、瀬戸川水系、小石川水系、栃山川水系、志太田中川水系の流域治水プロジェクトが公表され、令和 6 年 6 月には石脇・高草川、小石川・黒石川、栃山川・木屋川・成案寺川の水災害対策プランも公表されたことから、今後、事業の実施により、治水安全度の向上が見込まれる。

地 域	特 徴
北部地区 (東益津、大村)	東益津地区の国道150号より海側については、低地になっており、瀬戸川が感潮河川で天井川となっているため、排水しにくく、内水氾濫の危険性を有する。 東益津地区の国道150号より山側については、山地域の雨水が集中し、未改修である高草川から溢水し、浸水する危険性を有する。 なお、高草川水系、瀬戸川水系流域治水プロジェクト、石脇川・高草川水系水災害対策プランに基づく河川改修や遊水地などの実施 整備により、今後、治水安全度の向上が見込まれる。 また、大村地区の朝比奈川と瀬戸川に挟まれた箇所は、土地区画整理事業による地盤の嵩上げや河川改修の結果、従前よりは浸水の危険性は低くなっているが、梅田川周辺においては都市型水害が発生する可能性を有する。
中部地区 (焼津、小川、豊田)	焼津地区、小川地区の国道150号より海側については、都市下水路等の整備により治水安全度は向上しているものの、潮位の影響による排水不良により、浸水する危険性を有する。 豊田地区については、市街化が進み、保水能力が低下していることから、都市型水害等が発生する可能性を有する。 なお、小石川水系、柁山川水系流域治水プロジェクト、小石川・黒石川水系水災害対策プランに基づく河川改修や遊水地、雨水貯留施設などの整備により、今後治水安全度の向上が見込まれる。
南部地区 (港、和田、大富)	港、和田地区においては、柁山川、木屋川が感潮河川であることから、潮位の影響による排水不良により、浸水する危険性を有する。 なお、柁山川水系流域治水プロジェクト、小石川・黒石川、柁山川・木屋川・成案寺川水災害対策プランに基づく河川改修や雨水貯留施設などの整備により、今後、治水安全度の向上が見込まれる。
大井川地区	大井川地区は、水田が広範囲に分布し保水能力を有しているが、未改修の中小河川があることから、梅雨前線及び台風のもたらす大雨により、中小河川の氾濫の危険性を有する。 なお、志太田中川水系流域治水プロジェクト、「志太田中川水系河川整備計画」が策定されたことから、今後、河川改修などにより、治水安全度の向上が見込まれる。

2 高潮、高波

本市は、駿河湾に面し、15.5kmの海岸線を有していることから、台風、低気圧等による高潮、高波の影響を受けやすいため、沿岸部においては、浸水等の被害が懸念される。

また、河川の下流部についても、高潮の影響を受けやすいことから、浸水等の被害が懸念される。

3 地震、津波

本市を含む東海地方は、全国でも最も地震活動の活発な地域であり、過去においても多くの地震が発生し被害を及ぼしている。過去に発生した被害地震としては、安政東海地震(1854)、東南海地震(1944)が有名である。また、1965年の焼津市を震源とする直下型地震も発生している。また、近年では2009年に駿河湾を震源とする地震(M6.5)が発生し、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化判定会委員打ち合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘されており、駿河湾を震源とする東海地震の発生及び地震発生に伴う津波による浸水被害が懸念されている。過去の地震は、現在と比べて社会環境に大きな差異があり、今後の地震被害は大きなものになると予測される。

今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、本市では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえた、第4次地震被害想定(駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発

生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。）と発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）（以下、本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪1万人を超える死者数の発生が想定されている。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「南海トラフ地震等」という。

4 土石流、地すべり、がけ崩れ

市北部の山間部は、急峻な地形となっており、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等の危険性を有している。この地域には、砂防三法指定区域として砂防指定地が13箇所（内、面指定1箇所）、地すべり防止区域が2箇所（国土交通省所管及び農林水産省所管）、急傾斜地崩壊危険区域が29箇所ある。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域が90箇所指定されており、大雨、地震等への十分な警戒が必要である。

5 火災、爆発

中心市街地では、住宅の密集、老朽住宅の集合及び小規模敷地の連たん等の地区がみられる。

また、近年、大規模小売店舗、ホテル、雑居ビル等不特定多数の者が滞留する建築物が増加し、同時にそれらの建築物の高層化、大規模化が進んでいる。

このような地区では、出火の危険性が高く、いったん出火すると延焼の危険性があり、消火の困難性とあいまって多数の人命が損なわれる恐れがあるため十分な配慮が必要である。また、石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設の防災対策についても十分配慮しておく必要がある。

6 事故

市内には関東、関西を結ぶ東名高速道路、東海道本線及び新幹線等の交通網が走り、交通量が多いことから十分な配慮が必要である。特にトンネル内における事故は大きな災害に結びつきやすく、昭和54年の東名日本坂トンネルの火災事例を踏まえ、特段の防災体制の整備が必要である。

7 原子力災害

「原子力災害」については、御前崎市に中部電力株式会社浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。

県では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を、御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市の全域、藤枝市、島田市、森町、磐田市の一部地域としている（詳細は「県地域防災計画（原子力災害対策編）」参照）。

8 複合災害・連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。また、海溝型巨大地震前後に連続して災害が発生する場合も想定しておく必要がある。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するとともに、国や県と連携し、地域防災力の向上に努めるものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

1 無線通信施設の現況

区 分	内 容
焼津市同時通報用無線	消防防災センターに親局、市庁舎に遠隔制御装置が設置され、ここから市内の子局に放送が可能。同時通報用無線通信施設一覧は、資料編（共通対策）2-1-1①のとおりである。
デジタル簡易無線	消防防災センターに基地局が設置され、各移動局（車載・携帯無線機）との間で、災害情報の収集や指令等に使用する。デジタル簡易無線一覧は、資料編（共通対策）2-1-1②のとおりである。 防災無線（地域防災無線）の相互補助的役割を担い、以下、本計画において市防災行政無線に含まれる。
防災相互通信用無線	防災関係機関相互間の通信手段として、共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。防災関係機関の無線局は、資料編（共通対策）2-1-1③のとおりである。
防災無線（地域防災無線）	災害が発生、又は予想される場合、その被害を最小限にとどめるため、防災関係機関、生活関連機関、自主防災会等と災害対策本部との、あるいはこれらの相互においての、同時に素早く幅広い情報交換が不可欠である。地域防災無線は、このような情報とそれによる対策の伝達をするものである。地域防災無線一覧は、資料編（共通対策）2-1-1④のとおりである。
消防無線	志太消防本部情報指令課に基地局が設置され、移動局（車載、携帯無線機）との間で、災害情報の収集や指令等に使用する。消防無線一覧は、資料編（共通対策）2-1-1⑤のとおりである。
静岡県デジタル防災通信システム	県庁内に基地局を設置し、県、市町、防災関係機関とを衛星回線及び地上無線回線で結ぶものである。無線ファックスも使用でき、市内には焼津漁港管理事務所、消防防災センターに設置してある。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	地震・津波情報等を衛星回線を使ってすみやかに伝達するものである。
非常の場合の無線通信	総務大臣は、電波法第74条に基づき、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な無線通信を行わせることができる。

区 分	内 容
焼津漁港安全情報伝達施設	海岸域の漁業就業者や一般利用者に対する津波情報等を迅速に伝達するために、県により「焼津漁港安全情報伝達施設」が浜当目海岸に設置されている。 この施設は、地震発生時に警報等を「目と耳」で確認できるよう情報表示盤を備えた安全情報伝達施設である。
小エリア無線通信システムの導入	自主防災組織内相互の情報収集機能向上のため小エリア無線機（トランシーバー）を70台自主防災組織に配備した。
障害のある方への情報伝達体制の整備	県及び市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 県及び市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 整備計画

- （１）災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に、情報連絡体制が確保できるように、短期～中長期的に無線通信網の整備を図る。
- （２）被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

通信設備の防災対策	指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。
気象観測施設の充足整備	ア 市内にある気象観測の施設（「気象業務法」に基づき届出のあったもの。）は、雨量観測施設は中港雨量観測所（鰐ヶ島）ほか2箇所があり、水位観測施設は瀬戸川入江橋水位観測所（駅北四丁目）がある。 イ 県では、静岡県土木総合防災情報システムの整備によって、雨量観測所118箇所、水位観測所159箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。
被災者等への情報伝達手段の整備	ア 市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 イ 市は、災害時に孤立が予想される地域について、地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民との情報連絡体制の確保を推進するものとする。 (資料編（共通対策）2-1-1①、②)

第2節 防災資機材整備計画

この計画は、本市が保有する災害応急対策に必要な資機材を整備する計画を明らかにし、有事に際してその機能を有効かつ的確に活用できるようにするため、平常時からこれらの整備点検についての計画も合わせて明らかにするものとする。

1 必要な機械器具

市民等の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害、火災、地震等の災害による被害を軽減するため、志太消防本部と連携し、必要な機械器具を確保しておくものとする。

- （１）整備点検は常時行い、有事の際の活動に万全を期するものとする。
- （２）消防署、消防団の機械器具及び消防水利は別に定める。

2 その他の資機材

防災の用に供するための資機材は、資料編（共通対策）2-2-2に定めるとおりであるが、年次計画により不足資機材の整備充実を図るものとする。

なお、不足資機材については、現に各課で保有する資機材をもって対処する。

また、県及び市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

第3節 道路鉄道等災害防止計画

この計画は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

区 分	内 容
道路交通の災害 予防計画	道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。 （１）安全施設等の整備 （２）防災体制の確立（情報連絡を含む。） （３）異常気象時の通行規制区間の指定 （４）通行規制の実施及び解除（通行規制の基準は、資料編（共通対策）2-3-1のとおり。） （５）通行規制の実施状況に関する広報
鉄道の災害予防 計画	鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時には、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。 （１）安全施設等の整備 ア 道路との立体交差部等における安全施設の整備を図る。 イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 （２）防災体制の確立 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 （３）異常気象時における運転の停止等 豪雨、積雪等の異常気象時には、列車の運転の中止等を行う。 （４）運行規制の実施状況に関する広報

第4節 防災知識の普及計画

災害が発生しても被害が最小限にとどまるよう、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

災害対策関係職員及び市民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

- 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。
- 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。
- 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

- 専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
広報やいつ、印刷物等による普及	市民等に対し、その時期に応じて広報やいつ等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の普及を図る。
講演会等による普及	防災関係者並びに市民等に対し、出前講座、講演会を適宜開催しその普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

普及事項	(1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 市地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底 エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 オ 避難所の適正な運営 カ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 ク その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 (7) 要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮
------	--

3 市の実施事項

気象、水防の知識、市の防災対策、災害救助措置等についての研修会、講演会を適宜開催して、災害時における適切な判断力と行動力の要請及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。

(1) 市職員としての教育

市職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

なお、教育に当たっては、防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。

教育事項	ア	地震・津波、風水害等の防災に関する基礎知識
	イ	東海地震等の災害発生に関する知識
	ウ	静岡県第4次地震被害想定の内容
	エ	「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
	オ	「焼津市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策
	カ	地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識
	キ	職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
	ク	東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置及び情報伝達
	ケ	南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
	コ	緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
	サ	家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
	シ	地震等の防災対策の課題その他必要な事項

上記のうち、カ及びキについては、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。また、各部局等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

なお、上記のほか、焼津市教育委員会は「静岡県学校安全教育目標（県教育委員会編）」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

(2) 生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校（幼稚園・小・中学校）に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、私立学校においても、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。なお、防災教育は、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等を考慮した上で継続して行うよう努めるものとする。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、災害ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

(3) 市民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、さらに、家庭動物の飼養有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。

また、防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防

災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

特に、6月第1日曜日を「土砂災害対応訓練の全国統一実施日」、3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、8月30日から9月5日までを「防災週間」、11月を「地震防災強化月間」、12月第1日曜日を「地域防災の日」、1月15日から21日まで「防災とボランティア週間」と定め、それぞれ、土砂災害津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士、その他防災士等の積極的な活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

区 分	内 容
一般的 な啓発	ア 東海地震等の基礎的な知識 イ 静岡県第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識 カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識 キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 啓 ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 コ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 発 サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 内 ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え 容 セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 ソ 避難生活に関する知識 タ 要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮 チ 安否情報の確認のためのシステム ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性 ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底
手段・方法	パンフレット、ビデオ及び報道機関等の媒体や防災アドバイザー等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

区 分	内 容				
防災学習室による啓発	防災学習室は、地震、津波及び風水害（以下「地震防災等」という。）に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、市民及び自主防災組織等の地震防災等に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。また、地震防災等に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行う。				
社会教育を通じての啓発	市及び市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 <table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td><td>市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</td></tr> <tr> <td>手段・方法</td><td>各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</td></tr> </table>	啓発内容	市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。	手段・方法	各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
啓発内容	市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。				
手段・方法	各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。				
各種団体を通じての啓発	市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 また、県及び市は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。				
防災上重要な施設管理者に対する教育	危険物を取り扱う施設や大型小売り店舗、旅館など不特定多数の者が出入りする施設の管理者に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者の取るべき措置についての知識の普及に努める。				
相談窓口等	市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。 なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は、次のとおりである。 ア 総括的な事項・・・防災部 イ 建築物に関する事項・・・都市政策部				

4 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、NTT西日本株式会社、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 防災のための調査研究

防災計画を有効なものとするために、災害時の事例等を科学的に調査、研究し、本市の地域特性に応じた地域防災計画の改訂に役立てる。

1 調査、研究事項

調 査 研 究 内 容
(1) 本市の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査・検討する。 (2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。 (3) 災害史の検討により災害発生メカニズムを理解する。 (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。 (5) 要防災の程度を区分する。 (6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。 ア 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予測することができる。こうした防災基礎調査の活用は従来、とくにおおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。 イ 本市におけるこれまでの災害は特定の地域に集中していたが、今後山沿いの宅地開発に伴う地盤災害も予想される。一方、都市化の進展に伴い高層建築物、密集市街地、用途の混在地区、生活基盤の未整備地区等がみられ、災害形態も複雑多様化が予想される。このような新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。 (7) 要防災地域の防災パトロールの実施 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。 (8) 防災関係機関との情報交換 国、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画、情報については、連絡を密にしてそれらとの情報交換に努める。 (9) 情報通信網の活用 情報通信分野をはじめ、めざましく進歩する科学技術を防災行政へ積極的に活用する。

2 土地条件調査上における地域別主要問題点

地 域	主 要 問 題 点
大井川流域	焼津海岸の侵食の問題

3 災害発生状況調査

区 分	内 容
地 震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
津 波	過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。
風 水 害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。
大 火 災	火災については、志太消防本部がその発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第6節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難場所等の周知啓発

市は住民等に対し、避難場所が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難場所等の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難場所、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

また、市は、関係機関と協力し、避難場所等を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

（1）避難場所

- ア 避難誘導標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入口の整備

（2）避難路

- ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

（1）避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。（資料編（共通対策）2-6-3）

具体的には次のとおりとする。

- ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平時から場所や収容人員、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- イ 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

る。また、避難所としての機能は応急的なものであること、大規模災害時に児童生徒の心の平穏を回復、維持するためには、学校生活を再開し、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠であることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド（睡眠）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市は、感染症対策について、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

カ 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

キ 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ク 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

（２）２次的避難所の整備

ア 福祉避難所

（ア）市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等と福祉避難所の協定を締結し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

（イ）市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、より多くの要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所の確保に努めるものとする。

（ウ）市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」

に基づいた「焼津市福祉避難所設置・運営マニュアル」などに沿いながら、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

- (エ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- (オ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、協定締結先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整を図り、必要に応じて覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 2次的避難所

- (ア) 2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- (イ) 市及び県は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- (ウ) 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難場所、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

ア 避難所の管理者不在時の開設体制

イ 避難所を管理するための責任者の派遣

ウ 災害対策本部との連絡体制

エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難場所の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、県及び市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

- (1) 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- (2) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難（立退き避難・水平避難）、を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。
- (3) 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- (4) 市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第7節 防災訓練

災害対策本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。また、市の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容															
総合防災訓練の実施	災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、志太消防本部、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施する。 <table><tr><td>(1) 水防</td><td>(2) 消火</td><td>(3) 交通規制</td></tr><tr><td>(4) 航空偵察</td><td>(5) 道路啓開</td><td>(6) 救出・救護</td></tr><tr><td>(7) 避難・誘導</td><td>(8) 通信情報連絡</td><td>(9) 救助物資輸送</td></tr><tr><td>(10) 避難所運営</td><td>(11) 給水・炊き出し</td><td>(12) 応急復旧</td></tr><tr><td>(13) 遺体措置</td><td></td><td></td></tr></table>	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送	(10) 避難所運営	(11) 給水・炊き出し	(12) 応急復旧	(13) 遺体措置		
	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制													
(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護														
(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送														
(10) 避難所運営	(11) 給水・炊き出し	(12) 応急復旧														
(13) 遺体措置																
	総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。															

区 分	内 容
救助・救急関係機関の連携	市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
防災関係者等の訓練実施	災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得並びに体得し、災害時においてすみやかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した個別訓練並びに連携訓練を実施するものとする。
非常通信訓練	災害時において、災害地から市災害対策本部及び中部方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
防災訓練のための交通の禁止又は制限	県警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で道路交通法に基づく交通規制を実施することができる。
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
藤枝市等が行う防災訓練に対する参加・協力	藤枝市等が行う地域の防災訓練活動に積極的に参加・協力するものとする。

第8節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。従って、当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

区 分	内 容
組 織	自治会または町内会単位で自主防災組織を設置し、各自主防災組織には、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。 ※自主防災会規約（資料編（共通対策）2－8－1①）、自主防災組織一覧表（資料編（共通対策）2－8－1②）

編 成	本部組織として、消火班、救護班、情報班、避難誘導班、給食給水班等及び自主防救助隊を編成し必要に応じて小単位の下部組織を置く。 併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。	
活動内容	平時	防災知識の普及、自主防災組織の台帳整備、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時	地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行い、組織が行う活動の充実を図る。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会の実施

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織の活動を充実させるため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

研修名	対象者	目 的
市民防災リーダー育成講座	会長、副会長、班長等のリーダー	防災上の知識技能の向上を図ることにより、自主防災組織のリーダーとしての行動力を充実させる。

4 市民の果たすべき役割

地震、津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区 分	内 容
平時からの実施事項	(1) 防災気象に関する知識の吸収 (2) 地震防災等に関する知識の吸収 (3) 地域の危険度の理解 (4) 家庭における防災の話し合い (5) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、津波避難場所、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 (6) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 (7) 家屋の補強等 (8) 家具その他落下倒壊危険物の対策 (9) 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 (10) 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） (11) 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 (12) 自動車へのこまめな満タン給油 (13) 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え (14) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 (15) 動物の飼い主については、ペットフード等、飼育に要する物資備蓄（少なくとも5日分、できれば7日以上）

南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	平時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 (1) 正確な情報の把握 (2) 火災予防措置 (3) 非常持出品の準備 (4) 適切な避難及び避難生活 (5) 自動車の運転の自粛
災害発生後の実施事項	(1) 出火防止及び初期消火 (2) 地域における相互扶助による被災者の救出活動 (3) 治療を要する負傷者の搬送 (4) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 (5) 自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、市、消防団及び県等その他防災関係機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平時から次の活動をするものとする。

区 分	内 容
防災知識の啓発	正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。
防災委員の自主防災組織内での活動	防災委員は、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内の役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災組織の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災組織の台帳の作成	自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 なお、要配慮者に関する台帳の整備に当たっては、民生委員・児童委員や福祉関係団体等との連携に努める。 (1) 世帯台帳（基礎となる個票）※津波避難台帳を兼ねる (2) 要配慮者に関する台帳 (3) 人材台帳 (4) 自主防災組織台帳
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難所の運営体制の整備	市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。 (資料編（共通対策）2-8-5)

区 分	内 容
防災訓練の実施	総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 (1) 情報の収集及び伝達の訓練 (2) 出火防止及び初期消火の訓練 (3) 避難訓練 (4) 救出及び救護の訓練 (5) 炊き出し訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

6 市の指導及び助成

区 分	内 容																		
自主防災組織づくりの推進	市は、中部地域局と連携して地域住民と十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域にあった自主防災組織づくりを推進する。																		
防災委員制度	市は、自主防災組織及び住民による防災対策の啓発活動を強化するため、防災委員制度の推進を図り、防災委員に対し研修を行うものとする。防災委員の任期は3年とし、次の各号に掲げる活動を行う。 （１）同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化 （２）個人指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導 （３）市の施策の広報や推進、普及協力 （４）市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達 （５）自主防災組織会長等の補佐、支援																		
自主防災に関する意識の高揚	市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に資料の提供、研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。 <table><tr><th>研 修 名</th><th>対 象 者</th><th>目 的</th></tr><tr><td>市民防災リーダー育成講座</td><td>自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td><td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td></tr><tr><td>地震防災講演会</td><td>自主防災会員及び市民、事業所、消防団員、市職員</td><td>自主防災会の会員を始め、広く市民等に防災知識の習得及び防災意識の高揚を図る。</td></tr><tr><td>防災委員長会議</td><td>防災委員長</td><td>各自主防災組織の会長の補佐として、意見や情報交換を行い、自主防災組織のより一層の強化を図る。</td></tr><tr><td>防災委員研修</td><td>防災委員</td><td>防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化を図る。</td></tr><tr><td>自主防災会視察研修</td><td>自主防災会役員及び会員</td><td>先進都市等の防災施設等を見聞し、防災対策の強化、充実を図る。</td></tr></table>	研 修 名	対 象 者	目 的	市民防災リーダー育成講座	自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	地震防災講演会	自主防災会員及び市民、事業所、消防団員、市職員	自主防災会の会員を始め、広く市民等に防災知識の習得及び防災意識の高揚を図る。	防災委員長会議	防災委員長	各自主防災組織の会長の補佐として、意見や情報交換を行い、自主防災組織のより一層の強化を図る。	防災委員研修	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化を図る。	自主防災会視察研修	自主防災会役員及び会員	先進都市等の防災施設等を見聞し、防災対策の強化、充実を図る。
研 修 名	対 象 者	目 的																	
市民防災リーダー育成講座	自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。																	
地震防災講演会	自主防災会員及び市民、事業所、消防団員、市職員	自主防災会の会員を始め、広く市民等に防災知識の習得及び防災意識の高揚を図る。																	
防災委員長会議	防災委員長	各自主防災組織の会長の補佐として、意見や情報交換を行い、自主防災組織のより一層の強化を図る。																	
防災委員研修	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化を図る。																	
自主防災会視察研修	自主防災会役員及び会員	先進都市等の防災施設等を見聞し、防災対策の強化、充実を図る。																	

区 分	内 容
組 織 活 動 の 促 進	市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。
コミュニティ防災センターの活用	市はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。 （１）平時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 （２）地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。
自主防災組織への助成	自主防災組織の活動に必要な運営経費及び防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、市及び県は必要な助成を行う。
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。

7 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体は、共に連携して地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化を図り、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。市は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平時から次の事項について努めなければならない。

- 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。
- 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市町が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を抑えさせるための適切な措置を講ずること。

区 分	内 容
平時からの防災活動の概要	(1) 防災訓練 (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集、伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 救出及び応急救護等 (7) 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 (8) 施設及び設備の耐震性の確保 (9) 予想被害からの復旧計画策定 (10) 各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
事業継続計画（BCP）の取組	事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第 10 節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第 11 節 ボランティア活動に関する計画

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉法人焼津市社会福祉協議会（以下「焼津市社会福祉協議会」という。）及び焼津市ボランティア連絡協議会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図るものとする。また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その環境整備を図るものとする。

区 分	内 容
ボランティア活動の支援	市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。 市及び焼津市社会福祉協議会は、焼津市災害ボランティア本部で活動するボランティア

区 分	内 容
	団体と連携した訓練や質的向上のための研修の実施を計画する。 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市内において活動を行う災害中間支援組織との連携強化に努めるものとする。 焼津市災害ボランティア本部は、「焼津市総合福祉会館」に設置する。 災害ボランティアセンターの設置予定場所は、資料編（共通対策編）３－７－４③のとおりである。 市は、避難生活支援リーダー、サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。
ボランティア活動経費等の準備	市は、焼津市災害ボランティア本部で活動するための資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前にコーディネーターを活用できるような環境を創る。

第１２節 要配慮者支援計画

要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

区 分	内 容						
要配慮者支援体制	市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地、津波避難場所又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、志太消防本部、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1"> <tr> <td>行政機関</td><td>警察、消防</td></tr> <tr> <td>地域組織</td><td>自治会、町内会等</td></tr> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td><td>民生委員・児童委員、社会福祉協議会</td></tr> </table>	行政機関	警察、消防	地域組織	自治会、町内会等	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、社会福祉協議会
行政機関	警察、消防						
地域組織	自治会、町内会等						
福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、社会福祉協議会						
避難行動要支援者の把握、名簿の作成等	市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するため、市が把握している福祉情報及び県が把握している難病者に係る情報等を積極的に活用し、避難行動要支援者名簿を作成する。 市は、民生委員・児童委員等と協力して、避難行動要支援者の把握に当たる。						
避難行動要支援者名簿の対象者	避難行動要支援者名簿の対象者は、在宅の者のうち、次のとおりとする。 （１）要介護３以上の認定を受けている者 （２）身体障害者手帳１級又は２級に該当する者 （３）療育手帳Ａに該当する者 （４）精神障害者保健福祉手帳１級に該当する者 （５）上記以外で支援の必要がある者						

区 分	内 容
避難行動要支援者名簿の提供	市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。 名簿情報の提供を受ける者は、提供された名簿情報が無用に共有、利用されないよう適正に管理し、名簿情報の漏えい防止等に必要な措置を講じる。
避難行動要支援者名簿の更新	市は、住民の異動や障害者手帳等の発行により変化する避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新し、概ね1年ごとに避難支援等関係者に提供する。
個別避難計画の作成等	市は、市地域防災計画に基づき、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するものとする。 また、個別避難計画については、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 市は、市地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画情報を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。 市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。
防災訓練	市は、県と連携し要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。
人材の確保	市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。
協働による支援	市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
地区防災計画との整合	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
避難支援等関係者等の安全確保	市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第 1 3 節 救助・救急活動に関する計画

区 分	内 容
救助隊の整備	志太消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。
保健医療福祉調整本部の総合調整	県及び市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

第 1 4 節 応急住宅・災害廃棄物処理

区 分			内 容
応急住宅	応急仮設住宅	建設型 応急住宅	市及び県は、応急建設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
		賃貸型 応急住宅	市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅		
災害廃棄物処理			市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 市及び県は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

第 1 5 節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
県、市	緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、県が石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努める。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むよう努めるものとする。 市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

実施主体	内 容
重要施設の管理者	県、市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平時から点検、訓練等に努めるものとする。 特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 県、市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。 県、市、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。 県および港湾管理者は、災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾の防災拠点機能を確保するよう努めるものとする。
ライフライン事業者	災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第１６節 被災者生活再建支援に関する計画

区 分	内 容
実施体制の整備	県は、NPOなど民間のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行う「被災者支援連絡会」を設置し、平時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施する。 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 （１）住家被害認定調査及び罹災証明書交付の訓練

	(2) 他の地方公共団体や、土地家屋調査士、不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結 (3) 応援の受入れ体制の構築
システムの活用	市は、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

第 17 節 市の業務継続に関する計画

区 分	内 容
業務継続体制の確保	市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、焼津市業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
業務継続計画等において定めておく事項	市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。 (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 (3) 電気・水・食料等の確保 (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 (5) 重要な行政データのバックアップ (6) 非常時優先業務の整理

第 18 節 複合災害対策

市は、地震、津波、原子力災害、風水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる現象）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

市は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当る要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

市は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第 19 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。また、平時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第20節 孤立予想集落対策

県は、市と連携し、災害時に孤立が予想される集落について、通信手段の整備状況、ヘリコプターの離着陸スペースの確保状況、食料や飲料水の備蓄状況などの実態を調査し、これらの結果を「孤立予想集落台帳」として整備する。また、同台帳を毎年更新し、自衛隊等の関係機関と共有するとともに、台帳を活用した訓練を定期的実施する。

第21節 災害に強いまちづくり

市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注）※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として潮風グリーンウォーク、多自然川づくり等の取組が挙げられる。

市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる区域を限定し、住宅を安全な区域に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

市は、平時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

県及び市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 総則

この計画は、市が指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得て実施する災害応急対策に係る計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

市の責務	災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第5条（市町村の責務）の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置
他の市町長等に対する応援の要求	法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町長等に対して応援を要求する場合の措置
県知事に対する応援の要求等	法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事に対して応援を要求する場合の措置
災害派遣の要請の要求等	法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置

1 焼津市地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条（市町村地域防災計画）では、市地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、焼津市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

2 市の行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき市が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

市の行う措置
(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項 (3) 被害者の救難、救助その他の保護に関する事項 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (8) 緊急輸送の確保に関する事項 (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

上記（9）として行う措置の例は以下のとおりである。

発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。

3 防災業務計画と焼津市地域防災計画との関係

市地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

4 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。
相互協力	法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
市の配慮すべき事項	（１）要請について ア 市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 イ 要請連絡は電信・電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電信・電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。 （２）関係者への連絡周知について 市長は県が県地域防災計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
応援の指揮系統	法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとする。
協力要請事項の正確な授受	要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。 （１）機関名 （２）所属部課名 （３）氏名
従事命令等の発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

区 分	内 容
標 示 等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による応急措置の代行	法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、焼津市地域防災計画の定めるところより行うものとする。
経 費 負 担	（１）災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 （２）知事が市長の要請により、他の都道府県、市町あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。
活 動 体 制	県及び市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

第２節 組織計画

この計画は、市の災害対策組織体制を明らかにし、防災行政の総合的な運営及び災害応急対策の円滑な遂行を図ることを目的とする。

１ 災害対策組織

組 織 名 等	概 要
焼津市防災会議	（１）編成 焼津市防災会議の編成は、資料編（共通対策）３－２－１①のとおり （２）運営 焼津市防災会議条例（昭和37年焼津市条例第37条）（資料編（共通対策）３－２－１②）及び焼津市防災会議運営要領（昭和57年防災会議決定）（資料編（共通対策）３－２－１③）の定めるところによる。
焼津市災害対策本部	（１）編成 焼津市災害対策本部の編成は、資料編（共通対策）３－２－１④のとおり （２）運営 焼津市災害対策本部条例（昭和55年焼津市条例第34号）（資料編（共通対策）３－２－１⑤）及び焼津市災害対策本部等運営規程（昭和58年訓令甲第6号）（資料編（共通対策）３－２－１⑥）の定めるところによる。 （３）本部 災害対策本部は焼津市消防防災センター庁舎内に設置するものとする。 （資料編（共通対策）３－２－１⑦） （４）設置基準 次のいずれかに該当した場合、災害対策本部を設置する。 ア 市域に市民の生命・身体・財産に被害を及ぼす災害が発生したとき イ 市域に災害救助法の適用を要する大規模な災害が発生したとき ウ 市域に災害の発生が予想され、その対策を要するとき エ 市域に大規模な火災・事故等が発生したとき オ その他市長が必要と認めたとき （５）廃止の基準

組 織 名 等	概 要
	ア 災害の危険がなくなったとき イ 災害発生後における応急措置が概ね完了したとき ウ その他市長が認めたとき
焼津市災害対策本部	(6) 本部設置及び廃止の通知 本部長は本部が設置又は廃止されたときは災害対策関係機関（資料編（共通対策）3-2-1⑧）に定めるもののうち、必要と認めるものに通報する。 (7) 事務分掌 焼津市災害対策本部編成表による各部の事務分掌は、資料編（共通対策）3-2-1⑥別表第1による。
焼津市水防本部	水防本部の組織に関し必要な事項は「風水害対策編」の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。
本部設置時の措置	(1) 標識 焼津市消防防災センター内に表示板を掲げる。 (2) 本部室 消防防災センター1階災害対策本部室に本部を設置する。 ※ 表示板は、資料編（共通対策）3-2-1⑨のとおり。

第3節 応援・受援計画

この計画は、市長が応援動員を命令し、又は要請する場合の対象者及び実施期間、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 応援・受援の実施基準

区 分	内 容												
応援・受援の時期	市長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる。 なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。												
応援・受援対象者	<table border="0"> <tr> <td>ア 県職員</td><td>キ 医師、歯科医師又は薬剤師</td></tr> <tr> <td>イ 市職員（消防、水防団員を含む）</td><td>ク 保健師、助産師又は看護師</td></tr> <tr> <td>ウ 志太消防本部</td><td>ケ 土木技術者又は建築技術者</td></tr> <tr> <td>エ 警察官</td><td>コ 大工、左官又はとび職</td></tr> <tr> <td>オ 自衛官</td><td>サ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者</td></tr> <tr> <td>カ 海上保安官</td><td></td></tr> </table>	ア 県職員	キ 医師、歯科医師又は薬剤師	イ 市職員（消防、水防団員を含む）	ク 保健師、助産師又は看護師	ウ 志太消防本部	ケ 土木技術者又は建築技術者	エ 警察官	コ 大工、左官又はとび職	オ 自衛官	サ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者	カ 海上保安官	
ア 県職員	キ 医師、歯科医師又は薬剤師												
イ 市職員（消防、水防団員を含む）	ク 保健師、助産師又は看護師												
ウ 志太消防本部	ケ 土木技術者又は建築技術者												
エ 警察官	コ 大工、左官又はとび職												
オ 自衛官	サ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者												
カ 海上保安官													

2 実施方法

区 分	内 容
市職員の応援	市は、職員が現地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるとともに、職員の応援動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる体制を整備するため、各部局の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとし、概ね次のとおり措置をするものとする。 また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

区 分	内 容
	(1) 応援動員は、市長の命令により総務部長が行い、応援動員の状況を市長に報告する。 (2) 各部局長は、各部局の実情に応じた応援動員の方法を定めておくものとする。 (3) 応援動員は、同時通報用無線及び電話等により行うものとする。 (4) 応援動員について各部局に調整がある場合は、市長が行うものとする。 (5) 職員の配備体制とその基準は、資料編（共通対策）3-2-1 ⑥別表第3及び第4のとおりとする。また、応援動員計画は、資料編（共通対策）3-3-2 ①により定めるものとする。 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。
知事等に対する 応援の要請等	次の事項を明らかにしたうえ応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、資機材等 (3) 応援を必要とする場所 (4) 応援を必要とする期間 (5) その他応援に対し必要な事項 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県や国に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。 市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。
消防職員の応援動員 要請	応援動員要請は、原則として志太広域事務組合消防長に対して行う。
消防団の応援動員 要請	応援動員要請は原則として、消防団を統括する消防団長に対して行う。
水防団の応援動員 要請	応援動員要請は原則として、水防団を統括する水防団長に対して行う。
警察官の応援動員 要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、焼津警察署長に対し出動を要請する。
自衛隊の派遣要 請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は、第3章 第27節 「自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところによるものとする。
海上保安庁に対す る支援要請	海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は、第3章 第28節 「海上保安庁に対する支援要請の要求計画」の定めるところによるものとする。
医療助産関係者の 応援動員要請 (従事命令を含む)	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は、第3章 第13節 「医療・助産計画」の定めるところによるものとする。
土木業者、建設業 者及び技術者等 の応援動員要請 (従事命令を含む)	(1) 応援動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接もしくは当該業者の所属する業者組合に対して、行うものとする。 (2) 応援動員の範囲及び応援動員能力は、社団法人焼津市建設工業会地震等災害対策協力会本部組織編成表及び大井川建設業協会災害発生時における緊急連絡網（資料編（共通対策）3-3-2 ②）の業者を中心に定めるものとする。 (3) 応援動員の派遣中の指揮は原則として、市長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。

区 分	内 容	
市	知事等に対する応援要請等	市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、資機材等 (3) 応援を必要とする場所 (4) 応援を必要とする期間 (5) その他応援に関し必要な事項
	他の市町長に対する応援要請	(1) 市長は、当該市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 (2) 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。
関係機関等への協力要請	災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣の要請等をするものとする。 (1) 派遣を要請する理由 (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣について必要な事項 法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。 ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項	
受入体制の確立	(1) すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 (2) 応援動員を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 (3) 県及び市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。 (4) 県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 (5) 市は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。	

第4節 通信情報計画

この計画は、焼津市、県並びに関係防災機関との通信系統及び市の実施すべき事項を明らかにして情報連絡が円滑に行われるよう措置することを目的とする。なお、事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面「第33節 突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

基 本 方 針	(1) 県、市間の緊密化 情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と中部方面本部、中部方面本部と市災害対策本部各相互のルートの基本として志太消防本部、焼津警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 また、情報活動の緊密化のため焼津警察署は、中部方面本部及び市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、志太消防本部及び中部方面本部は、市災害対策本部に職員を派遣する。 (2) 報道機関との連携 日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。 (3) 情報活動の迅速的確化 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を県の「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める。 (4) 県災害対策本部との連携 ア 県災害対策本部に対する報告、要請等は災害対策本部において取りまとめて実施する。 イ 県に災害現地対策本部が設置された場合には、市災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。 (5) 防災関係機関相互の連携体制の構築 ア 県、市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を新総合防災情報システム（SOBO-WE）に集約できるよう努めるものとする。 イ 県、市、防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。 (6) 情報伝達体制の確保 県、市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
------------------	--

1 気象予報、警報等収集体制及び周知方法

区 分	内 容
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	(1) 県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては、市警戒本部、もしくは防災担当課）において受理する。 (2) 市は、気象、地象、地動及び水象（以下この節において「気象等」という。）に関する情報について関係機関から積極的に収集する。 (3) 気象等情報は、必要に応じて同時通報用無線、広報車等を活用して、住民等に対して周知するものとする。 (4) 気象注意報、警報等の種類及び発表基準は、資料編（共通対策）3-4-1のとおり。 (5) 水防予警報の収集及び伝達については「風水害対策編」の定めるところによる。 (6) 災害の発生する恐れがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雷等、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は焼津警察署に通報するものとする。

区 分	内 容										
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	(1) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。 なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。 (2) 地域派遣市職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。 (3) 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 ア 被害状況 イ 避難の指示又は警戒区域設定状況 ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況 エ 物資の価格、役務の対価動向 オ 金銭債務処理状況及び金融動向 カ 避難所の設置状況及び避難生活状況 キ 火災の発生状況及び延焼拡大状況 ク ガス、危険物の漏洩及びその他二次災害要因 ケ 医療救護所の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 コ 応急給水状況 サ 観光客等の状況 シ 避難状況 ス 緊急輸送路等の被害及び復旧状況 セ 人命救助の有無 ソ 自衛隊及び他都市消防機関の支援・展開状況 タ ライフライン施設の被害及び復旧状況 チ その他の各部・班の所管する事項										
防災関係機関による情報収集及び伝達	(1) 気象等情報の収集及び伝達 焼津市災害対策本部から伝達される気象等情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ市に届けるものとする。 (2) 災害応急対策に関する情報の収集及び伝達 収集すべき情報の主なものは次のとおりである。 ア 被害状況 イ 災害応急対策実施状況 ウ 復旧見込み等										
情報収集方法等	災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、焼津警察署の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>計測機器による収集</td><td>市に設置した計測震度計により、震度情報の収集を行う。</td></tr> <tr> <td>航空偵察による収集</td><td>大規模災害発災後、必要に応じ、無人航空機、高所監視カメラ等による偵察の活用により被害概況を収集し、収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。</td></tr> <tr> <td>職員派遣による収集</td><td>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr> <tr> <td>自主防災組織等を通じての収集</td><td>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr> <tr> <td>参集途上の職員による収集</td><td>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</td></tr> </table>	計測機器による収集	市に設置した計測震度計により、震度情報の収集を行う。	航空偵察による収集	大規模災害発災後、必要に応じ、無人航空機、高所監視カメラ等による偵察の活用により被害概況を収集し、収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。	職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	自主防災組織等を通じての収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。
計測機器による収集	市に設置した計測震度計により、震度情報の収集を行う。										
航空偵察による収集	大規模災害発災後、必要に応じ、無人航空機、高所監視カメラ等による偵察の活用により被害概況を収集し、収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。										
職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。										
自主防災組織等を通じての収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。										
参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。										

区 分	内 容
	防災関係機関からの収集 防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。

2 被害状況等の報告

区 分	内 容
市長に対する報告	(1) 市職員は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して市長に報告するものとする。 (2) 志太広域事務組合消防長は、災害情報を市長に通知する。 (3) 焼津警察署長は、災害情報を市長に通知する。
知事に対する報告等	(1) 被害速報（随時） 市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編（共通対策）3-4-2①に定める「被害程度の認定基準」に基づき、資料編（共通対策）3-4-2②「被害速報（随時）」により県中部方面本部長（中部地域局長）を経て、県災害対策本部長（知事）に報告する。また、被害規模を早期に把握するため、市長は志太消防本部と連携し、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し県中部方面本部長に報告する。ただし、県中部方面本部長に連絡がつかない場合は県災害対策本部長（知事）に、県災害対策本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。 なお、連絡がつき次第、県災害対策本部長（知事）及び県中部方面本部長にも報告する。 (2) 定時報告 市長は、定められた時間に県中部方面本部長に定時報告をする。市長は可能な限り最新の被害状況を資料編（共通対策）3-4-2③「災害定時及び確定報告書」により把握しておくものとする。 (3) 確定報告 市長は、被害状況確定後すみやかに「災害定時及び確定報告書」により県中部方面本部長を経由して、県災害対策本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。 (4) 知事に対する要請 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。 (5) 「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 市の災害応急対策実施状況 (6) 志太消防本部への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市及び志太消防本部は第1報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。その他の場合についても、消防庁の「火災・災害等即報要領」に基づき対応し、様式1～4により報告する。 (7) 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

区 分	内 容																		
	(8) 行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町又は都道府県に連絡するものとする。																		
内閣総理大臣に対する報告	(1) 法第53条第1項の規定に基づき、市が県に報告できない場合に内閣総理大臣に報告すべき災害は、① 県が災害対策本部を設置した災害、② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害、③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。ただし、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。 なお、内閣総理大臣への報告は、市から消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。また、平成7年の法改正により、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。 (2) 報告は次の基準に該当するものとする。 ア 「災害救助法」の適用基準に合致するもの イ 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの オ 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの カ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を市から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。 （消防庁応急対策室） <table><tr><th colspan="2"></th><th>地域衛星通信ネットワーク</th><th>NTT有線</th></tr><tr><td rowspan="2">平日 (9:30～18:15)</td><td>電話</td><td>61-8-048-500 -90-43414</td><td>03-5253-7527</td></tr><tr><td>FAX</td><td>61-8-048-500 -90-49033</td><td>03-5253-7537</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外 (宿直室)</td><td>電話</td><td>61-8-048-500 -90-49102</td><td>03-5253-7777</td></tr><tr><td>FAX</td><td>61-8-048-500 -90-49036</td><td>03-5253-7553</td></tr></table>			地域衛星通信ネットワーク	NTT有線	平日 (9:30～18:15)	電話	61-8-048-500 -90-43414	03-5253-7527	FAX	61-8-048-500 -90-49033	03-5253-7537	上記以外 (宿直室)	電話	61-8-048-500 -90-49102	03-5253-7777	FAX	61-8-048-500 -90-49036	03-5253-7553
		地域衛星通信ネットワーク	NTT有線																
平日 (9:30～18:15)	電話	61-8-048-500 -90-43414	03-5253-7527																
	FAX	61-8-048-500 -90-49033	03-5253-7537																
上記以外 (宿直室)	電話	61-8-048-500 -90-49102	03-5253-7777																
	FAX	61-8-048-500 -90-49036	03-5253-7553																
焼津市防災会議に対する報告	必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、焼津市防災会議に報告するものとする。																		
被害の調査（被災者台帳、罹災証明書）	被害状況の調査に当たっては調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、被災者台帳を整備し、必要があるときは、罹災証明書を発行する。																		

3 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

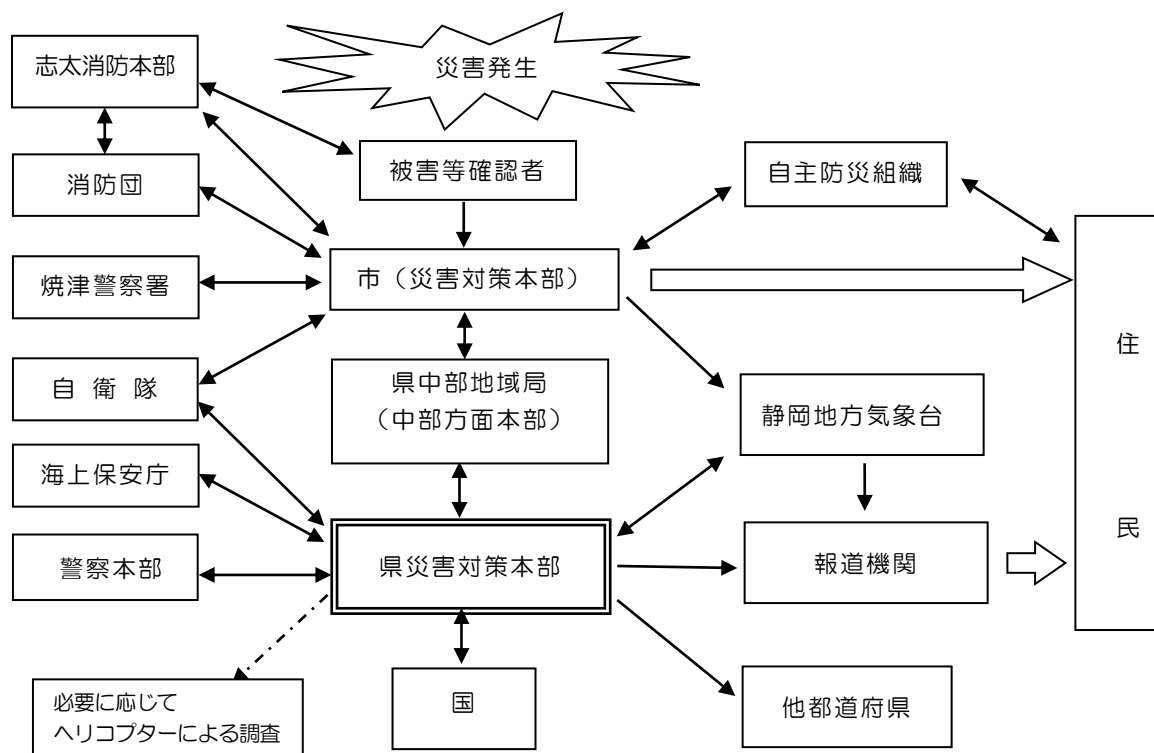
なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集、又は通報のため市、県及び関係機関とを結ぶ通信系統は、資料編（共通対策）3-4-3①のとおり。

区 分	内 容
災害時指定電話	(1) 災害時指定電話の指定 市及び防災関係機関は、災害情報通信専用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。指定電話には、通信事務従事者を配置する。本部においては、通信班がこれにあたる。 (2) 連絡責任者 市及び防災関係機関は、相互の通信連絡を確保するため、通信事務従事者を配置する。 (3) 市災害対策本部室 市においては、災害情報管理室に災害時指定電話を配置する。通信班は、通信事務従事者として災害情報管理室に待機し、次の業務に従事する。
非常通信の利用	災害時に有線通信回線の利用が不可能な場合、静岡地区非常通信協会無線局加盟機関に依頼し、無線通信施設を優先利用することができる。 利用できる無線局は、資料編（共通対策）3-4-3②のとおりである。
災害時優先電話	西日本電信電話株式会社では災害時に回線が輻そうすることを防止するため、通話の規制を行う。災害時優先電話は、この規制を受けずに優先的に使用できる。
災害時特設公衆電話	公衆用として、市内33箇所に123回線が設置されている。
同時通報用無線の利用	災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、同時通報用無線を活用し市民等に情報を周知する。（資料編（共通対策）2-1-1①）
防災行政無線等の利用	災害の発生により有線の通信回線が利用できなくなったときは、防災行政無線等、防災関係機関の非常無線通信を最大限活用し、非常の際における通信連絡網の確立を図る。（資料編（共通対策）2-1-1②）
アマチュア無線の利用	アマチュア無線局が行う非常通信については平素から密接な連携を保ち、災害時の活用を図る。
その他無線の利用	有線通信が困難な場合は、その他無線として、以下のものが利用可能である。 (1) 地域防災無線 学校、地域交流センター、コミュニティ防災センター及び防災関係機関に配置してある。 (資料編（共通対策）2-1-1④) (2) 消防無線（資料編（共通対策）2-1-1⑤） (3) 簡易無線など
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。
自主防災組織を通じての連絡	市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

区 分	内 容
広報車等の活用	

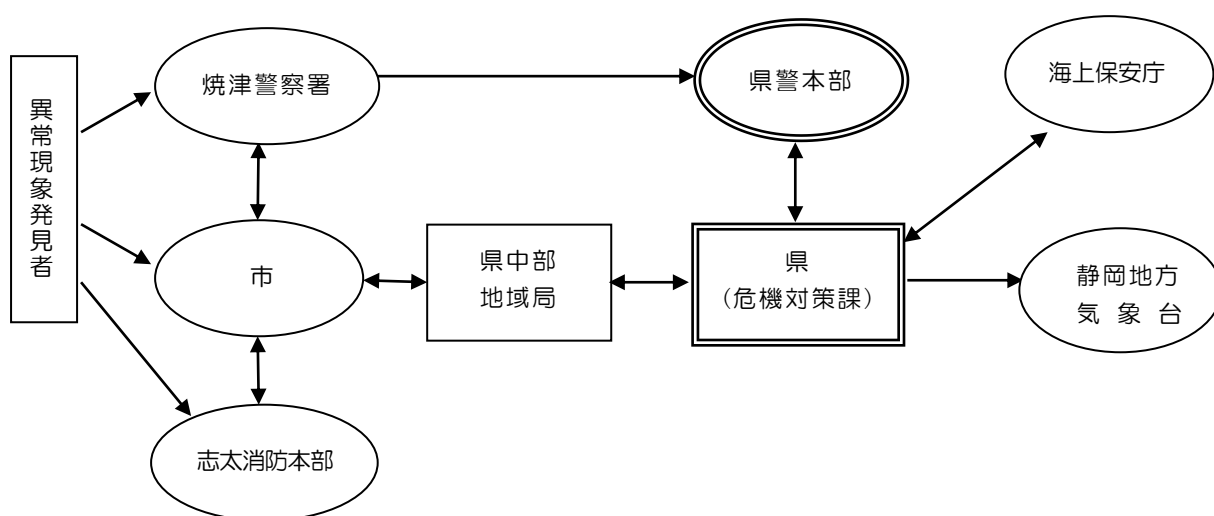
【情報連絡系統図】



4 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。

また、竜巻や強い降雹等を発見した通報を受けた市は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。



第5節 災害広報計画

災害時において、市民等に対し必要な情報を提供して民心の安定を図るとともに県、関係各機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期することを目的とする。

なお、その際、要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、市外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

県、市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報の内容等

区 分	内 容
広 報 事 項	災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）等に基づき、避難地及び津波避難場所の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。 なお、実施に際しては、報道機関、県、志太消防本部及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行うものとする。 広報事項の主なものは次のとおりである。 （１）気象、地象、水象に関する情報 （２）地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 （３）電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧見込み （４）医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 （５）防災関係機関の対応状況及び復旧見込み （６）人心安定のため市民に対する呼びかけ （７）自主防災組織に対する活動実施要請 （８）その他社会秩序保持のための必要事項
報道機関に対する協力等	（１）報道対応責任者 焼津市災害対策本部が報道機関に対応する場合の総括責任者は行政経営部長とする。 （２）情報発表方法 報道機関に対する正式情報の発表は、必要により焼津市災害対策本部へ参集を依頼し、又は各社（支局）に対して個別に行うものとする。

区 分	内 容		
広報実施方法	災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体を活用して行う。また、停電や通信障害発生時には、情報を得る手段に限られることにも配慮する。		
	印刷媒体	災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類	
	視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS（静岡放送）、 K・MIX（静岡エフエム放送）
		テレビ	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、 SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）
		同時通報用無線、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、インターネット（市の公式ホームページ、市の公式LINE等）、ケーブルテレビ、コミュニティFM、携帯電話（やいづ防災メール、緊急速報メール）等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。	
		広報車による広報	必要に応じ、車両を用いて実施する。
その他	自主防災組織を通じての連絡		
県との連携	(1) 県から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。 (2) 県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。		
被災者の安否に関する情報の提供等	市は、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。 また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編（共通対策）３－５－１）に基づき県及び警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。		
外部機関との連携等	(1) 焼津市災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。 (2) 市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。 (3) 焼津市災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。		

2 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
外部機関からの広報事項の受領	焼津市災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。
報道機関から収集する災害記録写真	報道機関から収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情 報 源	情 報 内 容
ラジオ、テレビ、インターネット	地震情報等、交通機関運行状況等
同時通報用無線、インターネット（市の公式ホームページ、市の公式LINE等）、コミュニティFM、CATV、広報車、防災ラジオ、携帯電話等（やいづ防災メール、緊急速報メール）	主として市域内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	津波警報、火災の発生の通報

第6節 災害救助法の適用計画

この計画は、「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第1条に定めるところによるが、市において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

（資料編（共通対策）3－6－1）

適用基準	（1）市区域内において、100世帯以上の住家が滅失したとき （2）県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内の人口に応じ、上記(1)の半数以上の世帯の住家が滅失したとき （3）県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき （4）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき
------	---

2 被害世帯の算定基準

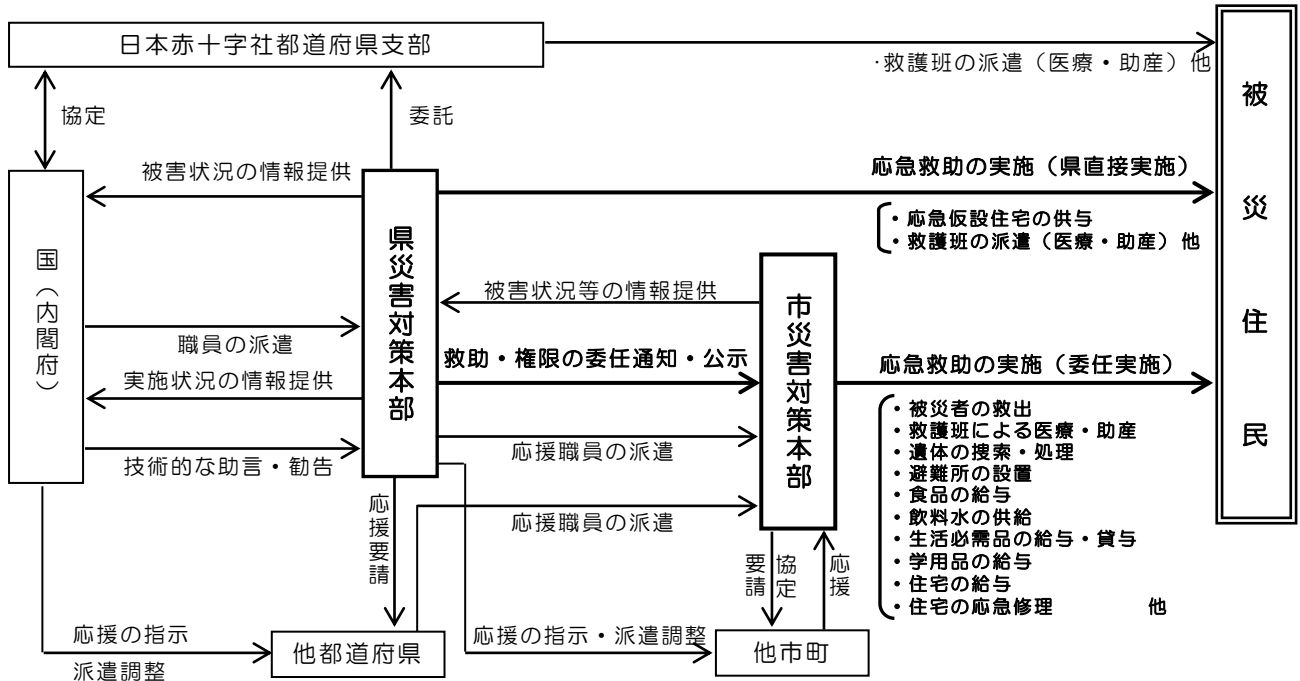
区 分	内 容
被害世帯の算定	（1）前記1の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

区 分	内 容	
住宅の滅失等の認定	(1) 滅失（全壊・全焼・流失） 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ア 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも (2) 半壊・半焼 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ア 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの (3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの ア 上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも イ 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの	
世帯及び住家の単位	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続

区 分	内 容
市の報告	市は、市の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を中部地域局長を経由して、県（知事）に報告しなければならない。
県における適用手続	(1) 知事は市からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めたときは、「災害救助法」の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、市及び県関係部局に通知するものとする。 (2) 「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。

【災害救助法による応急救助の実施概念図】



4 災害救助法事務

災害に際し、市における被害が、前記「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

応急救助事務 内容	(1) 避難所の設置 (2) 炊き出し、その他による食品の給与 (3) 飲料水の供給 (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 (5) 医療 (6) 助産 (7) 被災者の救出 (8) 被災した住宅の応急修理 (9) 学用品の給与 (10) 埋葬 (11) 死体の搜索 (12) 死体の処理 (13) 障害物の除去
--------------	--

5 費用限度額

費用限度額は、資料編（共通対策）3-6-5のとおり。

6 一時繰替支弁（災害救助法第44条）

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

7 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体的安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報（警報級の可能性）※1（気象庁が発表）		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）（気象庁が発表）	氾濫注意情報 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難（市長が発令）	氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） 大雨警報（土砂災害） 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）	危険な場所から高齢者等避難 (ア) 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 (イ) 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の

		高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）※2	居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示（市長が発令）	氾濫危険情報 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） 土砂災害警戒情報 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） 高潮特別警報※3 高潮警報※3	危険な場所から全員避難 (ア)安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 (イ)避難場所への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保（市長が発令）	氾濫発生情報（大雨特別警報（浸水害））※4 （大雨特別警報（土砂災害））※4 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） 高潮氾濫発生情報※5	命の危険 直ちに安全確保 避難場所へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 ※1の「早期注意情報（警報級の可能性）」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報「洪水」や警戒レベル5相当情報「土砂災害」として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

イ 実施者

(ア) 緊急安全確保、避難指示

a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（法第60条）。なお、市長以外の指示権者、根拠規定については資料編（共通対策）3-7-1のとおりである。

b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。

c 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。

d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。

e 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。

f 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

g 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

(イ) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、やいづ防災メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

ア 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な

避難誘導を実施するため、警察署、自衛隊、海上保安部等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

県、県警察、市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

イ 警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針(資料編(共通対策)3-5-1)に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

市は、当該市の区域内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。

自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

自衛隊の救出活動は「第27節 自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところにより行う。

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	(1) 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 (2) 職員を動員し負傷者等を救出する。 (3) 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。 (4) 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。 (5) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施する。

3 避難地への避難誘導・運営

区分	内 容
避難地への市職員等の配置	市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 (1) 要避難地区で避難を要する場合 ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 (ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 (イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 (ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。 (エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。
地震災害発生時における避難方法	イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 (2) その他の区域で避難を要する場合 ア 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の確保	市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	(1) 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 (2) 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難の避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(1) 避難所の開設

市は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。（資料編（共通対策）3-7-4①）また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。（資料編（共通対策）3-7-4②）ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア 避難受入れの対象者

(ア) 災害によって現に被害を受けた者

- a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- b 現に災害を受けた者であること

(イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- a 避難指示が発せられた場合
- b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(ウ) その他避難が必要と認められる場合

イ 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営

に努める。

- (ア) 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告
- (イ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内
- (ウ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (エ) 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーテーション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- (オ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及び快適なトイレ設置、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置の状況等の把握
- (カ) 避難行動要支援者への配慮
- (キ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施
- (ク) 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮
- (ケ) 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- (コ) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (サ) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
- (シ) 高齢者、障害のある人、性的マイノリティの人、乳幼児、外国人等への要配慮者への配慮
- (ス) 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- (セ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (ソ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性用品の女性による配布、各活動班への男女両方の配置、防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへの配慮
- (タ) 避難所における人権を守るため、女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するため、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- (チ) 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- (ツ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- (テ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- (ト) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と健康福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 地域防災拠点施設

地域防災の拠点となる施設は、資料編（共通対策）3-7-4③のとおり。

(4) 各地域で管理する避難施設

各地域で管理し、災害の発生又は発生のおそれがある場合に地域住民が避難することができる施設は、資料編（共通対策）3-7-4④のとおり。

(5) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 災害救助法に基づく実施事項

(1) 避難所の設置

ア 設置基準

(ア) 原則として学校、地域交流センター等既存建物を使用する。

(イ) 既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

イ 費用の限度

資料編（共通対策）3-6-5のとおり。

ウ 実施期間

災害発生の日から7日以内。ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

(2) り災者の救出

ア 実施基準

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

イ 費用の限度

救助に必要な機械器具等の借上代等実費

ウ 実施期間

災害発生の日から3日以内。ただし、知事と協議して、必要最小限度の期間を延長することができる。

6 市長の要請事項

市長は自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で知事に応援を要請する。

区 分	内 容
避難の場合	(1) 避難希望地域 (2) 避難を要する人員 (3) 避難期間 (4) 輸送手段 (5) その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	(1) 救出を要する人員 (2) 周囲の状況（詳細に記入のこと） (3) その他必要事項（災害発生原因）

7 物資の備蓄、調達、供給関係

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう

努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

県及び市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段を確保する。

県及び市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

県及び市は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

8 市長の県管理施設の利用

市長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

9 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

（１）避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

（ア）安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、個別避難計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

（イ）被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

（２）被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

県及び市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

10 市外からの避難者の受入れ

大規模な災害が発生し、市外の住民等が本市に避難してきた場合、避難者を一時的に受け入れるものとする。

11 広域避難・広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

市は、広域一時滞在の受入市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	市が被災した場合	（１）県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 （２）広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配し、避難者の状況把握に努める。
県内市町への避難	他市町からの避難の受入	（１）被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 （２）市は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。

区 分		内 容
県外への避難	市が被災した場合	(1) 他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 (2) 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市及び飼い主等の実施事項を定める。

区 分		内 容
同行避難動物への対応	市	(1) 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (2) 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
	飼い主	(1) 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 (2) 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 (3) 処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 (4) 狂犬病予防法に基づき鑑札及び注射済票を飼い犬に装着しておく。 (5) 飼い猫登録した飼い猫については、首輪及び鑑札を装着しておく。 (6) 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。
放浪動物への対応	市	(1) 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 (2) 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 (3) 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 (4) 飼い主からの飼育犬・飼養猫の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 (5) 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	飼い主	(1) 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 (2) 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。

※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量を確保する。
------------	---

実施主体	内 容
市	(1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。 (2) 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な食料の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項 (3) 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 (4) 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
市民及び自主防災組織	(1) 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。 (2) 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。 (3) 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
食料給与の対象者	(1) 避難所に避難した者 (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 (3) 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等 (4) 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者
対象品目	(1) 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 (2) 副食（調味料を含む。）

対象経費	(1) 主食費 ア 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 イ 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 ウ 小売・製造業者等から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 (2) 副食費（調味料を含む。） (3) 燃料費 (4) 雑費 ア 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 イ アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費
費用の限度	資料編（共通対策）３－６－５のとおり
実施期間	災害発生の日から７日以内。ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。

3 応急食料調達給与の方法

区 分	内 容
調達方法	調達は、原則として市において別に定める業者等と協定を交わし、災害時に対処するものとする。（資料編（共通対策）３－９－３①、②）
輸送措置	応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、「第１９節 輸送計画」に基づき措置するものとする。
食料の保管	食料等は、原則として、焼津市総合体育館に保管する。

4 応急食料給与の方法

区 分	内 容
実施者	市において炊き出し等食料品の給与を実施する場合、市長は、市災害対策本部より責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようするものとする。
給与の方法	責任者は、応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊き出しの実施、パンの給与等適当な方法により実施するものとする。避難所の責任者は、自主防災組織、部屋の責任者の協力により配給する。 (1) 配給品目は主食及び副食とする。 (2) 配給数量は１人１日３食
対象者その他	災害救助法の食品給与の実施基準によるものとする。
炊き出しの実施場所	炊き出しは、避難所内、又はその近くの適当な場所を選び実施する。適当な場所がない場合は、給食機関（資料編（共通対策）３－９－４）に要請する。

5 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

（資料編（共通対策）３－９－５）

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の確保計画	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
---------	--

実施主体	内 容
市	(1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。 (2) 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な物資の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項 (3) 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 (4) 市は、炊き出しに必要なLP ガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。 (5) 市長は、炊き出しに必要とするLP ガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 ア 必要なLP ガスの量 イ 必要な器具の種類及び個数
市民及び自主防災組織	(1) 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。 (2) 自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。 (3) 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。
日本赤十字社静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

区 分		内 容
対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
	光熱材料	マッチ、ＬＰガス等
費用の限度		資料編（共通対策）３－６－５のとおり
給（貸）与の期間		災害発生の日から１０日以内。ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

３ 衣料・生活必需品等調達給（貸）与の方法

区 分	内 容
衣料、生活必需品等の調達の仕方	（１）調達方法 緊急的な生活必需品の確保は、コミュニティ防災センター、防災倉庫等に保管された物資を搬出して確保する。備蓄で不足する物資等は、市が、り災状態、物資の種類、数量等を勘案して、協定業者等により対処するものとする。協定業者は、資料編（共通対策）３－１０－３のとおり。 （２）輸送措置 輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、＜第３章第１９節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。
衣料、生活必需品等の給（貸）与の仕方	（１）実施者 衣料、生活必需品等の給（貸）与を実施する場合、市長は、市災害対策本部から責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようするものとする。 （２）給（貸）与の仕方 責任者は、衣料、生活必需品等の給（貸）与に際し物資配分計画を作成し実施するものとする。 避難所の責任者は、自主防災組織、部屋の責任者の協力により給（貸）与する。 （３）集積場所 調達した衣料、生活必需品等及び災害援助物資等については、焼津市総合体育館へ集積する。

４ 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第１１節 給水計画

この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容						
市	(1) 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 (2) 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。 ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 カ その他必要事項 (3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 (4) 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。 (5) 断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。						
	<table> <tr> <td>飲料水の供給を受ける者</td><td>災害のため現に飲料水を得ることができない者</td></tr> <tr> <td>飲料水の供給量</td><td>大人1人1日最小限おおむね3リットル</td></tr> <tr> <td>飲料水の供給期限</td><td>災害発生の日から7日以内 ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。</td></tr> </table>	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル	飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。
飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者						
飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル						
飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。						
市民及び自主防災組織	(1) 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。 (3) 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 (4) 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。						

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
供給量及び供給期間	供給量は、大人1人1日最小限おおむね3リットルとし、災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事と協議し、必要最小限の期間の延長をすることができる。
費用の限度	資料編（共通対策）3-6-5のとおり

3 給水実施方法

区 分	内 容
需要の把握	災害が発生した場合、水道班は、情報班との連携をとって、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握する。

給水計画	水道班は、需要の把握を基に応急給水計画を立案し、本部に報告する。 (1) 給水対象域・給水場所 (2) 給水量・給水時間 (3) 給水方法 (4) 人員配置 (5) 必要資機材の調達・管理 (6) 給水の広報の方法・内容 (7) 応援要請の内容（必要な場合）
給水の準備	(1) 給水の広報 給水時間・給水場所等を広報班に要請し、関係地域住民に広報する。 (2) 給水地点の設定 焼津市水道事業災害応急計画による。 (3) 応急給水計画の内容により、必要に応じて各所へ応援要請を行う。 ア 人的及び物的支援を静岡県応急給水受援計画に基づき協力要請を行う。 イ 災害対策本部を通して志太消防本部、自衛隊等に協力要請を行う。 ウ 飲料水の確保のため、サッポロビール静岡工場に対して協力要請を行う。
給水方法	焼津市水道事業災害応急計画に基づき給水を行う。 ア 給水車等を使用して、水を応急給水場所へ運搬し、給水タンクを活用した拠点給水を原則とし、必要に応じ給水車等からの巡回給水を行う。 イ 消火栓や仮設給水管を利用して、仮設給水栓を設置して給水を行う。
水道施設の 応急復旧	本市の水道施設の概要は、資料編（共通対策）3-11-3①のとおりであり、道路決壊、橋りょう流失等の被災による損傷箇所の緊急復旧作業は水道班により措置するが、これにより措置できない場合は、水道工事業者により措置するものとする。災害時における応援協力に関する協定を締結している水道工事業者は、資料編（共通対策）3-11-3②のとおり。 なお、水道施設の応急復旧に必要な水道用資機材が不足する場合は、協定業者より調達する。水道用資機材調達先は、資料編（共通対策）3-11-3③、水道電気・機械設備応援協定先は、資料編（共通対策）3-11-3④のとおり。
広 報	自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

4 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、この計画は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の

既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「10 広域避難・広域一時滞在」による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
市	建築物	(1) 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 (2) 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
市民	(1) 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 (2) 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	

2 災害危険区域の指定

指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。

区 分	内 容	
応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設	(1) 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 (2) 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。
	賃貸型応急住宅の借上げ	借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
応急仮設住宅の管理運営	(1) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 (2) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。	
応急住宅の入居者の認定	(1) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 (2) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。	
市営住宅等の一時入居	市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。	
応急住宅の管理	(1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 (2) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。	
住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具、(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。
	日常生活に必要な最低限度の部分の修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。

建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請	(1) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。 <table><tr><td>応急仮設住宅の場合</td><td>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</td></tr><tr><td>住宅応急修理の場合</td><td>① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</td></tr></table> (2) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。		応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項					
住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項					
住居等に流入した土石等障害物の除去	住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無					

4 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容	
応 急 仮 設 住 宅 設 置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
	規模及び費用	資料編（共通対策）3－6－5のとおり
	整備開始期 間	災害発生の日から20日以内。ただし、事前に知事と協議して必要最小限度の期間を延長することができる。
	その他	供与・維持管理・処分及び手続等知事から委任を受けて行う場合、「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」等による。

区分		内 容	
住宅応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	修 理 対 象 者	半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
		規 模 及 び 費 用	資料編（共通対策）3－6－5のとおり
		修理期間	災害発生の日から10日以内。ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。
		その他	修理を行うときは、災害救助法に基づく「住宅応急修理要領」による。

区分	内 容
日常生活に必要な最低限度の部分の修理	修 理 対 象 者 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
	規 模 及 び 費 用 資料編（共通対策）３－６－５のとおり
	修理期間 災害発生の日から３か月以内。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内。
	その他 修理を行うときは、災害救助法に基づく「住宅応急修理要領」による。

５ 実施方法

区 分	内 容
入居者・修理者の選考	(１) 市長は必要に応じて市担当班による選考委員会を組織し、そこで選考を行う。 (２) 選考にあたっては、被災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。 (３) 選考基準 - ア 生活保護法の被保護者及び要保護者 - イ 特定の資産のない高齢者世帯、障害者世帯、病弱者 - ウ 特定の資産のない寡婦、母子世帯 - エ 特定の資産のない失業者 - オ 特定の資産のない勤労者、中小企業者 - カ 前各号に準ずる経済的弱者
仮設・修理方法	(１) 実施者 住宅の仮設及び応急修理を県から委任された場合は、市が実施する。工事の施工は原則として工事請負により行うものとする。 (２) 住宅の規模及び構造等 設置数、規模、構造単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。 (３) 応急建設住宅建設用地の配慮 応急建設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と市との賃貸借契約締結後、工事に着手するものとする。 (資料編（共通対策）３－１２－５) (４) 建設資材、労務者等 - ア 建設資材の調達 建設資材の調達については、市内建設業者に委託して行う。 - イ 建設業者の動員 技術者、労務者等の動員については、市内建設業者に委託して行う。 - ウ 建設機械等の借上げ 建設機械等の借上げは、市内建設業者に委託して行う。 (５) 建設資材の輸送措置 調達した建設資材等の輸送は、原則として調達先の業者等に依頼するものとするが当該調達先の業者が輸送困難な場合は、「第３章 第１９節 輸送計画」に基づき措置するものとする。

6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては要配慮者に十分配慮すること。特に応急住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとし、入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

8 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法の規程に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

9 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
県、市長の措置	（１）上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 （２）応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第13節 医療・助産計画

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

ア 市は、当該市域内の医療救護を行うため、医師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

イ 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。

ウ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。

エ 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

オ 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 県及び市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

キ 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区 分	内 容	
救護所	設置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。 なお、焼津市では、焼津市立総合病院、コミュニティホスピタル甲賀病院、岡本石井病院を指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点病院	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。 なお、焼津市においては、焼津市立総合病院が災害拠点病院として指定されている。
災害拠点病院	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ D M A T等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

3 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 （１）救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 （２）傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 （３）傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 （４）救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 （５）医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 （６）市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

	ア 必要な救護班数 イ 救護班の派遣場所 ウ その他必要事項(災害発生の原因) (7) 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
市民及び自主防災組織	(1) 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 (2) 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

4 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容	
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者	
助産を受ける対象者	(1) 災害のため助産の途を失った者 (2) 現に助産を要する状態の者 (3) 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者 (4) 被災者であると否とを問わない (5) 本人の経済的能力の如何を問わない	
医療・助産の範囲	医療	(1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護
	助産	(1) 分べんの介助 (2) 分べん前、分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
実 施 期 間	医療	災害発生の日から14日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。
実 施 期 間	助産	分べんした日から7日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。
費 用 の 限 度	医療	(1) 医療班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費 (2) 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 (3) 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
	助産	(1) 医療班による場合 使用した衛生材料等の実費 (2) 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額
医療救護本部の設置	(1) 大規模な災害が発生し、市長が必要と認めたときは消防防災センター内に医療救護対策本部を設置する。 (2) 災害発生後、救護所開設場所及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を整える。	

5 実施方法

災害時の医療活動は健康福祉部を主体として、一般社団法人焼津市医師会等医療関係団体の指導、協力を得て実施するものとする。

(1) 医療関係団体

災害の発生した場合は、医療関係団体と密接な連携を図り医療活動の万全を期するものとする。

一般社団法人焼津市医師会会員名簿及び一般社団法人志太医師会会員名簿は、資料編（共通対策）3

－１３－５①、一般社団法人焼津市歯科医師会会員名簿は、資料編（共通対策）３－１３－５②のとおり。

（２）医療助産は原則として「焼津市医療救護計画」に基づく医療班において行うものとする。

区 分	内 容
医療班の編成等	ア 医療活動を必要とする事態が発生した場合には、一般社団法人焼津市医師会、一般社団法人志太医師会、一般社団法人焼津市歯科医師会、一般社団法人焼津市薬剤師会及び一般社団法人藤枝薬剤師会の協力を得て医療班を編成し、医療救護活動を行う。 イ 医療班は、状況に応じ、医師等の増員を図るほか、補助者として自主防災組織等の協力を求め編成するものとする。
救護所の開設	ア 救護活動班は、救護班、施設管理者、一般社団法人焼津市医師会等の協力を得て、焼津市医療救護計画で定められた場所に救護所を開設する。 イ 救護所を開設した場合は、関係地域住民に周知を図るものとする。 ウ 市は、救護所に必要とする資機材の設置等を行う。 エ 救護所の開設予定地は、資料編（共通対策）３－１３－５③のとおりである。
救護所での活動	重症病者及び中等症患者は後方医療機関で優先的に治療することを原則とし、「焼津市医療救護計画」に基づき活動を行う。なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。
報告	救護班は、開設した救護所の状況を救護所開設状況報告にまとめ、災害対策本部に報告する。
経費の負担	市が開設した救護所における医療費は無料とする。後方医療施設における医療費は、原則として、患者の負担とする。

（３）医薬品の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品等の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

（資料編（共通対策）３－１３－５④）

6 健康への配慮

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

7 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法の規定に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第４章及び消防法第１７条の規定は、適用しない。
県、市長の措置	（１）上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 （２）臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第14節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 市長の実施事項及び県への要請事項

市長は、知事の指示により次の事項を行うものとするが、独自で実施できない場合は、県への要請事項を明らかにしたうえで、県に応援の要請を行うものとする。

区 分	内 容
実施事項	(1) 病原体に汚染された場所の消毒の施行（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」以下、本節において「法」という。）（法第27条） (2) ねずみ族・昆虫等の駆除（法第28条） (3) 病原体に汚染された物件の消毒等（法第29条） (4) 生活用水の供給（法第31条） (5) 浸水地域の防疫活動の実施 (6) 防疫薬品及び防疫用資機材が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 (7) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）
県への要請事項	(1) 防疫薬剤の種類及び数量 (2) その他必要事項

2 実施方法

市は、避難所責任者、自主防災組織及び保健所等からの報告の他、自らの調査に基づき、被災地、避難所等の衛生状態を把握する。また、実情に応じて、保健所職員の指導のもと、次の対策活動を計画・実施する。

区 分	内 容
対策・活動	(1) 被災地（浸水地）の消毒 (2) 防疫調査、健康診断 (3) 避難所の衛生確保
配布散布班の編成	市は、運転手1名、作業員4名からなる配布散布班を編成し、防疫活動を実施する。配布散布班は、災害の状況によって数班を編成する。
実施基準	被災により環境衛生が低下し、感染症発生の恐れがある場合は、次の該当する地域から優先実施するものとする。 (1) 下痢患者、有熱患者が多発している地域 (2) 集団避難所 (3) 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

区 分	内 容
実施方法	(1) 床下・庭 消石灰及びクレゾール液、乳剤散布（被災地の自治会へ一括搬送し、各家庭へ配付を依頼するものとする） (2) 汚染した溝・水たまり クレゾール液散布 (3) 汚染した井戸 次亜塩素酸ナトリウム投入 (4) 毒劇物の取扱 回収及び流出飛散防止を図る。 (5) その他 適宜必要な措置
消毒機器及び薬品	消毒機器及び薬品は、協定業者（資料編（共通対策）3-14-2）より調達し、不足の場合は、農協等が所有しているものを借り上げる。
検疫調査・健康診断	(1) 市は、保健所、医師会等の協力を得て、保健師又は看護師その他の職員により健康支援班（5班）を編成して、被災地、避難所での検疫調査・健康診断、保健指導等を実施する。 (2) 伝染病等の患者又は保菌者が発見された場合は、本部及び保健所に報告するとともに、早急に隔離・治療を施すほか、検疫調査を強化する。
避難所の衛生確保	市は、避難所において、避難所責任者・自主防災組織代表の協力を得て、定期的な消毒、飲料水の水質検査及び改善を実施する。

3 代執行

- (1) 知事は、市長の要請に基づいて実施するもののほか、激甚な災害のため防疫機能が著しく阻害され、また、市が行う防疫業務を実施できないときは、または実施しても不十分であると認めるときは、法律等により知事が直接実施するものとする。
- (2) 実施期間は、災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね7日間とする。

4 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

5 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

6 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「焼津市災害廃棄物処理計画」及び「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

実施主体	内 容
市	(1) 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 (2) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 (3) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。 - ア 処理対象物名及び数量 - イ 処理対象戸数 - ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 - エ 実施期間 - オ その他必要事項 (4) 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 (5) 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
市民及び自主防災組織	(1) 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 (2) 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

3 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内 容
市	(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 (2) 収集体制を住民に広報する。 (3) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。 - ア 処理対象物名及び数量 - イ 処理対象戸数 - ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 - エ 実施期間 - オ その他必要事項

	(4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
自主防災組織	(1) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 (2) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
市民	(1) ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。 (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

実施主体	内 容	
市	災害廃棄物処理対策組織の設置	市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業	(1) 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 (2) 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。	
市民	(1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬出等を行う。 (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。	

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
県、市長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (4) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (5) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内容	
市	遺体の搜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
	遺体収容施設	設置 市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活動 市は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。
	県への要請	市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 ア 必要な医師数 イ 搜索、措置、火葬に必要な職員数 ウ 搜索が必要な地域 エ 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否

		才 必要な輸送車両の台数 力 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 キ 広域火葬の応援が必要な遺体数
市民及び 自主防災 組織	行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。	

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
遺体搜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の措置内容	(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 遺体の一時保存 (3) 検案 (4) 遺体の身元確認
埋葬対象者	(1) 災害時の混乱の際に死亡した者 (2) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生から10日以内。ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事と協議し延長できるものとする。
費用の限度	資料編（共通対策）3－6－5のとおり

4 実施方法

区 分	内 容
遺体の搜索	市は、搜索班を編成し、消防団員、自衛隊、地元関係者の協力により搜索を行うものとし、搜索にあつては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携をとりながら実施する。
遺体を発見したときの措置	(1) 遺体は、すみやかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときはすみやかに引き渡すものとする。 (2) 身元が判明しない遺体又は引取人がいない遺体は、すみやかに遺体収容所に引き渡すものとする。この場合、警察官は死体見分調書及び多数死体見分調書を作成し、医師により死体検案書を作成するものとする。
遺体措置	遺体措置マニュアル等に基づき措置を行う。
遺体収容	(1) 安置所は、遺体収容施設（資料編（共通対策）3－16－4）を使用するものとするが、適当な場所がないときは、広場又は避難所に仮設するものとする。 (2) 遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに遺体に対し礼が失われることがないように注意する。
埋火葬	(1) 火葬は、志太広域事務組合斎場において措置する。 (2) 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。 (3) 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品措置票を添付し、保管所に一時保管する。 (4) 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。

5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第17節 障害物除去計画

この計画は、災害により土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実 施 期 間	災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して延長することができる。
費 用 の 限 度	資料編（共通対策）3-6-5のとおり

2 実施方法

区 分	内 容
職員の動員及び動員要請	市職員、志太消防本部消防職員、消防団員、建設業者、自衛隊、自主防災組織等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員及び動員要請するものとする。
除去用車両の調達	第3章 第19節 「輸送計画」の定めるところに準じて措置するものとする。
除去作業用機械器具	協定業者より調達する。（資料編（共通対策）3-17-2）
障害物の集積場所	除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場合に一時的に集積するよう措置するものとする。

3 市長の要請事項

市長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別）	(4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
(2) 除去に必要な人員	(5) 集積場所の有無
(3) 除去に必要な期間	

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法の基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第18節 社会秩序維持計画

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

実施方法

区 分	内 容
住民に対する呼びかけ	市長は、市内に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 (1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 (2) 特定物資の報告徴取、立入検査等 ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	市長は、市内の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
警察に対する要請	市長は、市内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、焼津警察署長に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。 ア 不法事態に対する措置 イ 鉄砲、刀剣類に対する措置 ウ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底

第19節 輸送計画

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管

理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

市は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

県及び市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。（資料編（共通対策）3-19①、②、③）

1 実施方法

（１）陸上輸送体制

陸上輸送は、市有車両及び調達車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。

区 分	内 容
輸送路の確保	（１）道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 （２）災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 （３）道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第１次、第２次、第３次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
輸 送 手 段 の確保	（１）緊急輸送は、次の車両により行う。 ア 市有車両 資料編（共通対策）3-19-1①に基づき実施する。 イ 自衛隊の車両 第３章 第２７節 「自衛隊派遣要請の要求計画」による ウ 鉄道輸送会社等の車両 市長は、必要に応じて、東海旅客鉄道株式会社に輸送を要請する。 エ 民間営業車両 民間保有営業車両による輸送を必要とする場合には、随時借上げるものとする。 市で車両の確保が困難な場合又は輸送の都合上他の市町より調達することが適当と認められたときは、県及び他の市町に協力を要請する。

（２）海上等輸送体制

海上等輸送は、県、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て行う。

区 分	内 容
輸送路の確保	（１）港湾及び漁港の管理者は、県、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 （２）災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。 （３）港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

輸送手段の確保	(1) 緊急輸送は、次の船舶により行う。 ア 県有船舶 県有船舶による輸送が必要なときは、知事に対して要請する。 イ 海上自衛隊の艦艇 第3章 第27節 「自衛隊派遣要請の要求計画」により行うものとする。 ウ 海上保安庁の船艇 第3章 第28節 「海上保安庁に対する支援要請の要求計画」により行うものとする。 エ その他官公庁船 オ 民間船舶(漁船を除く。) 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し協力要請するものとする。 カ 魚船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。
---------	---

(3) 航空輸送体制

- ア 災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長は、知事に対し自衛隊による空輸についての災害派遣要請の要求をするものとする。なお、ヘリコプター離着陸可能場所について、市は確実に使用できるように努めるものとする。
- イ 市内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編（共通対策）3-19-1②のとおりである。
- ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。
- エ ヘリポートの具備すべき条件は資料編（共通対策）3-19-1③のとおりである。
- オ 灯火の設置要領は資料編（共通対策）3-19-1④のとおりである。

区 分	内 容
輸送施設の確保	(1) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。
輸送施設の確保	(2) 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。 (3) なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

(4) 緊急輸送のための燃料確保対策

区 分	内 容
自動車の燃料	(1) 市有車両の燃料、その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。 (2) 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。 (3) 給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。
航空機の燃料	航空機の災害応急対策活動等のため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

(5) 緊急輸送の調整等

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第1順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

2 市及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
市	(1) 市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。 (2) 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。 (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 (4) 市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡を取り、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	(1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	前項の各救助の実施期間。ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

第20節 交通応急対策計画

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業を効率化するとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- ア 県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。
- イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- ウ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

- エ 県公安委員会(県警察)及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- オ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、道路啓開等必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	(1) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 (2) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 (3) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震等が発生したとき	(1) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 (2) 避難のために車両を使用しないこと。 (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間(以下「指定道路区間」という)においても、同様とする。 ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 (ア)道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
地震等が発生したとき	(イ)区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(3) 道路管理者等の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	市内国道県道等、橋りょう(資料編(共通対策)3-20-1①)及び港湾、漁港の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。

区 分	内 容
災害時における通行の禁止又は制限	(1) 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 (2) 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した案内看板を設け、必要がある場合は適当な迂回路を案内看板をもって明示する。
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。
道路の応急復旧	(1) 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 (2) 市長の責務 ア 他の道路管理者に対する通報 市長は、市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 イ 緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 ウ 知事に対する応援要請 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。 (3) 仮設道路の設置 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。
経費の負担区分	(1) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。 (2) 緊急の場合における応急復旧の経費 市長が自市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。 (3) 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度県及び市が協議して経費の負担区分を定めるものとする。

(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害対策基本法に基づき、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊

区 分	内 容
	急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
災害時における交通の規制等	県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。 県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
警察官の措置命令等	(1) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。 (2) (1) による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 (3) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
警察官の措置命令等	(4) 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 (5) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
除去障害物の処分	除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
通行の禁止又は制限に係る標示	県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した別図(資料編(共通対策)3-20-1②)に掲げる標示を設置しなければならない。
交通安全施設の復旧	県公安委員会(県警察)は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
緊急通行車両の申出	指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して申出をすることができる。(資料編(共通対策)3-20-1⑤) 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

区 分	内 容
緊急通行車両の確認	県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」（資料編（共通対策）3-20-1③、④）を交付する。
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

（５）鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

2 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

3 交通マネジメント

- （１） 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。
- （２） 市は、県に対し検討会の開催を要請することができる。
- （３） 検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- （４） 検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注１）「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注２）「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- （１）市教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、市は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- （２）また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は市立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。
- （３）学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- （４）中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容
災害応急対策	（１）計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 （２）計画に定める項目は、次のとおりとする。 ア 学校の防災組織と教職員の任務 イ 教職員動員計画 ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全確保のための措置 オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

応急教育	計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。	
	被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
	施設・設備の確保	学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。
	教育再開の決定・連絡	生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
	教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
	給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
	学校が地域の避難所となる場合の対応	各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するように、避難所運営の支援に努める。 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。
	生徒等の心のケア	生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品
実 施 期 間	災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1か月以内 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、知事と協議して延長することができる。
費 用 の 限 度	資料編（共通対策）3－6－5のとおり

4 実施方法

区 分	内 容
学用品給与の方法	(1) 給与の対象となる児童、生徒の人員数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。 (2) 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生日とする。 (3) 教科書は、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、購入配分する。 (4) 通学用品、文房具は、被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。 (5) 給与品目は、各人の被害状況程度等実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。 (6) 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。
学用品の調達	学用品購入（配分）計画表により措置する。
応急教育等の実施事項	(1) 分散授業及び二部授業の実施 (2) 市施設、近隣小中学校の一時借用 (3) 教職員の確保 (4) 文教施設の応急復旧対策計画 (5) 学校給食

5 市長の要請事項

区 分	内 容
調達あっせんの要請	市長は、応急教育の実施等困難な場合は、次の事項により、知事に調達あっせんを要請するものとする。 (1) 応急教育施設あっせん確保 (2) 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導 (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導 (4) 教職員の派遣充当 (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第22節 社会福祉計画

市は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。

- (4)市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5)生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

区 分	内 容		
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	(1)り災社会福祉施設の応急復旧 (2)り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん (3)臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん		
生活保護法の適用	り災低所得者に対する生活保護法の適用		
り災者の生活相談	実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）	
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	
	協力機関	県、社会福祉協議会（市、県）、静岡県災害対策士業連絡会、法テラス静岡、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（市、県）	
	協力機関	市、県、民生委員・児童委員	
	貸付対象	り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）	
	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による	
り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県中部健康福祉センター	
	協力機関	市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）	
	貸付額	「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	
り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童	市、県
		18歳以上	市
	協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
	対 象	り災身体障害児者	
	交付等の内容	(1)災害で補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 (2)災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 (3)り災身体障害児者の更生相談	
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市	
	支給及び貸付対象	災 害 弔 慰 金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
		災害援護資金	り災世帯主

区 分	内 容	
	支給及び 貸 付 額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市が条例で定める額
被災者（自立）生活再建 支援制度	実施機関	(財)都道府県会館（県単制度は県）
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
	支 給 額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額
義援金の募集及び配分	実施機関	市、県
	協力機関	教育委員会（市、県）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（市、県）、報道機関、その他関係機関
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定
義援品の受け入れ	実施機 関	市、県
	協力機 関	報道機関、その他関係機関
	受入方 法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

第 2 3 節 災害警備計画

この計画は、災害時における焼津警察署警備計画による。

第 2 4 節 消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

1 消防活動

区 分	内 容
消 防 活 動 体 制	志太消防本部は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、志太消防本部消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。 消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。

区 分	内 容
広域協力活動体制	市長は、志太消防本部からの情報を受け、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 (1) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 (2) 志太消防本部等の消防力では、防御が著しく困難と認める場合 (3) その災害を防御するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	市長は、志太消防本部からの情報を受け、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
危険物施設の災害対策	危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。 なお、消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。
ガス災害対策	志太消防本部は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。
消防庁への応援要請	非常災害の場合は、第3章 第33節 1 (3)「各機関への要請」により、知事に応援要請をするものとする。

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	(1) 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 (2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 (3) 志太消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための志太消防本部消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
------	---

実施主体	内 容
志太消防本部及び消防団	火災発生状況等の把握 志太広域事務組合消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項 志太広域事務組合消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

		イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生した場合の措置	（１）自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 （２）必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主防災組織		（１）各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 （２）火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 （３）消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。
市民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの前バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

第25節 応援協力計画

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため市長が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定める。

1 要請の実施基準

区 分	内 容
県への要請	他の計画の定めるところにより、県知事に対し協力要請対象団体のうちから適宜、指定して要請をするものとする。

協力要請対象団体	(1) 青年団及び男女共同参画団体 (2) 大学及び高校の学生・生徒 (3) 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 (4) 日本赤十字奉仕団 (5) その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等
----------	---

2 実施方法

区 分	内 容
青年団及び男女共同参画団体に対する応援協力要請	要請は当該青年団にあっては団体の所属する市町単位の青年団の長、男女共同参画団体にあっては県男女共同参画センター運営主体の長等に対して行うものとする。 なお、応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請	応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒の活用	活用人員、作業内容、作業場所、集合場所その他活用に関する必要事項についてはその都度連絡するものとする。
赤十字奉仕団への協力要請	要請は日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。
他都県への応援要請	突発的災害の場合は、第3章 第33節 1 (3)「災害対策本部の実施する応急対策」により、他都県に応援要請するものとする。

第26節 ボランティア活動支援計画

この計画は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、(福)焼津市社会福祉協議会や焼津市ボランティア連絡協議会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供することを目的とする。

市の実施事項

区 分	内 容
市災害ボランティア本部の設置及び運用	焼津市災害ボランティア本部は、焼津市総合福祉会館内に設置し、市、焼津市社会福祉協議会の職員等で構成し、運営するものとする。
ボランティア活動拠点の設置	(1) 市及び焼津市社会福祉協議会は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、ボランティア団体等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 (2) 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるように努める。

ボランティア団体等に対する情報の提供	市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	市は、市災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 2 7 節 自衛隊派遣要請の要求計画

この計画は、災害時における自衛隊派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請の要求範囲

自衛隊の災害派遣の要請の要求ができる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。

具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分	内 容	
要請要件	緊 急 性	差し迫った必要性があること
	公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	捜索、救助	遭難者等の捜索救助
	水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救いづつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	防災要員等の輸送	
	連絡幹部の派遣	
	そ の 他	その他市長が必要と認めるものについては、市長及び関係部隊の長と協議して決定する。

2 市長の災害派遣要請の要求手続

区 分	内 容
要請の要求者	原則として市長が行うものとする。
災害派遣要請の要求手続	災害派遣要請の要求をしようとするときは、知事に対し次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合、文書をもってすることができないときは、電話等により依頼するものとする。この場合においても、事後すみやかに文書をもって行うものとする。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊又は最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨をすみやかに通知すること。 (1) 提出先(連絡先) 静岡県危機管理部 この場合、県中部方面本部(中部地域局)を経由する。 (2) 提出部数 1部 (3) 記載事項 ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項

＜自衛隊緊急時連絡先一覧＞

部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号		
			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板 妻)	第 3 科 長	駐 屯 地 令 当 直 司 令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線150-9002〉	235 236 237	301 302
第11飛行教育団 (静 浜)	団 司 令 部 長 計 画 班 長	基地当直幹部	大井川 054-622-1234 〈防災行政無線154-9000〉	231	225
自衛隊静岡地方 協力本部	総務課国民保護・ 災害対策連絡 調 整 官	部 隊 当 直	静岡 054-261-3151	—	—

3 災害派遣部隊の受入れ体制

区 分	内 容
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	市長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。
作業計画及び資材等の準備	市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。
作業実施に必要な物資機材等	市長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。
自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化	市長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

派遣部隊の受入れ	集結地は、焼津市総合グラウンドとする。市長は派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。	
	本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など
	宿 舎	屋内宿泊施設（学校、地域交流センター等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準
	材料置場炊事場	屋外の適当な広場
	駐 車 場	適当な広場（車一台の基準は3m×8m）

4 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のために必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

6 その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第28節 海上保安庁に対する支援要請の要求計画

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請の要求を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 支援要請の範囲

海上保安庁に支援要請の要求をする場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 船舶を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市が行う災害応急対策の支援

2 支援要請

区 分	内 容
要請の要求者	原則として市長が行うものとする。

支援要請要求 の 手 続	支援要請要求は知事に対し次に掲げる事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合、文書をもってすることができないときは、電話等により依頼するものとする。この場合においても、事後すみやかに文書をもって行うものとする。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の船舶若しくは航空機を通じて連絡し、知事に対してもその旨をすみやかに通知すること。 (1) 提出先（連絡先） 静岡県危機管理部 この場合、県中部方面本部（中部地域局）を経由する。 (2) 提出部数 1 部 (3) 記載事項 ア 災害の状況及び応援を必要とする事由 イ 支援を希望する期間 ウ 支援を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項
---------------------------------	---

第 29 節 県防災ヘリコプター支援要求計画

この計画では、災害時における県防災ヘリコプターの支援について、必要な事項を定める。

1 支援の範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で次の事項に該当するとき、市長は県に対し支援の要請を行う。

- (1) 林野火災、高層建築物火災等の大規模災害が発生し、災害が拡大して防ぎようが困難となり、かつ、人命、人家等に多大な危険の生ずるおそれのあるとき
- (2) 救急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、他に手段が無いと判断したとき

2 市長からの支援要請手続

支援要請手続については、あらかじめ定められたところにより行うものとする。

第 30 節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は中部電力株式会社の定める「中部電力パワーグリッド株式会社 防災業務計画」により実施する。

2 県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては県と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。

なお、市との連絡窓口は中部電力パワーグリッド株式会社藤枝営業所とする。

第31節 ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民等の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	(1) ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 (2) 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区 分	内 容
保護保安対策	(1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。 (2) ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 (3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 (4) 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。 (5) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 (6) 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、必要により、防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。 (7) ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	(1) 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、防毒マスク等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。 (2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。 (3) ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

区 分	内 容
応急復旧対策	(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 (2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。 (3) 都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センター等の復旧を優先させる。 (4) 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、臨時供給を考慮する。

3 市、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を市、消防機関及び警察に行う。

第32節 上下水道災害応急対策計画

水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、公共上下水道等の構造等を勘案して、速やかに、上下水道等施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するため必要な応急措置を講ずるものとする。

第33節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、又は多数の死傷者が発生するおそれのある場合、迅速な被災者の救出・救助・避難等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助・避難等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき。 (航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難又はガス爆発などの事故) イ その他市長が指令したとき
組 織	災害対策本部設置前の配備体制により、関係各課で構成する。担当課及び担当職員をあらかじめ定めておくものとする。
任 務	応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。また、必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、広域物資拠点、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

区 分	内 容
志太消防本部 の県、国への 報告	志太消防本部は、多数の死傷者等を伴い通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師及び高度な専門的知識を有する者の派遣の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。)
医療救護活動 の実施	多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するほか、医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

(県危機管理部)

区 分	NTT 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))
電 話	054-221-2072	地上系 5-100-6030 衛星系 8-100-6030
FAX	054-221-3252	地上系 5-100-6250 衛星系 8-100-6250

(消防庁応急対策室)

区 分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線
平 日 (9:30～18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(2) 焼津市災害対策本部の設置

区 分	内 容
設 置	ア 市長は、突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、焼津市災害対策本部を設置する。 イ 災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて市長（本部長）が決定する。
組 織	災害対策本部の組織体制は、第3章 第2節 1「災害対策組織」によるが、市長は、必要に応じてその所管に係る担当課の所定の職員を加えるものとする。
設置の連絡	焼津市災害対策本部を設置したときは、災害対策関係機関及び焼津市災害対策本部等運営規定に定めるもののうち、必要と認めるものに連絡し、本部に連絡要員の派遣を求める。また、必要により事故原因者の参加を求める。
現 地 災 害 対 策 本 部	災害の状況により、副本部長を長とする現地災害対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区 分	内 容
情報の収集、伝達等	必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。 本部は、情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。
人的被害の把握	本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。 本部は、関係機関（警察、消防等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。

区 分		内 容
		本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県及び消防庁へ報告するものとする。 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針（資料編（共通対策）３－５－１）に基づきの氏名等の情報を集約し公表する。
住民への広報		入手した情報により、被害が予想される地域の住民に対し、適切・迅速な広報を「第３章 第５節 災害広報計画」により実施する。また必要に応じて屋内退避、避難指示等のほか「第３章 第７節 避難救出計画」による避難を実施する。
各機関への要請	自衛隊	自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、陸上自衛隊第３４普通科連隊に要請する。人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する。要請の方法、手続きは第３章 第２７節 「自衛隊派遣要請の要求計画」による。
	海上保安庁	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは、第３章 第２８節 「海上保安庁に対する支援要請の要求計画」による。
	緊急医療活動	ア 静岡DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。 イ 日本赤十字社静岡県支部（焼津地区）への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、県を通じて応援の要請をする。 ウ 焼津市医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、協力を要請する。 エ 静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡DPATが出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。 オ 静岡DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡DWAT が出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。
	緊急消防援助隊・広域航空消防応援要綱	市は、災害状況に応じ消防の広域応援要請の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）」第４４条に基づき、知事に対し次の事項を明らかにして応援出動等の措置を要請する。 ア 災害の種別・状況 イ 人的・物的被害の状況 ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数 エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート
各機関の調整・２次災害防止のための措置		本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 事故の態様により、２次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡を取り、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、２次災害防止のために必要な措置をとる。

（４）焼津市災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡す

「火災・災害等即報要領」様式１～４

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。ＦＡＸ又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください

第 1 号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火 元 の 業 態 ・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた理由			
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積		m ² m ²	
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機		人 人 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()					
施設の概要	危険物施設の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		機 人	
			海 上 保 安 庁		人	
			自 衛 隊		人	
			そ の 他		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分						
使用停止命令 月 日 時 分						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟			
		不明		人	軽傷者		人		一部破損		棟	未分類		棟		
		119番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
			自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 																

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県			区 分			被 害			区 分			被 害			災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都道府県	市町村								
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		田	流失・埋没	ha		公 立 文 教 施 設	千円		畑	冠 水	ha		農 林 水 産 業 施 設					千円						
	第 報	(月 日 時現在)		流失・埋没	ha		公 共 土 木 施 設	千円			冠 水	ha		そ の 他 の 公 共 施 設					千円						
				学 校	箇所		小 計	千円																	
報 告 者 名			病 院	箇所		公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体		そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法	適用 市 町 村 名	計	団体									
区 分		被 害	道 路	箇所		橋 り よ う	箇所	林 産 被 害		千円	畜 産 被 害	千円					水 産 被 害	千円	商 工 被 害	千円					
人 的 被 害	死 者	人		河 川	箇所																	の	そ の 他	千円	
	うち災害関連死者	人		港 湾	箇所		砂 防	箇所	被 害 船 舶 隻	千円															
負 傷 者	重 傷	人		清 掃 施 設	箇所		鉄 道 不 通	箇所									水 道 戸	回 線		被 害 総 額	千円		119番通報件数	件	
	軽 傷	人		被 害 船 舶 隻	箇所		電 話	戸	電 気 戸	ガ ス 戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	災 害 の 概 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)										
住 家 被 害	全 壊	棟		そ の 他	り 災 世 帯 数	世 帯	り 災 者 数	人								火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他				
		世 帯																							
	半 壊	棟							他	り 災 世 帯 数	世 帯	り 災 者 数	人	火 災 発 生	建 物 件							危 険 物 件	そ の 他 件	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他
		世 帯																							
一 部 破 損	棟		他	り 災 世 帯 数	世 帯	り 災 者 数	人	火 災 発 生								建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他					
	世 帯																								
床 上 浸 水	棟								他	り 災 世 帯 数	世 帯	り 災 者 数	人	火 災 発 生	建 物 件						危 険 物 件	そ の 他 件	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他	
	世 帯																								
床 下 浸 水	棟		他	り 災 世 帯 数	世 帯	り 災 者 数	人	火 災 発 生								建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他					
	世 帯																								
非 住 家	公 共 建 物	棟								他	り 災 世 帯 数	世 帯	り 災 者 数	人	火 災 発 生						建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他
	そ の 他	棟																							

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

都道府県名 ()

(市町村ごとの人的被害・住家被害)

[illegible]

※市町村名は、総務省が定める全国地方公共団体コード順に記載すること。

第34節 市有施設及び設備等の対策計画

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 市・県防災行政無線

区 分	内 容
通信施設	(1) 県防災行政無線、市防災行政無線、地域防災無線、同時通報無線等の各種無線通信施設・設備については、発災後、直ちに被害状況等を確認し、可能な限り応急措置等により通信の確保を図る。 (2) 市防災行政無線及び地域防災無線の基地局の機能確保を行い、市の基地局に障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずる。
市及び他機関 端末局	(1) 端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、また、交換機に障害があった場合は無線機単位によるプレス通話方式により通信の確保を図る。 (2) 障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、市と県中部方面本部との通信を確保する。

2 公共施設等

区 分	内 容
道 路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡
	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋りょう等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止
道 路	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施
	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	市は、緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河川及び 海岸保全施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡
	施設管理者は、パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作
	施設管理者は、洪水、津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、2次災害の防止
河川及び 海岸保全施設	施設管理者は、河川区域及び海岸保全区域の従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施
	市は、施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
砂防、地すべり 対策及び急傾斜 地崩壊対策等	住民への連絡
	市は、避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
砂防、地すべり 対策及び急傾斜 地崩壊対策等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡
	市及び県は、パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、砂防三法指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
砂防、地すべり 対策及び急傾斜 地崩壊対策等	応急措置の実施、2次災害の防止
	市及び県は、2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
砂防、地すべり 対策及び急傾斜 地崩壊対策等	資機材の確保、応急工事の実施
砂防、地すべり 対策及び急傾斜 地崩壊対策等	市は、2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。

区 分	内 容	
	住民への連絡	市は、避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
港湾及び漁港施設等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	施設管理者は、パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設占有者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	施設管理者は、危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設管理者は、緊急輸送岸壁の早期確保を最優先する。また、港湾及び漁港施設占有者に対し、港湾及び漁港機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。 市は、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。
農業用施設	被害状況の把握	施設管理者は、用水路等、農業用施設の被害状況を調査する。
	被害の及ぶおそれがある地域の住民に対する措置	市は、施設等に破損又は決壊の危険が生じた旨、施設管理者より連絡を受けた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある地域の住民に対し、避難指示等必要な措置をとる。
災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	市は、災害応急対策上重要な庁舎等の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	市は、施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有施設	市は、志太消防本部と連携し、発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	
水道施設	(1) 施設管理者は、災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 (2) 施設管理者は、被害の拡大防止と応急復旧を行い、水の確保に努める。	
下水道	(1) 市は、災害の発生状況に応じ、汚水・雨水の排水に支障のないよう応急措置を講ずる。 (2) 市は、応急復旧に必要な資機材を確保し、応急復旧工事を行う。	
その他の公共施設等	地震が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。 (1) 避難対策については、計画に基づき実施する。 (2) 施設入所者の人命の確保を最優先とする。 (3) 施設の被害情報等を把握し、必要な情報伝達を行う。 (4) 施設が被災した場合は、応急復旧対策を迅速に行う。	

3 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、海岸、砂防施設、治山施設、道路、橋りょう、港湾、漁港について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を施行する。さらに、復旧事業の施行と併せて、施設の新設改良等により再度の災害発生を防止する。

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- (3) 砂防設備災害復旧事業計画
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (5) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (6) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- (7) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、漁業用施設、その他共同利用施設の復旧については公共土木施設災害復旧事業計画に準じ施行する。

3 都市災害復旧事業計画

- (1) 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。
- (2) 復旧に当たっては都市環境の設備、都市の防災構造化の推進を指導する。

4 上下水道災害復旧事業計画

特に市民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進する。

5 公共用地災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

6 住宅災害復旧事業計画

市民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき迅速適切な公営住宅の建設を進める。

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の性格上緊急に復旧する必要があるので、国、県その他関係機関の融資を促進する。
- (2) 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

9 学校教育施設災害復旧事業計画

- (1) 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速適切な復旧を促進する。
- (2) 再度災害防止のため原因を検討し、公共施設の不燃化、耐災害化を図る。

10 社会教育施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の生活上緊急に復旧する必要があるので、国、県その他関係機関の融資を促進する。
- (2) 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

11 その他の災害復旧事業計画

迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進し、あわせて、再度災害を防止する。

第2節 資金計画

この計画は、災害復旧事業に係る資金の調達を迅速に把握し、資金の融通調達を行うため必要な措置を講ずる計画である。

1 国による財政援助等

- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激特法」という。）に基づく財政援助等本市においては、大規模な災害であって、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告し、県の実施する調査に協力し、激甚災害指定の促進に務める。

なお、激特法により助政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加施設災害復旧事業
- (ケ) 障害福祉サービス事業施設災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症予防施設災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) たい積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- エ その他の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (エ) 母子福祉法による国の貸付けの特例
 - (オ) 水防資材費の補助の特例
 - (カ) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - (キ) 産業労働者住宅資金融通法の特例
 - (ク) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
 - (ケ) 雇用保険法による求職者給付に関する特例
- (2) その他の法律による財政援助

国が激特法以外の法律により財政援助を行う場合は、市はそれに必要な措置をとる。

2 災害復旧事業に係る市の財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

- (1) 地方債
 - ア 歳入欠陥債
 - イ 災害対策債
 - ウ 災害復旧事業債
- (2) 地方交付税
 - ア 普通交付税の繰り上げ交付
 - イ 特別交付税
- (3) 一時借入金
 - ア 災害復旧事業貸付金（県）
 - イ 災害応急融資（財務事務所、東海郵政局）

第3節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

1 基本方針

市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

2 実施事項

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。

(2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第4節 被災者の生活再建支援

1 被災者の支援

県は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度の運用について市町を支援する。

項目	内容
被災状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。 県はこれらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 【県への報告】 (1) 死亡者数 (2) 負傷者数 (3) 全壊・半壊住宅数等 【被災者台帳】 (1) 氏名、生年月日、性別 (2) 住所又は居所 (3) 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 (4) 援護の実施の状況 (5) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等
職業のあっせん	災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについては、県が公共職業安定所を通じて、早期再就職の促進を図ることになっている。 市は、災害相談所等において、離職者の状況を把握し、県に報告する。
市税の減免等	市は、被災者に対し、地方税法及び市条例により、市税等の納税期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。 市税の納税緩和措置は次のとおりである。 (1) 納税期限の延長 - 災害により、納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は市税の納付をすることができないときは、納税期限を延長する。（地方税法第20条の5の2） (2) 徴収猶予 - 災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。 - なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。（地方税法第15条） (3) 減免 - 被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。（地方税法第367条等）

項目	内容	
被災者生活 再建支援金 の支給	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認、市民に対する広報など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。	
災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸付け	市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき「焼津市災害弔慰金の支給等に関する条例」により、自然災害により被災した市民に対して災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付けを行う。	
	(1) 災害弔慰金	
	支給対象	自然災害によって死亡した者の遺族
	支給額	ア 死亡者が受取者の生計を維持していた場合は 500 万円 イ その他の場合は 250 万円 ただし、死亡者が災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除して支給
	(2) 災害障害見舞金	
	支給対象	自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったときに、「災害弔慰金に関する法律」に定める程度の障害がある障害者
	支給額	ア 障害者が世帯の生計を維持していた場合は 250 万円 イ その他の場合は 125 万円
	(3) 災害援護資金の貸付け	
	支給対象	自然災害によって「災害弔慰金に関する法律」に定める被害を受けた世帯の世帯主
	支給額	ア 療養する期間がおおむね1 箇月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合 (ア) 家財の被害金額が、その家財の価額の3分の1 に満たない損害で、かつ住居の損害がない場合 150 万円 (イ) 家財の被害金額が、その家財の価額の3分の1 以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合 250 万円 (ウ) 住居が半壊した場合 270 万円 (エ) 住居が全壊した場合 350 万円 イ 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 (ア) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150 万円 (イ) 住居が半壊した場合 170 万円 (ウ) 住居が全壊した場合 250 万円 (エ) 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円 ウ アの住居の半壊、イの住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別事情がある場合は、270 万円を350 万円に、170 万円を250 万円に、250 万円を350 万円とする。
利率等	ア 償還期間は10 年とし、3年は据置期間とする。 イ 利率は、据置期間中は無利子とし、その後は、延滞の場合を除き年1 %とする。ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子とする。	

項目	内容																				
国税・県税の減免等	市は、国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予等を要望する。 国・県は、被災者に対し、法令及び県条例により、国税・県税の減免等の緩和措置を実施する。 (1) 国税 ア 納税期限の延長 被災者に対して国税の申告、申請、請求等書類の提出、国税の納付を行う期限を延長する。 イ 徴収猶予・減免 被災者に対して所得税及び給与所得に対する源泉所得税の減免、徴収猶予を実施する。 (2) 県税 ア 納税期限の延長 被災者に対し県税の申告、申請、納付納入等の期限を延長する。 イ 徴収猶予 被災者に対し1年以内において県税の徴収を猶予する。また、やむを得ない理由がある場合には、さらに1年以内の延長を行う。 ウ 減免等 被災者に対し、被災状況等に応じて各種県税の減免又は納入義務免除等を行う。																				
生活福祉資金の貸付け等	一定の資格条件を満たす被災した低所得者世帯等においては、生活福祉資金の融資を受けることができる。民生委員・児童委員、市及び焼津市社会福祉協議会は、これを援助する。 (1) 世帯更生資金 <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td><td>焼津市社会福祉協議会、県社会福祉協議会</td></tr> <tr> <td>協力機関</td><td>焼津市民生委員・児童委員</td></tr> <tr> <td>貸付対象</td><td>被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む）</td></tr> </table> (2) 母子（寡婦）福祉資金 <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td><td>県、焼津市福祉事務所</td></tr> <tr> <td>協力機関</td><td>焼津市民生委員・児童委員</td></tr> <tr> <td>貸付対象</td><td>被災母子世帯（被災によって母子世帯となったものを含む）</td></tr> </table> (3) 被災身体障害者に対する補装具の交付等 <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td><td>焼津市福祉事務所、県</td></tr> <tr> <td>協力機関</td><td>焼津市民生委員・児童委員</td></tr> <tr> <td>貸付対象</td><td>被災身体障害者</td></tr> <tr> <td>給付等の内容</td><td>災害により補装具を破損又は流失した者に対する修理又は交付 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付</td></tr> </table>	実施機関	焼津市社会福祉協議会、県社会福祉協議会	協力機関	焼津市民生委員・児童委員	貸付対象	被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む）	実施機関	県、焼津市福祉事務所	協力機関	焼津市民生委員・児童委員	貸付対象	被災母子世帯（被災によって母子世帯となったものを含む）	実施機関	焼津市福祉事務所、県	協力機関	焼津市民生委員・児童委員	貸付対象	被災身体障害者	給付等の内容	災害により補装具を破損又は流失した者に対する修理又は交付 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付
実施機関	焼津市社会福祉協議会、県社会福祉協議会																				
協力機関	焼津市民生委員・児童委員																				
貸付対象	被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む）																				
実施機関	県、焼津市福祉事務所																				
協力機関	焼津市民生委員・児童委員																				
貸付対象	被災母子世帯（被災によって母子世帯となったものを含む）																				
実施機関	焼津市福祉事務所、県																				
協力機関	焼津市民生委員・児童委員																				
貸付対象	被災身体障害者																				
給付等の内容	災害により補装具を破損又は流失した者に対する修理又は交付 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付																				
独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の貸付	住宅金融支援機構による被災者に対する貸付金の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申込みの希望者に対しての指導を行なう。																				
義援金の募集等	(1) 義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 (2) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。																				

項目	内容								
罹災証明書の交付	市は、罹災した世帯の再建復興のために、罹災証明書の交付受付窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を交付する。 (1) 罹災証明書の交付受付窓口では、再調査の希望にも対応する。 (2) 罹災証明書の発行に必要な手続きと様式は次のとおりとする。 ア 交付の担当部署 罹災証明書の交付事務は、市が担当する。 イ 交付の手続 市は、個別調査結果に基づき被災者台帳を作成する。罹災証明書交付申請に対して、被災者台帳により確認の上交付するとともに、その旨を罹災証明書交付簿に記録する。 なお、被災者台帳により確認できない時は、申請者の立証資料をもとに判断して、罹災証明書を交付する。 ウ 証明の範囲 罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた場合に、次の事項について、証明する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住家</th><th>人</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 全壊、全焼、流失</td><td>○ 死亡</td></tr> <tr> <td>○ 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、半焼</td><td>○ 行方不明</td></tr> <tr> <td>○ 床上浸水、床下浸水</td><td>○ 負傷</td></tr> </tbody> </table> エ 証明手数料 罹災証明書については、証明手数料を徴収しない。 オ 罹災証明書の書式 罹災証明書の書式は、資料編（共通対策）4-4-1のとおりである。	住家	人	○ 全壊、全焼、流失	○ 死亡	○ 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、半焼	○ 行方不明	○ 床上浸水、床下浸水	○ 負傷
住家	人								
○ 全壊、全焼、流失	○ 死亡								
○ 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、半焼	○ 行方不明								
○ 床上浸水、床下浸水	○ 負傷								
郵便物の特別取扱等	災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、市域の各郵便局において、郵政事業にかかわる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。 (1) 郵便関係 ア 小包郵便料金の免除 総務大臣が公示した場合で、当該災害地の被災者の援助を行う県、市町村又は日赤等にあてた救助物資を内容とする小包郵便料金 イ 郵便はがき等の無償交付 災害救助法適用時にり災世帯あたり5枚以内及び郵便書簡1枚を交付 (2) 為替貯金・簡易保険 災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情により、被災地の郵便局において、郵便貯金等、簡易保険金、貸付金等の一定金額以内の非常即時払い並びに保険料、年金掛金の特別払込猶予等の措置をとる。								

2 中小企業等への融資

災害により被害を受けた中小企業及び農林漁業者に対し、県及び市は災害復旧に必要な資金の融資に関し、以下のような措置を実施する。

(1) 被災農林漁業者に対する復旧資金の融資等

ア 天災融資法等に基づく災害資金の融資等

天災融資法、天災による被災農林漁業者等に対し、再生産確保のため経営資金及び事業資金の融資、利子補給等を行う。

イ その他、県を窓口とする各種の融資が用意されている。

（２）被災中小企業に対する復旧資金の融資等

国・県と連携し日本政策金融公庫資金や静岡県県の災害対策貸付など被災中小企業が利用できる制度を迅速に周知し、制度の活用を支援する。

３ 災害相談の実施

市は、大規模災害の発生等により、市民からの問い合わせが多数となった場合は、市役所内に災害相談窓口を開設する。

災害相談窓口においては、行方不明者の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の市役所の実施する災害対策業務の受付案内を職員が行うほか、金融、保険等の相談を実施する。

実施に当たっては、焼津市社会福祉協議会、焼津市民生委員・児童委員及びその他の関係機関の協力を得る。

４ 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体	内 容
被災状況の把握	（１）「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 （２）情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	（１）定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 （２）緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 （３）被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第５節 風評被害の影響の軽減

市は、県に協力し風評被害の影響の軽減を図るものとする。

１ 正しい情報の提供

県は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

２ 必要な検査等の実施

県は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、県知事（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

県は、国や市町、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

地震対策編

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 過去の顕著な災害	2
第3節 予想される災害	8
1 第4次地震被害想定	8
2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果	11
3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	14
4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果	23
5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果	26
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	29
1 焼津市	29
2 消防機関	29
3 静岡県	30
4 静岡県警察（焼津警察署）	30
5 防災関係機関	30

発 災 前	頁
第2章 平常時対策	37
第1節 防災思想の普及	37
第2節 自主防災活動	37
第3節 地震防災訓練の実施	37
1 焼津市	37
2 防災関係機関	38
第4節 地震災害予防対策の推進	39
1 緊急消防援助隊の受援体制	40
2 消防用施設の整備	40
3 火災の予防対策	40
4 建築物等の耐震対策	41
5 被災建築物等に対する安全対策	42
6 橋りょうの改良	42
7 地盤災害の予防対策	42
8 落下倒壊危険物対策	42
9 危険予想地域における災害の予防	43
10 被災者の救出活動対策	44
11 要配慮者の支援	44
12 生活の確保	44
13 緊急輸送活動体制の準備	46
14 災害廃棄物の処理体制の整備	46
15 燃料の確保	46
16 公共土木施設等の応急復旧	47
17 情報システムの整備	47
18 緊急輸送用車両等の整備	47
19 文化財等の耐震対策	47
20 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	47
21 地震防災応急計画の作成	47
第3章 地震防災施設緊急整備計画	48
第1節 地震防災施設整備方針	48
1 防災業務施設の整備	48
2 地域の防災構造化	48
3 緊急輸送路の整備	49
4 防災上重要な建物・施設の整備	49
5 災害防止事業	49
6 災害応急対策用施設等の整備	50
第2節 地震対策緊急整備事業計画	50
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画	50
1 地域の防災構造化	51

南海トラフ地震臨時情報発表時		頁
第4章	南海トラフ地震臨時情報への対応	52
I	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	52
	第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	52
II	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	52
	第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等	52
	第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	53
	第3節 災害応急対策をとるべき期間等	53
	第4節 市のとるべき措置	53
III	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	54
	第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等	54
	第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	54
	第3節 災害応急対策をとるべき期間等	54
	第4節 避難対策等	55
	1 地域住民等の避難行動等	55
	2 避難所の運営	56
	第5節 消防機関等の活動	56
	第6節 消防機関等の活動	56
	第7節 消防機関等の活動	56
	1 水道	56
	2 電気	56
	3 ガス	57
	4 通信	57
	5 放送	57
	第8節 金融	57
	第9節 交通	57
	1 道路	57
	2 海上	57
	3 鉄道	57
	第10節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策	58
	1 防災上重要な施設に対する措置	58
	2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置	58
	第11節 滞留旅客等に対する措置	59

発 災 後		頁
第5章	災害応急対策	60
第1節	防災関係機関の活動	60
	1 計画の内容	60
	2 消防機関	61
	3 防災関係機関	62
第2節	情報活動	62
第3節	広報活動	62
第4節	緊急輸送活動	62
第5節	広域応援活動	62
第6節	災害の拡大及び二次災害防止活動	62
	1 消防活動	62
	2 水防活動	62
	3 人命の救出活動	62
	4 被災建築物等に対する安全対策	62
	5 災害危険区域の指定	63
第7節	避難活動	63
第8節	社会秩序を維持する活動	63
第9節	交通の確保対策	63

発 災 後	頁
第10節 地域への救援活動	63
1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	63
2 給水活動	63
3 燃料の確保	63
4 医療救護活動	63
5 し尿処理	64
6 廃棄物（生活系）処理	64
7 災害廃棄物処理	64
8 防疫活動	64
9 遺体の搜索及び措置	64
10 応急住宅の確保	64
11 ボランティア活動への支援	64
第11節 学校における災害応急対策及び応急教育活動	64
第12節 被災者の生活再建等への支援	64
第13節 市有施設及び設備等の対策	64
第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	65
第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	66
1 各施設・事業所に共通の事項	67
2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項	67

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第6章 復旧・復興対策	68
第1節 防災関係機関の活動	68
1 焼津市	68
2 静岡県警察（焼津警察署）	68
3 防災関係機関	69
第2節 激甚災害の指定	72
第3節 震災復興計画の策定	73
第4節 復興財源の確保	73
1 予算の編成	73
2 復興財源の確保	73
第5節 震災復興基金の設立	74
第6節 復旧事業の推進	74
1 復旧計画の策定	74
2 基盤施設の復旧	75
第7節 都市の復興	75
1 都市復興計画の策定	75
2 市街地の復興	75
第8節 被災者の生活再建支援	76
1 恒久住宅対策	76
2 災害弔慰金等の支給	76
3 被災者の経済的再建支援	77
4 雇用対策	77
5 要配慮者の支援	77
6 生活再建支援策等の広報・PR	78
7 相談窓口の設置	78
8 保険の活用（地震保険の普及促進）	79
第9節 地域経済復興支援	79
1 産業復興計画の策定	79
2 中小企業を対象とした支援	79
3 農林漁業者を対象とした支援	80
4 地域全体に影響を及ぼす支援	80

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時		頁
別紙 地震防災応急対策		81
第1節 防災関係機関の活動		81
1 焼津市		81
【東海地震注意情報発表時等】		81
【警戒宣言発令時】		82
2 消防機関		84
3 静岡県警察（焼津警察署）		84
4 防災関係機関		84
【東海地震注意情報発表時】		84
【警戒宣言発令時】		85
第2節 情報活動		88
1 焼津市、志太消防本部		88
2 防災関係機関		89
第3節 広報活動		90
1 焼津市		90
2 防災関係機関		90
3 市民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法		90
第4節 自主防災活動		91
【東海地震注意情報発表時】		91
【警戒宣言発令時】		91
第5節 緊急輸送活動		92
1 焼津市		93
2 防災関係機関		93
第6節 自衛隊の支援		94
第7節 避難活動		94
第8節 社会秩序を維持する活動		96
第9節 交通の確保活動		97
1 陸上交通の確保対策		97
2 海上交通の確保対策		99
第10節 地域への救援活動		99
【東海地震注意情報発表時】		99
【警戒宣言発令時】		99
1 食料及び日用品の確保		99
2 飲料水の確保		100
3 医療救護、防疫、保健衛生活動及び廃棄物処理		100
第11節 市有施設設備等の防災措置		101
1 無線通信施設等		101
2 公共施設等		101
【東海地震注意情報発表時】		101
【警戒宣言発令時】		102
3 コンピュータ		103
第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置		103
【東海地震注意情報発表時】		103
【警戒宣言発令時】		105
第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策		108
1 各施設・事業所に共通の事項		108
【東海地震注意情報発表時】		108
【警戒宣言発令時】		109
2 各施設・事業所の計画において定める個別事項		109
第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策		112
【東海地震注意情報発表時】		112
【警戒宣言発令時】		112

第1章 総 則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、焼津市、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる第4次地震被害想定試算の概要を示す。

第1節 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「焼津市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

区分	内 容														
計画の目的	平時に実施する地震防災対策（以下「平時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民等の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。														
計画の性格	(1) この計画は焼津市の地域に係る地震対策について定めるものである。 (2) この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。 (3) この計画のうち、第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。 (4) この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。 (5) この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行うものである。														
計画の構成	この計画は本編と別紙から構成し、本編の構成は次の6章による。 <table border="1"> <tr> <td>第1章 総則</td><td>この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。</td></tr> <tr> <td>第2章 平時対策</td><td>平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。</td></tr> <tr> <td>第3章 地震防災施設緊急整備計画</td><td>整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。</td></tr> <tr> <td>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</td><td>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策を示す。</td></tr> <tr> <td>第5章 災害応急対策</td><td>地震災害が発生した場合の対策を示す。</td></tr> <tr> <td>第6章 復旧・復興対策</td><td>災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。</td></tr> <tr> <td>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</td><td>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。</td></tr> </table>	第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。	第2章 平時対策	平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。	第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。	第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策を示す。	第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策を示す。	第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。	別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。
第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。														
第2章 平時対策	平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。														
第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。														
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策を示す。														
第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策を示す。														
第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。														
別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。														

第2節 過去の顕著な災害

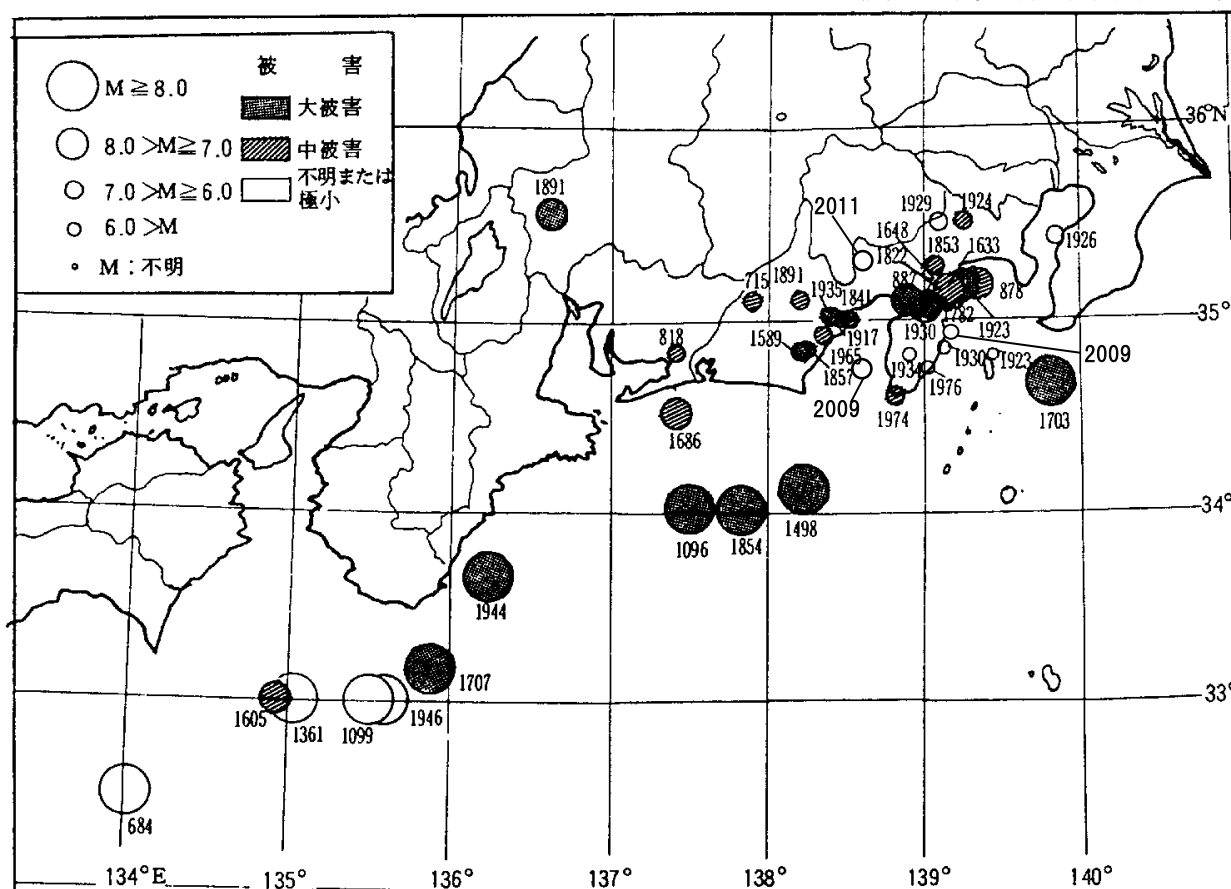
静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。

陸域には糸魚川―静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に1854年安政東海地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1965年の焼津市を震源とする直下型地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。

県下に大被害を与えた地震、および県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

日本被害地震総覧（宇佐美龍夫）に加筆



静岡県内の地震活動
た地震

日本被害地震総覧(宇佐美龍夫)に加筆

* 津波を伴っ

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
3*	684.11.29 天武13.10.14	134.0 32.5 南海・西海道	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
5	715. 7. 4 和銅 8. 5.25	137.9 35.1 遠 江	6.4	[0] IV	山崩れ天竜川を塞ぐ、数十日を経て決壊し、敷智・長下・石田の3郡民家170余区を没す。		
6	715. 7. 5 和銅 8. 5.26	137.4 34.8 三 河	6.7	[1] IV～V	県西境に多少の被害があったと推定される。		
11*	818. - - 弘仁 9. 7.-	139.3 35.2 関東諸国	7.9	[IV] 1			県東境で多少の被害があったか。
15	841. - - 承和 8. - -	138.9 35.1 伊 豆	7.0	[II] VI+			伊豆：里落完たからず。人あるいは傷き、あるいは圧没された。
22	878. 11. 1 元慶 2. 9.29	139.3 35.5 関東諸国	7.4	[II] V			相模・武蔵がとくに強かったという。県東境にも被害が推定される。相模国分寺に被害。
26*	887. 8.26 仁和 3. 7.30	135.3 33.0 五畿七道	8.6	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
38*	1096.12.17 嘉保 3.11.24	137.5 34.0 畿内・東海道	8.4	[Ⅲ] 2 VI		仏神舎屋百姓四百余流失。	
39	1099. 2.22 康和 1. 1.24	135.5 33.0 南 海 道	8.4	[IV] IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
49	1293. 5.27 正応 6. 4.13	 鎌 倉	7.1	[II]			鎌倉で大被害。伊豆での被害の可能性あり。
56*	1361. 8. 3 正平16. 6.24	135.0 33.0 畿内・土佐・阿波	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったか？		
68*	1498. 9.20 明応 7. 8.25	138.2 34.1 東 海 道	8.6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。	沿岸に津波死2万6千という。(志太郡)	伊豆・仁科郷海溢れて陸地に上ること18～19町。寺川以下の田園水没す。
79	1589. 3.21 天正17. 2. 5	138.2 34.8 駿河・遠江	6.7	[I] V～IV	民家多く破れ倒る。(駿・遠)		

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
84*	1605. 2. 3 慶長 9.12.16	134.9 33.0 東海・南海・西海	7.9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。 死者多し。白州丁津波。		仁科郷海溢れ陸を浸すこと12～13町。
96*	1633. 3. 1 寛永10. 1.21	139.2 35.2 駿 豆 相	7.1	[II] 1 V		吉原で家くずれ、地割あり。 三島で家くずれる。(不苦という文書もあり)	熱海に津波。家・田畑流失。箱根で岩くずれ道を塞ぐ。通行の人馬の死あり。
106	1648. 6.12 慶安 1. 4.22	139.2 35.2 小 田 原	7.1	[I] IV			県東境に微小被害推定される。
141	1686.10. 3 貞享 3. 8.16	137.4 34.5 遠江・三河	7.0	[I] V	荒井で関所・番所・町家少々破損、死者あり。		
149*	1703.12.31 元禄16.11.23	139.8 34.7 関東諸国	8.2	[IV] 3 IV～V			箱根山崩。町宿大分崩死あり。 番所半分潰れ、石垣棚崩倒。箱根一三島間少し損じ、三島は別条なし。伊豆東海岸に津波、死は 380余(宇佐美)・163(須玖美)、27(下田)。下田で潰・流失 332軒・半潰 160軒、破船81、川奈・熱海・竹麻・仁科・片浦に津波。
153*	1707.10.28 宝永 4.10. 4	135.9 33.2 五畿七道	8.4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地で Quicksand 現象あり。横須賀港塞がる。 荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋井・掛川はVII。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さつたで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度はVI。	震度はV以下。津波が各地を襲う。下田で流失・皆潰 857軒、半潰55件、死11人、破痛船53。
163	1718. 8.22 享保 3. 7.26	伊 那	6.4	[I] IV～V	伊那・遠山谷満島村山崩れ、遠山川を堰止め後に決壊。三河佐太村大谷までの間で死50余。県北西境、天竜川沿いに被害が推定される。		
171	1729. 3. 8 享保14. 2. 9						伊豆で大地割れ、川筋に水涌く余震20日すぎまで小津波か？
207*	1782. 8.23 天明 2. 7.15	139.2 35.2 武 相	7.3	[I] 1 IV～V			田方郡でつよく、箱根で石垣崩れ、小田原に津波。甲州の猿橋くずる。伊豆北部に小被害の可能性あり。
243	1841. 4.22 天保12. 3. 2	138.5 35.0 駿 河	6.4	[0] V～IV		駿府城の石垣30間崩る。久能山銅鳥居・石灯籠いたみ、社堂破損、江尻・清水辺で家・蔵の壁落ち、地裂けて噴水す。三保の砂地2千坪沈下。	
253	1853. 3.11 嘉永 6. 2. 2	139.1 35.3 小 田 原	6.5	[I] IV			箱根で落石・山崩。関所破損。 御殿場で潰家1、修善寺・三島その他で損所ありという。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部（遠江）	中部（駿河）	東部（伊豆）
257*	1854.12.23 嘉永 7.11. 4	137.8 34.0 東海・東山・南海	8.4	[IV] 3 Ⅶ	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液化化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど大ならず、静岡・清水に火災 湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村296軒のうち全潰 178、半潰 116、無傷1、一般に山地は軽か	震度Ⅴ。下田以西の沿岸に津波下田計875軒のうち840流失・皆潰。30半潰水入、無事は4軒のみ。人口3,851人のうち、死122。
265	1857. 7.14 安政4.閏5.23	138.2 34.8 駿河	6.4	[0]		田中城で堀・門・番所・石垣等破損。藤枝に倒家なしという。	
287	1882. 9.29 明治 15	139.05 35.07 熱海					熱海で落石、墓石の転倒あり。
300	1891.10.28 明治 24	136.6 35.6 愛知・岐阜	7.9	Ⅴ～Ⅵ	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂19、橋梁損落1、堤防崩壊24、天竜川護岸堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍増、鉱泉の湧出量も増加。	吉奈・湯ヶ島＋15℃、湯ヶ野＋5℃、蓮台寺－ x℃、3～4日で復旧。
301	1891.12.24 明治 24	138.2 35.1 山中湖付近	6.4	Ⅳ		沼津で土蔵の鉢巻おちる。 駕籠坂峠で土地の陥没（長さ20間巾 3尺、深さ 3尺）あり、道路の亀裂・山崖くずれ数ヶ所。	三島で土蔵の底破損2。
414	1917. 5.18 大正 6	138.4 34.95 静岡付近	5.8		浜松地方で地裂・煙突の倒壊、壁落あり。	静岡市・煉瓦堀・煉瓦煙突の被害 清水・江尻でも同様の小被害。全体で死2（静岡市）、傷6。	
430*	1923. 9. 1 大正 12	139.3 35.2 関東南部	7.9	Ⅴ	県全体で死375、傷1,243 不明68、家屋全壊2,298、 半壊10,219、損失 5、流失 661。	全壊100戸以上の町村は伊東・熱海・網代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄である。駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。	熱海に津波（12m）、網代で7.2m、被害なし。下田で浸水。
433	1923. 9.10 大正 12	139.4 34.8 大島近海	5.8				稲取・下河津付近で道路破損等小被害。
435	1924. 1.15 大正 13	139.2 35.5 丹沢山塊	6.7	Ⅴ		駿東郡で傷26、建物全壊10、半壊243。	
443	1926. 8. 3 大正 15	139.8 35.4 東京湾中部	6.2 35k m				熱海で壁落数戸。
453	1929. 7.27 昭和 4	139.1 35.5 丹沢付近	6.1 20k m	Ⅴ		籠坂峠で亀裂。土砂崩壊し県道を埋めた所あり。富士山で落石。	

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部（遠江）	中部（駿河）	東部（伊豆）
461	1930.11.26 昭和 5	139.0 35.1 北伊豆	7.3 0～ 5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩壊。	死259、傷566、住家全壊2,077、半壊5,424、焼失75。 丹那断層を生じ、発光現象がみられた。伊東・大場・長岡・函南村間宮で火災。
476	1934. 3.21 昭和 9	138.9 34.8 天城山	5.5 0～ 10km	V			湯ヶ島一天城峠間で崖崩れ10余、墓石の転倒（湯ヶ島・与市坂・白田・上河津）。半島の温泉に異常。
479	1935. 7.11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋全壊率10%以上は、高松・西大谷・東大谷・池田・国吉田 被害計、死9、傷299、住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸壁、倉庫大破。	蓮台寺温泉の水位が5日前から70cm上昇。震後急下降。 8月5日までに262cm下降する。
506*	1944.12. 7 昭和 19	136.2 33.7 東海沖	7.9 0～ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ1～2m。 太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97%。	県下全体で、 死255、傷704、住家全壊5,828、半壊7,815。 静岡市付近に被害率の高い所あり。	下田で津波高さ2.1m。
509*	1946.12.21 昭和 21	135.6 33.0 南海沖	8.0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、船舶損失105。	津波の高さ 下田2m、須崎1m。
546*	1960. 5.23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震津波	8.5	0	舞阪で波高1.1m。	県下で床上浸水1、床下浸水234、非住家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高1.3m。	下田で波高1.8m。
567	1965. 4.20 昭和 40	138.18 34.53 静岡付近	6.1 20km	IV		清水市北部の平野で被害大。壁の破損・瓦落下土台の破損・柱の移動等があった。全体で死2、傷4、住家一部破損9。	
610*	1974. 5. 9 昭和 49	138.48 34.34 伊豆半島沖	6.9 10km	V			死30、傷102、家屋全壊134 半壊240、全焼5、山（がけ）くずれ101、中木・入間・石廊崎で被害大。断層を生ず。温泉の異常あり。
621	1976. 8.18 昭和 51	138.57 34.47 河津町	5.4 0km	III			河津町付近で家屋半壊3戸、一部破損61戸、ここでの震度はVか。
624*	1978. 1.14 昭和 53	139.81 34.48 伊豆大島近海	7.0 0km	IV			死25、傷139、家屋全壊96 同半壊539戸、道路損壊984ヶ所、崖くずれ191ヶ所、持越鉱山の鉱さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野川へ流入。
636*	1980. 6.29 昭和 55	139.12 34.54 伊豆半島東方沖	6.7 0km	V			伊豆半島東方沖：伊豆半島で家屋全壊1、同一部破損17、傷8などの被害。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 経 緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部（遠 江）	中 部（駿 河）	東 部（伊 豆）
646	1983. 8. 8 昭和 58	139.10 35.50 山梨県東部	5.8 30km	IV			小山町を中心に負傷者2、家屋半壊1、一部破損49、停電42万軒。
	1988. 3.18 昭和 63	139.39 35.40 東京都東部	6.0 100km	Ⅲ			三島市を中心に家屋一部損壊19。
	1988. 7.26 昭和 63. 8.10	伊豆半島東方沖	5.2 10km	IV			伊東市を中心に家屋一部破損2。
	1989. 7. 3 平成元 7.12	伊豆半島東方沖	5.5 10km	IV			伊東市を中心に負傷者22、家屋一部損壊92、道路損壊24、港湾被害11、水道断水200戸、電話不通66回線、停電3,500軒、ブロック塀1ヶ所。
	1997. 3. 3 平成 9. 3.13	伊豆半島東方沖	5.7 10km	V弱			伊東市を中心に負傷者3、家屋一部損壊65、道路損壊8、崖崩れ5、水道断水51戸、ブロック塀1ヶ所。
	2001. 4. 3 平成13	静岡県中部	5.3 30km	V強			静岡市を中心に負傷者8人、建物の一部破損。
*	2009.8.11 平成21	駿河湾	6.5 23km	VI弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ブロック塀207ヶ所。東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩壊。	伊豆市を中心に山(崖)崩れ81箇所。
*	2011.3.11 平成23	142.9 38.1 三陸沖	9.0 24km	V弱			御殿場市を中心に負傷者4、家屋一部損壊2、下田市で住家床下浸水7、店舗内浸水6
	2011.3.15 平成23	静岡県東部	6.4 14km	VI強			富士宮市を中心に負傷者50、家屋一部損壊521、道路損壊7、崖崩れ8、停電21,700軒、水道断水500戸
	2011.8.1 平成23	駿河湾	6.2 23km	V弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市は12,000世帯で水道が白濁	軽症1人

第3節 予想される災害

現在、市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

このほか、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。また、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

津波については、上記地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

1 第4次地震被害想定

（1）静岡県第4次地震被害想定概要

地震によって、市内の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。試算については、本市において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

（資料編（地震対策）1-3-1（1））

区 分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府（2013））

※ 相模トラフ沿いでは、約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

(2) 震度に係る想定結果

南海トラフ巨大地震では、市内のほとんどは震度7から震度6強の震度想定がされた。焼津、豊田、小川、東益津地区は、震度7の想定区域が多く、大村、大富、和田、港、大井川地区は、震度6強の想定区域が多い。東名高速道路焼津ICの南西地区に震度6弱の想定区域が若干見受けられる。震度分布図は（資料編（地震対策）1－3－1（2））のとおり。

震度区分別面積集計表 南海トラフ巨大地震

震度区分	面積	
	焼津市	県全体
5（弱）	0.0km ² （0%）	293.6km ² （3.8%）
5（強）	0.0km ² （0%）	1819.5km ² （23.6%）
6（弱）	0.4km ² （0.6%）	3201.0km ² （41.5%）
6（強）	40.4km ² （55.3%）	2055.4km ² （26.6%）
7	32.2km ² （44.1%）	346.5km ² （4.5%）

（注）内閣府（2012）の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したもの。

震度区分別面積集計表 元禄型関東地震

震度区分	面積	
	焼津市	県全体
4 以下	31.8km ² （43.6%）	4518.0km ² （58.6%）
5（弱）	39.6km ² （54.2%）	1060.1km ² （13.7%）
5（強）	1.6km ² （2.2%）	697.6km ² （9.0%）
6（弱）以上	0.0km ² （0%）	1440.3km ² （18.7%）

(3) 液状化に係る想定結果

南海トラフ巨大地震では、焼津、大村、豊田、東益津地区では、「可能性ランク中」と判定され、「可能性ランク大」の分布も見られる。小川、和田、港地区は、「可能性ランク中」に判定されたが、焼津地区との境や石津浜海岸付近に「可能性ランク大」の分布も見られる。大富地区の多くは「可能性がない」または「対象外」と判定された。大井川南地区の大井川港周辺では飯淵が「可能性ランク大」と判定され、大井川東地区は「可能性ランク中」の判定がみられる。大井川河川沿いに位置する大井川西地区は、「可能性がない」または「対象外」と判定された。液状化可能性分布は、（資料編（地震対策）1－3－1（3））のとおり。

液状化可能性区分別面積集計表 南海トラフ巨大地震

判定ランク	面積	
	焼津市	県全体
液状化発生の可能性大	5.9km ² （8.1%）	194.3km ² （2.5%）
液状化発生の可能性中	11.4km ² （15.6%）	224.0km ² （2.9%）
液状化発生の可能性小	5.9km ² （8.1%）	110.8km ² （1.4%）
液状化発生の可能性なし	12.5km ² （17.1%）	212.5km ² （2.8%）
対象外	37.4km ² （51.1%）	6974.4km ² （90.4%）

（注）内閣府（2012）の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したもの。

液状化可能性区分別面積集計表 元禄型関東地震

判定ランク	面 積	
	焼津市	県全体
液状化発生の可能性大	0.1km ² (0.1%)	23.6km ² (0.3%)
液状化発生の可能性中	1.6km ² (2.2%)	38.4km ² (0.5%)
液状化発生の可能性小	3.6km ² (4.9%)	67.2km ² (0.9%)
液状化発生の可能性なし	15.0km ² (20.6%)	154.8km ² (2.0%)
対象外	52.7km ² (72.2%)	7432.1km ² (96.3%)

(4) 津波に係る想定結果

レベル2（南海トラフ巨大地震）の津波は、焼津港周辺で浸水深3m以上5m未満、小川港周辺で浸水深2m以上3m未満、大井川港周辺で浸水深3m以上5m未満と想定された。沿岸部では、浸水深1m以上2m未満の想定区域が多く、藤守川付近とそこから南側は浸水深3m以上5m未満の想定区域が見られる。津波最大浸水深図 南海トラフ巨大地震 ケース①は、（資料編（津波対策）1-3-3（1））のとおり。

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波

項目	焼津市		県全体	
	レベル1	レベル2	レベル1	レベル2
想定波高（T.P.M）	4 ～ 6m	6 ～ 10m	—	—
面積	70.62km ²		7,780.60km ²	
浸水面積	2.5km ²	13.7km ²	34.6km ²	158.1km ²
浸水率	3.54%	19.40%	0.44%	2.03%
浸水深2m以上の浸水面積	0.1km ²	2.6km ²	11.0km ²	68.5km ²

（注）レベル2は、津波断層モデルのケース①による。 推定津波高は、平均～最大として表記。

相模トラフ沿いで発生する地震・津波

項目	焼津市		県全体	
	レベル1	レベル2	レベル1	レベル2
想定波高（T.P.M）	2 ～ 2m	2 ～ 4m	—	—
面積	70.62km ²		7,780.60km ²	
浸水面積	0.1km ²	0.6km ²	7.4km ²	21.1km ²
浸水率	0.14%	0.85%	0.10%	0.27%
浸水深2m以上の浸水面積	0.0km ²	0.0km ²	1.1km ²	4.3km ²

（注）推定津波高は、平均～最大として表記。

(5) 山・崖崩れに係る想定結果

市北部の山麓部に急傾斜地崩壊・地すべり・大規模崩壊の危険箇所が分布しており、地震動により崩壊すると想定された。山・かげ崩れの想定危険度ランク別箇所数は、(資料編(地震対策)1-3-1(5))のとおり。

危険度ランク別箇所数(南海トラフ巨大地震基本ケース)

	焼津市			県全体		
危険度ランク	急傾斜地 危険箇所	地すべり 危険箇所	山腹崩壊 危険区域	急傾斜地 危険箇所	地すべり 危険箇所	山腹崩壊 危険区域
A : 崩壊の可能性が高い	30	1	11	6339	47	2570
B : 崩壊の可能性がある	15	0	3	2564	83	509
C : 崩壊の可能性が低い	0	0	0	746	178	183

危険度ランク別箇所数(元禄型関東地震)

	焼津市			県全体		
危険度ランク	急傾斜地 危険箇所	地すべり 危険箇所	山腹崩壊 危険区域	急傾斜地 危険箇所	地すべり 危険箇所	山腹崩壊 危険区域
A : 崩壊の可能性が高い	0	0	0	838	0	474
B : 崩壊の可能性がある	10	0	10	970	9	611
C : 崩壊の可能性が低い	35	1	4	7841	299	2161

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等)の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの(内閣府(2012)の基本ケース)を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議(2003)の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注)中央防災会議(2003):「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第16回)報告書

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。(資料編(地震対策)1-3-1(2)、1-3-1(3)、1-3-1(5)、1-3-2(2))

(2) 建物等被害に係る想定結果

資料編(地震対策) 1-3-2(2) のとおり。

(単位：棟)

項目	被害区分		予知なし			予知あり
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	市	約11,000	約11,000	約11,000	約11,000
		県	約171,000	約171,000	約171,000	約171,000
	半壊	市	約6,600	約6,600	約6,400	約6,700
		県	約165,000	約163,000	約156,000	約169,000
液状化	全壊	市	約80	約80	約80	約80
		県	約1,800	約1,800	約1,800	約1,800
	半壊	市	約300	約300	約200	約300
		県	約6,400	約6,300	約6,100	約6,500
人工造成地	全壊	市	約2,400	約2,400	約2,400	約2,400
		県	約17,000	約17,000	約17,000	約17,000
	半壊	市	約7,100	約7,100	約7,100	約7,100
		県	約51,000	約51,000	約51,000	約51,000
津波	全壊	市	約10	約10	約10	約10
		県	約2,400	約2,400	約2,400	約2,400
	半壊	市	約100	約100	約100	約100
		県	約4,900	約4,900	約4,900	約5,000
山・崖崩れ	全壊	市	約40	約40	約40	約40
		県	約2,500	約2,500	約2,500	約2,500
	半壊	市	約80	約80	約80	約80
		県	約5,800	約5,800	約5,800	約5,800
火災	焼失	市	約1,300	約1,700	約3,500	約600
		県	約22,000	約28,000	約66,000	約2,500
建物棟数		市	51,245			
		県	1,418,505			
建物被害総数	全壊及び 焼失	市	約15,000	約16,000	約17,000	約14,000
		県	約217,000	約223,000	約260,000	約197,000
	半壊	市	約14,000	約14,000	約14,000	約14,000
		県	約233,000	約232,000	約224,000	約237,000
建物被害率	全壊及び 焼失	市	約29%	約31%	約33%	約27%
		県	約15%	約16%	約18%	約14%
	半壊	市	約27%	約27%	約27%	約27%
		県	約16%	約16%	約16%	約17%

(注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分		予知なし			予知あり		
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	市	約500 (約60)	約200 (約30)	約400 (約40)	約100 (約10)	約70 (約10)	約100 (約10)
			県	約5,500 (約700)	約2,700 (約500)	約4,300 (約500)	約1,600 (約100)	約800 (約100)	約1,200 (約100)
		重傷者数	市	約1,400 (約200)	約1,900 (約200)		約400 (約40)	約500 (約30)	
			県	約19,000 (約2,600)	約30,000 (約2,100)	約19,000 (約1,600)	約5,300 (約600)	約8,700 (約500)	約5,500 (約400)
		軽傷者数	市	約3,000 (約800)	約3,800 (約600)		約900 (約200)	約1,100 (約100)	
			県	約49,000 (約9,700)	約52,000 (約7,800)	約42,000 (約7,600)	約14,000 (約2,100)	約15,000 (約1,700)	約12,000 (約1,700)
津波	早期避難率 高 ＋呼びかけ	死者数	市	約80	約50	約70	約10	約10	約10
			県	約7,400	約2,500	約3,200	約1,000	約700	約800
		重傷者数	市	約10	－		－	－	
			県	約400	約100	約200	約60	約40	約50
		軽傷者数	市	約20	約10		－	－	
			県	約800	約300	約400	約100	約80	約100
	早期避難率 低	死者数	市	約90	約60	約70			
			県	約9,000	約5,700	約7,300	約1,000	約700	約800
		重傷者数	市	約10	約10				
			県	約500	約400	約400	約60	約40	約50
		軽傷者数	市	約20	約20				
			県	約1,000	約700	約900	約100	約80	約100
山・崖崩れ		死者数	市	－	－	－	－	－	－
			県	約200	約90	約200	約30	約10	約20
		重傷者数	市	－	－		－	－	－
			県	約100	約60	約100	約20	約10	約10
		軽傷者数	市	－	－		－	－	
			県	約100	約60	約100	約20	約10	約10
火災		死者数	市	約70	約40	約200	約10	－	約10
			県	約800	約500	約2,100	約30	約10	約20
		重傷者数	市	約30	約40		約10	約10	
			県	約500	約600	約1,400	約50	約50	約50
		軽傷者数	市	約70	約90		約30	約30	
			県	約1,200	約1,600	約3,700	約100	約100	約100
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	市	－	－	－	－	－	－
			県	－	約10	約20	－	－	－
		重傷者数	市	－	－		－	－	
			県	約10	約100	約200	－	約10	約10
		軽傷者数	市	－	約10		－	－	
			県	約10	約200	約400	－	約10	約20

項目		被害区分		予知なし			予知あり		
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
死傷者数合計	早期避難率 高 ＋呼びかけ	死者数	市	約700	約300	約600	約200	約80	約100
			県	約14,000	約5,900	約9,900	約2,700	約1,500	約2,100
		重傷者数	市	約1,400	約1,900		約400	約600	
			県	約20,000	約31,000		約21,000	約5,500	
		軽傷者数	市	約3,100	約3,900		約900		
			県	約51,000	約54,000		約47,000		
	早期避難率 低	死者数	市	約700	約300	約600			
			県	約16,000	約9,100	約14,000			
		重傷者数	市	約1,400	約1,900				
			県	約20,000	約31,000				
		軽傷者数	市	約3,100	約3,900				
			県	約51,000	約54,000				
人口（平成22年10月1日現在）			市	143,249					
			県	3,765,007					

- （注） ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
 ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（１９９９）による建物破壊パターンチャートのＤ５以上相当。全壊に含まれる。
 ・重傷者：１ヶ月以上の治療を要する負傷者
 ・軽傷者：１ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「－」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第４次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約２，２００人（早期避難率高＋呼びかけ）～約９，２００人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

※死傷者数合計の市の予知ありは、早期避難率高＋呼びかけと早期避難率低の区分が不明であるため、早期避難率高＋呼びかけに計上した。

３ 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル２の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

（１）概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード９程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（２０１１）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注）中央防災会議（２０１１）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後に地震が発生した場合について、それぞれ試算している。（資料編（地震対策）１－３－１（２）、１－３－１（３）、１－３－１（５）、１－３－２（２）、（津波対策）１－３－３（１））

(2) 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分		予知なし			予知あり
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	市	約11,000	約11,000	約11,000	約11,000
		県	約171,000	約171,000	約171,000	約171,000
	半壊	市	約6,500	約6,500	約6,300	約6,600
		県	約161,000	約160,000	約152,000	約165,000
液状化	全壊	市	約80	約80	約80	約80
		県	約1,800	約1,800	約1,800	約1,800
	半壊	市	約200	約200	約200	約300
		県	約5,900	約5,800	約5,600	約6,000
人工造成地	全壊	市	約2,400	約2,400	約2,400	約2,400
		県	約17,000	約17,000	約17,000	約17,000
	半壊	市	約7,100	約7,100	約7,100	約7,100
		県	約51,000	約51,000	約51,000	約51,000
津波	全壊	市	約600	約600	約600	約600
		県	約28,000	約28,000	約28,000	約28,000
	半壊	市	約4,100	約3,900	約3,500	約4,300
		県	約31,000	約31,000	約29,000	約32,000
山・崖崩れ	全壊	市	約40	約40	約40	約40
		県	約2,500	約2,500	約2,500	約2,500
	半壊	市	約80	約80	約80	約80
		県	約5,800	約5,800	約5,800	約5,800
火災	焼失	市	約1,300	約1,600	約3,400	約600
		県	約22,000	約27,000	約64,000	約2,500
建物棟数		市	51,245			
		県	1,418,505			
建物被害総数	全壊及び 焼失	市	約16,000	約16,000	約18,000	約15,000
		県	約242,000	約248,000	約285,000	約223,000
	半壊	市	約18,000	約18,000	約17,000	約18,000
		県	約255,000	約253,000	約244,000	約260,000
建物被害率	全壊及び 焼失	市	約31%	約31%	約35%	約29%
		県	約17%	約17%	約20%	約16%
	半壊	市	約35%	約35%	約33%	約35%
		県	約18%	約18%	約17%	約18%

(注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
 ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
 ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分		予知なし			予知あり
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	市	約2,300	約2,300	約2,300	約2,300
		県	約179,000	約179,000	約179,000	約179,000
	半壊	市	約6,700	約6,700	約6,500	約6,700
		県	約122,000	約121,000	約117,000	約123,000
液状化	全壊	市	約80	約80	約80	約80
		県	約1,600	約1,600	約1,600	約1,600
	半壊	市	約300	約300	約300	約300
		県	約5,700	約5,700	約5,500	約5,700
人工造成地	全壊	市	約30	約30	約30	約30
		県	約16,000	約16,000	約16,000	約16,000
	半壊	市	約90	約90	約90	約90
		県	約47,000	約47,000	約47,000	約47,000
津波	全壊	市	約800	約800	約800	約800
		県	約28,000	約28,000	約28,000	約28,000
	半壊	市	約5,300	約5,300	約5,100	約5,400
		県	約35,000	約35,000	約34,000	約35,000
山・崖崩れ	全壊	市	約20	約20	約20	約20
		県	約2,100	約2,100	約2,100	約2,100
	半壊	市	約50	約50	約50	約50
		県	約5,000	約5,000	約5,000	約5,000
火災	焼失	市	約100	約200	約1,000	約10
		県	約11,000	約14,000	約35,000	約4,500
建物棟数		市	51,245			
		県	1,418,505			
建物被害総数	全壊及び 焼失	市	約3,400	約3,500	約4,300	約3,300
		県	約238,000	約240,000	約262,000	約231,000
	半壊	市	約12,000	約12,000	約12,000	約13,000
		県	約214,000	約213,000	約208,000	約216,000
建物被害率	全壊及び 焼失	市	約7%	約7%	約8%	約6%
		県	約17%	約17%	約18%	約16%
	半壊	市	約23%	約23%	約23%	約25%
		県	約15%	約15%	約15%	約15%

(注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分		予知なし			予知あり
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	市	約5,400	約5,400	約5,400	約5,400
		県	約191,000	約191,000	約191,000	約191,000
	半壊	市	約8,400	約8,300	約8,100	約8,400
		県	約178,000	約177,000	約168,000	約181,000
液状化	全壊	市	約80	約80	約80	約80
		県	約1,800	約1,800	約1,800	約1,800
	半壊	市	約300	約300	約300	約300
		県	約5,900	約5,800	約5,600	約6,000
人工造成地	全壊	市	約500	約500	約500	約500
		県	約17,000	約17,000	約17,000	約17,000
	半壊	市	約1,500	約1,500	約1,500	約1,500
		県	約50,000	約50,000	約50,000	約50,000
津波	全壊	市	約700	約700	約700	約700
		県	約26,000	約26,000	約26,000	約26,000
	半壊	市	約4,700	約4,700	約4,400	約4,800
		県	約30,000	約29,000	約27,000	約31,000
山・崖崩れ	全壊	市	約30	約30	約30	約30
		県	約2,700	約2,700	約2,700	約2,700
	半壊	市	約70	約70	約70	約70
		県	約6,300	約6,300	約6,300	約6,300
火災	焼失	市	約600	約700	約1,900	約100
		県	約19,000	約24,000	約66,000	約2,200
建物棟数		市	51,245			
		県	1,418,505			
建物被害総数	全壊及び 焼失	市	約7,400	約7,500	約8,700	約6,900
		県	約257,000	約262,000	約304,000	約240,000
	半壊	市	約15,000	約15,000	約14,000	約15,000
		県	約270,000	約268,000	約257,000	約274,000
建物被害率	全壊及び 焼失	市	約14%	約15%	約17%	約13%
		県	約18%	約18%	約21%	約17%
	半壊	市	約29%	約29%	約27%	約29%
		県	約19%	約19%	約18%	約19%

(注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害区分		予知なし			予知あり		
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	市	約500 (約60)	約200 (約30)	約400 (約40)	約100 (約10)	約70 (約10)	約100 (約10)
			県	約5,500 (約700)	約2,700 (約500)	約4,300 (約500)	約1,600 (約100)	約800 (約100)	約1,200 (約100)
		重傷者数	市	約1,400 (約200)	約1,900 (約200)		約400 (約40)	約500 (約30)	
			県	約19,000 (約2,600)	約30,000 (約2,100)	約19,000 (約1,600)	約5,300 (約600)	約8,700 (約500)	約5,500 (約400)
		軽傷者数	市	約3,000 (約800)	約3,800 (約600)		約900 (約200)	約1,100 (約100)	
			県	約49,000 (約9,700)	約52,000 (約7,800)	約42,000 (約7,600)	約14,000 (約2,100)	約15,000 (約1,700)	約12,000 (約1,700)
津波	早期避難率 高 ＋呼びかけ	死者数	市	約11,000	約7,400	約7,800	約1,300	約1,100	約1,200
			県	約65,000	約31,000	約35,000	約11,000	約7,200	約8,300
		重傷者数	市	約900	約500		約100	約90	
			県	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
		軽傷者数	市	約1,700	約1,000		約200	約200	
			県	約4,500	約1,800	約2,000	約900	約600	約600
	早期避難率 低	死者数	市	約11,000	約9,900	約10,000			
			県	約95,000	約62,000	約72,000	約11,000	約7,200	約8,300
		重傷者数	市	約900	約800				
			県	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
		軽傷者数	市	約1,800	約1,500				
			県	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600
山・崖崩れ		死者数	市	－	－	－	－	－	－
			県	約200	約90	約200	約30	約10	約20
		重傷者数	市	－	－		－	－	－
			県	約100	約60	約100	約20	約10	約10
		軽傷者数	市	－	－		－	－	
			県	約100	約60	約100	約20	約10	約10
火災		死者数	市	約60	約30	約100	約10	－	約10
			県	約800	約500	約2,000	約30	約10	約20
		重傷者数	市	約20	約30		約10	約10	
			県	約400	約600	約1,300	約50	約50	約50
		軽傷者数	市	約60	約70		約30	約30	
			県	約1,100	約1,500	約3,500	約100	約100	約100
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	市	－	－	－	－	－	－
			県	－	約10	約20	－	－	－
		重傷者数	市	－	－		－	－	
			県	約10	約100	約200	－	約10	約10
		軽傷者数	市	－	約10		－	－	
			県	約10	約200	約400	－	約10	約20

項目		被害区分		予知なし			予知あり		
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
死傷者数 合計	早期避難率 高 ＋呼びかけ	死者数	市	約11,000	約7,700	約8,300	約1,400	約1,200	約1,300
			県	約72,000	約34,000	約42,000	約13,000	約8,000	約9,600
		重傷者数	市	約2,300	約2,400		約500	約600	
			県	約21,000	約32,000	約22,000	約5,900	約9,000	約5,900
		軽傷者数	市	約4,800	約4,900		約1,100	約1,300	
			県	約55,000	約55,000	約48,000	約15,000	約16,000	約13,000
	早期避難率 低	死者数	市	約11,000	約10,000	約11,000			
			県	約102,000	約65,000	約78,000	約13,000	約8,000	約9,600
		重傷者数	市	約2,300	約2,700				
			県	約23,000	約33,000	約24,000	約5,900	約9,000	約5,900
		軽傷者数	市	約4,900	約5,400				
			県	約58,000	約58,000	約52,000	約15,000	約16,000	約13,000
人口（平成22年10月1日現在）			市	143,249					
			県	3,765,007					

（注） ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（１９９９）による建物破壊パターンチャートのＤ５以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：１ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：１ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「－」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第４次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約１３，０００人（早期避難率高＋呼びかけ）～約２９，０００人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

※死傷者数合計の市の予知ありは、早期避難率高＋呼びかけと早期避難率低の区分が不明であるため、早期避難率高＋呼びかけに計上した。

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害区分		予知なし			予知あり		
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	市	約60 (約10)	約20 (一)	約40 (約10)	約20 (一)	約10 (一)	約10 (一)
			県	約7,800 (約700)	約4,100 (約600)	約6,200 (約600)	約2,200 (約200)	約1,200 (約100)	約1,800 (約100)
		重傷者数	市	約200 (約40)	約400 (約30)		約70 (約10)	約100 (約10)	
			県	約19,000 (約2,500)	約35,000 (約2,100)	約21,000 (約1,700)	約5,600 (約500)	約10,000 (約500)	約6,100 (約400)
		軽傷者数	市	約1,400 (約200)	約1,300 (約100)		約400 (約30)	約400 (約30)	
			県	約42,000 (約9,700)	約52,000 (約7,800)	約38,000 (約7,600)	約12,000 (約2,100)	約15,000 (約1,700)	約11,000 (約1,700)
津波	早期避難率 高 ＋呼びかけ	死者数	市	約11,000	約7,300	約7,600	約1,200	約1,100	約1,200
			県	約66,000	約31,000	約36,000	約11,000	約7,200	約8,400
		重傷者数	市	約900	約500		約100	約90	
			県	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
津波	早期避難率 低	死者数	市	約11,000	約9,800	約10,000			
			県	約96,000	約62,000	約74,000	約11,000	約7,200	約8,400
		重傷者数	市	約1,000	約800				
			県	約4000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
山・崖崩れ		死者数	市	—	—	—	—	—	—
			県	約200	約80	約100	約20	約10	約20
		重傷者数	市	—	—		—	—	
			県	約100	約50	約90	約10	約10	約10
火災		死者数	市	—	—	—	—	—	—
			県	約1,500	約1,000	約3,400	約200	約100	約100
		重傷者数	市	—	—		—	—	
			県	約300	約400	約900	約100	約100	約100
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	市	—	—	—	—	—	—
			県	—	約10	約10	—	—	—
		重傷者数	市	—	—		—	—	
			県	—	約70	約100	—	—	約10
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		軽傷者数	市	—	—		—	—	
			県	約10	約200	約300	—	約10	約20

項目		被害区分		予知なし			予知あり		
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
死傷者数 合計	早期避難率 高 ＋呼びかけ	死者数	市	約11,000	約7,300	約7,600	約1,300	約1,100	約1,200
			県	約75,000	約36,000	約46,000	約14,000	約8,500	約10,000
		重傷者数	市	約1,100	約900		約200	約200	
			県	約22,000	約37,000	約23,000	約6,200	約11,000	約6,600
		軽傷者数	市	約3,100	約2,300		約600	約600	
			県	約47,000	約55,000	約43,000	約13,000	約16,000	約12,000
	早期避難率 低	死者数	市	約11,000	約9,800	約10,000			
			県	約105,000	約67,000	約82,000	約14,000	約8,500	約10,000
		重傷者数	市	約1,200	約1,200				
			県	約24,000	約38,000	約25,000	約6,200	約11,000	約6,600
		軽傷者数	市	約3,300	約2,800				
			県	約50,000	約58,000	約46,000	約13,000	約16,000	約12,000
人口（平成22年10月1日現在）			市	143,249					
			県	3,765,007					

（注） ・ 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・ 倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（１９９９）による建物破壊パターンチャートのＤ５以上相当。全壊に含まれる。

・ 重傷者：１ヶ月以上の治療を要する負傷者

・ 軽傷者：１ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「－」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第４次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約１３，０００人（早期避難率高＋呼びかけ）～約２９，０００人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

※死傷者数合計の市の予知ありは、早期避難率高＋呼びかけと早期避難率低の区分が不明であるため、早期避難率高＋呼びかけに計上した。

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害区分		予知なし			予知あり		
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	市	約100 (約20)	約50 (約10)	約80 (約10)	約30 (―)	約10 (―)	約20 (―)
			県	約6,000 (約700)	約3,000 (約500)	約4,700 (約500)	約1,700 (約200)	約900 (約100)	約1,400 (約100)
		重傷者数	市	約600 (約80)	約800 (約60)		約200 (約20)	約200 (約10)	
			県	約21,000 (約2,700)	約34,000 (約2,200)	約21,000 (約1,700)	約5,900 (約600)	約9,700 (約500)	約6,100 (約400)
		軽傷者数	市	約2,200 (約300)	約2,100 (約200)		約600 (約70)	約600 (約50)	
			県	約53,000 (約10,000)	約55,000 (約8,300)	約45,000 (約8,100)	約15,000 (約2,200)	約16,000 (約1,800)	約13,000 (約1,800)
津波	早期避難率 高 ＋呼びかけ	死者数	市	約11,000	約7,300	約7,600	約1,200	約1,100	約1,200
			県	約65,000	約31,000	約36,000	約11,000	約7,200	約8,300
		重傷者数	市	約900	約500		約100	約90	
			県	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
		軽傷者数	市	約1,700	約1,000		約200	約200	
			県	約4,500	約1,800	約2,100	約900	約600	約600
	早期避難率 低	死者数	市	約11,000	約9,800	約10,000			
			県	約95,000	約62,000	約72,000	約11,000	約7,200	約8,300
		重傷者数	市	約1,000	約800				
			県	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
		軽傷者数	市	約1,800	約1,500				
			県	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600
山・崖崩れ		死者数	市	―	―	―	―	―	―
			県	約200	約100	約200	約30	約10	約20
		重傷者数	市	―	―		―	―	
			県	約200	約60	約100	約20	約10	約10
		軽傷者数	市	―	―		―	―	
			県	約200	約60	約100	約20	約10	約10
火災		死者数	市	―	―	約10	―	―	―
			県	約600	約400	約1,600	約40	約20	約30
		重傷者数	市	約10	約10		―	―	
			県	約400	約500	約1,300	約50	約50	約50
		軽傷者数	市	約20	約20		約10	約10	
			県	約900	約1,300	約3,400	約100	約100	約100
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	市	―	―	―	―	―	―
			県	―	約10	約20	―	―	―
		重傷者数	市	―	―		―	―	
			県	約10	約100	約200	―	約10	約10
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		軽傷者数	市	―	―		―	―	
			県	約20	約200	約400	―	約10	約20

項目		被害区分		予知なし			予知あり		
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
死傷者数 合計	早期避難率 高 ＋呼びかけ	死者数	市	約11,000	約7,300	約7,700	約1,300	約1,200	約1,200
			県	約72,000	約34,000	約42,000	約13,000	約8,100	約9,700
		重傷者数	市	約1,500	約1,300		約300	約300	
			県	約23,000	約35,000	約24,000	約6,400	約10,000	約6,500
		軽傷者数	市	約3,900	約3,100		約900	約800	
			県	約58,000	約59,000	約51,000	約16,000	約17,000	約14,000
	早期避難率 低	死者数	市	約11,000	約9,900	約10,000			
			県	約102,000	約65,000	約78,000	約13,000	約8,100	約9,700
		重傷者数	市	約1,600	約1,500				
			県	約25,000	約37,000	約26,000	約6,400	約10,000	約6,500
		軽傷者数	市	約4,100	約3,600				
			県	約62,000	約62,000	約55,000	約16,000	約17,000	約14,000
人口（平成22年10月1日現在）			市	143,249					
			県	3,765,007					

（注） ・ 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・ 倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（１９９９）による建物破壊パターンチャートのＤ５以上相当。全壊に含まれる。

・ 重傷者：１ヶ月以上の治療を要する負傷者

・ 軽傷者：１ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「－」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第４次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約１３，０００人（早期避難率高＋呼びかけ）～約３０，０００人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

※死傷者数合計の市の予知ありは、早期避難率高＋呼びかけと早期避難率低の区分が不明であるため、早期避難率高＋呼びかけに計上した。

４ 相模トラフ沿いで発生するレベル１の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果

（１）概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

（２）建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	市	－	－	－
		県	約10,000	約10,000	約10,000
	半壊	市	約20	約20	約20
		県	約27,000	約27,000	約26,000

項目	被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
液状化	全壊	市	約20	約20	約20
		県	約800	約800	約800
	半壊	市	約100	約100	約100
		県	約3,100	約3,100	約3,100
人工造成地	全壊	市	—	—	—
		県	約40	約40	約40
	半壊	市	—	—	—
		県	約100	約100	約100
津波	全壊	市	—	—	—
		県	約900	約900	約900
	半壊	市	—	—	—
		県	約2,300	約2,300	約2,300
山・崖崩れ	全壊	市	—	—	—
		県	約500	約500	約500
	半壊	市	—	—	—
		県	約1,100	約1,100	約1,100
火災	焼失	市	—	—	—
		県	約200	約300	約1,600
建物棟数		市	51,245		
		県	1,418,505		
建物被害総数	全壊及び 焼失	市	約20	約20	約20
		県	約13,000	約13,000	約14,000
	半壊	市	約100	約100	約100
		県	約33,000	約33,000	約33,000
建物被害率	全壊及び 焼失	市	約0.04%	約0.04%	約0.04%
		県	約1%	約1%	約1%
	半壊	市	約0.2%	約0.2%	約0.2%
		県	約2%	約2%	約2%

「—」：被害わずか

(注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	市	— (—)	— (—)	— (—)
		県	約100 (約40)	約50 (約20)	約90 (約30)
	重傷者数	市	— (—)	— (—)	約1,000 (約100)
		県	約1,100 (約200)	約1,400 (約100)	
	軽傷者数	市	— (—)	約20 (—)	約4,200 (約600)
		県	約5,100 (約800)	約4,600 (約700)	

項目		被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
津波	早期避難率 高 ＋呼びかけ	死者数	市	－	－	－
			県	約2,300	約600	約900
		重傷者数	市	－	－	／
			県	約100	約50	約70
		軽傷者数	市	－	－	／
			県	約200	約100	約100
津波	早期避難率 低	死者数	市	－	－	－
			県	約2,900	約1,700	約2,400
		重傷者数	市	－	－	／
			県	約200	約100	約200
		軽傷者数	市	－	－	／
			県	約400	約300	約400
山・崖崩れ		死者数	市	－	－	－
			県	約40	約20	約30
		重傷者数	市	－	－	／
			県	約30	約10	約20
		軽傷者数	市	－	－	／
			県	約30	約10	約20
火災		死者数	市	－	－	－
			県	－	－	約10
		重傷者数	市	－	－	／
			県	－	約10	約30
		軽傷者数	市	－	－	／
			県	約10	約10	約70
ブロック塀の転倒、屋 外落下物		死者数	市	－	－	－
			県	－	－	－
		重傷者数	市	－	－	／
			県	－	約20	約30
		軽傷者数	市	－	－	／
			県	－	約30	約50
死傷 者数 合計	早期避難率 高 ＋呼びかけ	死者数	市	－	－	－
			県	約2,500	約700	約1,000
		重傷者数	市	－	－	／
			県	約1,200	約1,500	約1,200
		軽傷者数	市	－	約20	／
			県	約5,400	約4,700	約4,500
	早期避難率 低	死者数	市	－	－	－
			県	約3,000	約1,800	約2,500
		重傷者数	市	－	－	／
			県	約1,300	約1,600	約1,300
		軽傷者数	市	－	－	／
			県	約5,600	約4,900	約4,700
人口（平成22年10月1日現在）			市	143,249		
			県	3,765,007		

（注） ・ 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（１９９９）による建物破壊パターンチャートのＤ５以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：１ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：１ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「－」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第４次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約１,６００人（早期避難率高＋呼びかけ）～約４,６００人（早期避難率低）

５ 相模トラフ沿いで発生するレベル２の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果

（１）概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

（２）建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	市	—	—	—
		県	約19,000	約19,000	約19,000
	半壊	市	約20	約20	約20
		県	約40,000	約39,000	約39,000
液状化	全壊	市	約20	約20	約20
		県	約1,000	約1,000	約1,000
	半壊	市	約100	約100	約100
		県	約3,700	約3,700	約3,700
人工造成地	全壊	市	—	—	—
		県	約80	約80	約80
	半壊	市	—	—	—
		県	約300	約300	約300
津波	全壊	市	約10	約10	約10
		県	約2,400	約2,400	約2,400
	半壊	市	約100	約100	約100
		県	約6,300	約6,300	約6,200
山・崖崩れ	全壊	市	—	—	—
		県	約600	約600	約600
	半壊	市	—	—	—
		県	約1,400	約1,400	約1,400
火災	焼失	市	—	—	—
		県	約400	約600	約3,700
建物棟数		市	51,245		
		県	1,418,505		

項目	被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物被害総数	全壊及び 焼失	市	約30	約30	約30
		県	約23,000	約24,000	約27,000
	半壊	市	約200	約200	約200
		県	約51,000	約51,000	約50,000
建物被害率	全壊及び 焼失	市	約0.06%	約0.06%	約0.06%
		県	約2%	約2%	約2%
	半壊	市	約0.4%	約0.4%	約0.4%
		県	約4%	約4%	約4%

「－」：被害わずか

(注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	市	－ (－)	－ (－)	－ (－)
			県	約200 (約70)	約100 (約40)	約200 (約50)
		重傷者数	市	－ (－)	－ (－)	
			県	約1,900 (約300)	約2,300 (約200)	約1,800 (約200)
		軽傷者数	市	－ (－)	約30 (－)	
			県	約7,900 (約1,300)	約6,600 (約1,000)	約4,900 (約1,000)
津波	早期避難率 高 ＋呼びかけ	死者数	市	－	－	－
			県	約4,700	約1,400	約1,900
		重傷者数	市	－	－	
			県	約100	約60	約70
		軽傷者数	市	－	－	
			県	約300	約100	約100
	早期避難率 低	死者数	市	約10	－	－
			県	約5,700	約3,500	約4,700
		重傷者数	市	－	－	
			県	約300	約200	約300
		軽傷者数	市	－	－	
			県	約500	約400	約500
山・崖崩れ		死者数	市	－	－	－
			県	約50	約20	約40
		重傷者数	市	－	－	
			県	約30	約10	約20
		軽傷者数	市	－	－	
			県	約30	約10	約20

項目		被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
火災		死者数	市	—	—	—
			県	約10	—	約20
		重傷者数	市	—	—	／
			県	—	約10	約60
		軽傷者数	市	—	—	／
			県	約20	約30	約200
ブロック塀の転倒、屋外落下物		死者数	市	—	—	—
			県	—	—	—
		重傷者数	市	—	—	／
			県	—	約30	約40
		軽傷者数	市	—	—	／
			県	—	約40	約90
死傷者数合計	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	市	—	—	—
			県	約5,000	約1,500	約2,100
		重傷者数	市	—	—	／
			県	約2,100	約2,400	約2,000
		軽傷者数	市	—	約30	／
			県	約8,300	約6,800	約5,300
	早期避難率低	死者数	市	約10	—	—
			県	約6,000	約3,600	約4,900
		重傷者数	市	—	—	／
			県	約2,200	約2,600	約2,200
		軽傷者数	市	—	約30	／
			県	約8,500	約7,200	約5,700
人口（平成22年10月1日現在）			市	143,249		
			県	3,765,007		

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「—」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約2,400人（早期避難率高＋呼びかけ）～約6,500人（早期避難率低）

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

焼津市を管轄する指定地方行政機関及び防災関係各機関、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、焼津市に係る地震防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関し処理すべき事務、又は業務の大綱は次のとおりである。

1 焼津市

処理すべき事務又は業務	
	(1) 地震対策計画の作成 (2) 地震防災に関する組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進 (4) 防災思想の普及 (5) 防災訓練の実施 (6) 地震防災のための施設等の緊急整備 (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (9) 避難の指示に関する事項 (10) 消防、水防、その他の応急措置 (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検 (13) 緊急輸送の確保 (14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
志太広域事務組合志太消防本部 (以下「志太消防本部」という。)	(1) 消防施設、消防本部体制の整備に関すること (2) 救助及び救急体制の整備に関すること (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督 (4) 消防知識の啓発、普及 (5) 火災発生時の消火活動 (6) 水防活動における救助、救急に関すること (7) 被災者の救助、救急 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 市、関係機関との連絡調整に関すること (10) その他地震災害拡大防止のための措置

※ 平成25年3月31日 消防広域化に伴う組織統合

3 静岡県

処理すべき事務又は業務	
	(1) 地震対策計画の作成 (2) 地震防災に関する組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進 (4) 防災思想の普及 (5) 防災訓練の実施 (6) 地震防災のための施設等の緊急整備 (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備 (8) 地震防災緊急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発 (11) 避難の指示に関する事項 (12) 水防その他の応急措置 (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検 (15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 (16) 緊急輸送の確保 (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災緊急対策及び災害応急対策の連絡調整 (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

4 静岡県警察（焼津警察署）

機 関 名	処理すべき事務又は業務
静岡県警察 (焼津警察署)	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の受理、伝達 (2) 南海トラフ地震臨時情報等の広報 (3) 危険区域への立入規制及び警備 (4) 避難の指示に関する事項 (5) 緊急道路確保のための交通規制 (6) 応急の救護を要すると認められる者の救護 (7) 犯罪の予防、混乱の防止等、社会秩序の維持

5 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務
総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
経済産業省 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること
国土交通省 中部地方整備局 （静岡河川事務所、静岡 国道事務所、清水港湾事 務所）	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 （ウ）所管施設の緊急点検の実施 （エ）海上の流出油災害に対する防除等の措置 （オ）県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸与

機 関 名	処理すべき事務又は業務
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	ア 所管事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	ア 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報の情報伝達 ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社（焼津郵便局）	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会（静岡放送局）	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社（東京支社）	ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備 キ 危険地域の駅、旅客等について市と協議した津波避難場所への避難
NTT西日本株式会社（静岡支店）、 株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配 エ 被害施設の早期復旧 オ 防災関係機関の重要通信の優先確保
岩谷産業株式会社、 アストモスエネルギー株式会社、 株式会社ジャパングスエナジー、 ENEOS グローブ株式会社、 シクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社（焼津支店）、 福山通運株式会社（焼津支店）、 佐川急便株式会社（大井川営業所）、 ヤマト運輸株式会社（大井川センター）、 西濃運輸株式会社（藤枝支店）	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

機 関 名	処理すべき事務又は業務
中部電力株式会社、 中部電力パワーグリッド 株式会社（藤枝営業所）	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI株式会社（静岡支店）、 ソフトバンク株式会社、 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部、 一般社団法人全国中小建 設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂、 イオン株式会社、 ユニー株式会社、 株式会社セブン・イレブ ン・ジャパン、 株式会社ローソン、 株式会社ファミリーマ ート、 株式会社セブン&アイ・ホ ールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会、 一般社団法人静岡県歯科医師会、 公益社団法人静岡県看護協会、 公益社団法人静岡県病院協会、 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
東海ガス株式会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置 オ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県ＬＰガス 協会（藤枝地区会）	ア 需要家に対するＬＰガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県トラック協会 (中部分室)、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会 (志太榛原支部焼津地区)	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
土地改良区 (大井川土地改良区)	ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(4) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方隊 ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地) ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動

(5) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務
ア 地震防災訓練 イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 ウ 従業員等に対する防災教育及び広報 エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 オ 防災組織の整備 カ 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達 キ 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 ク 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置 ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 コ 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。 (ア) 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知 (イ) 津波警報等の収集及び伝達 (ウ) 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

団 体 名	処理すべき事務又は業務
焼津市消防団	ア 災害予防、警戒及び災害応急活動 イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 ウ 予警報の伝達 エ その他災害現場の応急作業
一般社団法人焼津市医師会、 一般社団法人志太医師会、 一般社団法人焼津市薬剤師会、 一般社団法人藤枝薬剤師会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（一般社団法人焼津市薬剤師会、一般社団法人藤枝薬剤師会を除く。）
一般社団法人焼津市歯科医師会	ア 検視時の協力 イ 医療救護施設等における医療救護活動の実施 ウ 避難所での巡回歯科診療、口腔ケアの実施
焼津商工会議所、 大井川商工会	ア 市が行う商工業関係の被害調査についての協力 イ 災害時にける物価安定についての協力 ウ 救急用物資、復旧資材等の確保についての協力
大井川農業協同組合	ア 農産物の被害調査についての協力 イ 災害時における農産物の確保 ウ 農産物等の災害応急対策についての指導
焼津漁業協同組合、 小川漁業協同組合、 大井川港漁業協同組合、 焼津船主協会	ア 漁船の避難対策 イ 船員の救護及び保護 ウ 漁船、船員等の避難状況等に関する情報の収集報告
焼津市建設工業会、 大井川建設業協会	災害時における応急復旧対策についての協力
焼津市自主防災組織	ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力 イ 住民に対する情報の連絡、収受 ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力 エ り災者に対する応急救護、炊き出し、緊急物資等の配分に関する協力
静岡県漁業無線協同組合	ア 漁業無線による南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 漁船の避難状況等に関する情報の収集、報告
防災上重要な施設の 管理者	ア 所管に係る施設についての防火管理 イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ウ 当該施設に係る災害復旧

第2章 平時対策

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

（共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」に準ずる。）

第2節 自主防災活動

（共通対策編 第2章 災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。）

第3節 地震防災訓練の実施

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 焼津市

市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び災害時初動訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練	(1) 職員の動員 (2) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 (5) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 (6) 食料、飲料水、医療その他の救援活動 (7) 消防、水防活動 (8) 救出・救助 (9) 避難生活 (10) 道路啓開 (11) 応急復旧

区 分	内 容
地域防災訓練	(1) 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 (2) この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、市が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。
災害時初動訓練	(1) 津波対策推進旬間に県が実施する津波避難訓練にあわせ、災害発生直後の活動を訓練する災害時初動訓練を実施する。 (2) 沿岸部では、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、避難行動を訓練するとともに、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。
個別防災訓練	総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は、次のとおりである。 (1) 情報の収集、伝達訓練 南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 (2) 職員の動員訓練 適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。 (3) 防災業務の訓練 各部、各課等は、それぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。
防災訓練に対する協力等	(1) 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加するよう要請する。 (2) 市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。
防災訓練の実施回数	総合防災訓練 年1回以上 地域防災訓練 年1回以上 災害時初動訓練 年1回以上 個別防災訓練 年1回以上
防災訓練の広報	訓練に市民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

機 関 名 等	重 点 事 項
国土交通省中部地方整備局 (静岡河川事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所)	(1) 組織動員 (2) 情報連絡 (3) 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 (4) 関係機関との情報共有
海上保安庁第三管区海上保安本部(清水海上保安部)	救助活動及び船舶の安全措置の指示等
経済産業省関東経済産業局	(1) 組織動員 (2) 情報連絡 (3) 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 (4) 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 (2) 列車の運転規制方及び運転再開方 (3) 旅客の避難誘導
NTT西日本株式会社 (静岡支店)、 株式会社NTTドコモ東海支 社(静岡支店)	(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 (3) 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策

機 関 名 等	重 点 事 項
日本赤十字社静岡県支部	(1) 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護所の編成及び訓練等の実施 (2) 血液製剤の確保及び供給 (3) 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導
日本放送協会（静岡放送局）	(1) 組織動員 (2) 情報連絡 (3) 放送送出 (4) 視聴者対応等
中日本高速道路株式会社 （東京支社）	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 (2) 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 (3) 交通対策 (4) 緊急点検
中部電力株式会社、 中部電力パワーグリッド株式会社（藤枝営業所）	(1) 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 (2) 地震防災応急対策 (3) 災害復旧
東海ガス株式会社	(1) ガス供給停止等非常態勢の確立 (2) 防災に関する整備、資材等の確保、点検 (3) 安全について需要家等に対する広報
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	(1) 組織動員 (2) 情報連絡 (3) 視聴者対応等
地震防災応急計画及び対策 計画の作成義務者	(1) 情報の収集及び伝達 (2) 避難誘導 (3) 火災予防措置及び施設、設備等の点検 (4) その他施設、事業の特性に応じた事項

第4節 地震災害予防対策の推進

地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平時における予防対策を定める。

市は、県が策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2014」を策定し、ハード・ソフトの両面から地震・津波対策を推進してきた。引き続き、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、県が新たに策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき、前計画の後継となる「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定し、これまでの10年間の進捗を踏まえ、可能な限り被害の最小化を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進していく。また、その際、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。地震災害対策の検討に当たっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

1 緊急消防援助隊の受援体制

志太消防本部は、大規模災害を想定した実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

市及び県は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- 消防団による避難誘導のための拠点施設
- 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材
- 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
- その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

志太消防本部は、津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進するものとし、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の取組を進める。

区 分	内 容
危険物施設、少量危険物取扱所	別に作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
高圧ガス（ＬＰガスを含む。）施設	高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。
ＬＰガス消費設備	ＬＰガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。
都市ガスの安全対策	雑居ビル、建築物の地階及び地下等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。
研究室、実験室等薬品類を保有する施設	次のような混合発火が生じないように予防措置を講ずることを指導する。 （１）可燃物と酸化剤の接触による発火 （２）黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 （３）金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
不特定多数の者が出入りする施設	大型小売店舗、旅館、雑居ビル等、不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

防災関連設備等	住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。
---------	--

4 建築物等の耐震対策

建築物等の耐震性を評価する方法及び耐震性が不十分と評価された建築物について補強工法、これから建築する建築物の耐震設計法、並びに家具の耐震対策等を示し、市民を始め関係行政機関、並びに建築士会等建築関係団体に対し啓発指導する。

区 分	内 容						
建築主等による耐震性の向上	建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。						
市による耐震性の向上	市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 市民向けの耐震相談窓口を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。 (2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。 (3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発 <table border="1"> <tr> <td>新 築 建築物</td><td>「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td></tr> <tr> <td>既 存 建築物</td><td>「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強</td></tr> <tr> <td>建 築 設備</td><td>「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等耐震診断及び耐震補強</td></tr> </table> (4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進 プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業により、昭和 56 年 5 月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物の耐震化を図る。また、危険なブロック塀等の撤去を促す。	新 築 建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底	既 存 建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強	建 築 設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等耐震診断及び耐震補強
新 築 建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底						
既 存 建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強						
建 築 設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等耐震診断及び耐震補強						
公共建築物の耐震化	市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。						
コンピュータの安全対策	市は、自ら保有するコンピュータシステムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。						
家具等の転倒防止	市は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発指導に努める。また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。						
ブロック塀等の倒壊防止	(1) 市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60 cm 以下の高さとする。 (2) 市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第 12 条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。 (3) 市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。						
ガラスの飛散防止	市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。						
耐震化以外の命を守る対策	市は、耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。						

供給ラインの耐震化	(1) ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進める。 (2) 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 (3) ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
-----------	---

5 被災建築物等に対する安全対策

区 分	内 容				
応急危険度判定	市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、市民に対する啓発を行う。				
災害危険区域の指定	市長又は知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。 <table border="1"> <tr> <td>指定の目的</td><td>災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。</td></tr> <tr> <td>指定の方法</td><td>条例により区域を指定し、周知する。</td></tr> </table>	指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。	指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。				
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。				

6 橋りょうの改良

橋りょうの点検を実施し、地震による地震動に対しての耐震性能を確保するため、橋りょうの補強を推進する。

7 地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区 分	内 容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

8 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行うものとする。また、市は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措 置 等
横断歩道橋、 跨線橋	耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、 交通信号機等	施設の点検等を行い、速やかに改善し、危険の防止に努める。
街路樹	枯死樹木の除去等適切な管理に努める。
電柱・街路灯	施設の点検等を行い、倒壊等の防止に努める。
アーケード、 バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。 既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
屋外広告物	設置者若しくは管理者は、屋外広告物を適切に管理し、良好な状態を保持する。
ブロック塀等	既存のブロック塀等の危険度を目視等で点検し、危険なものについては、改良等をする。 新設するものについては、静岡県発行「ブロック塀の点検と改善」を参考に安全なブロック塀を設置する。 焼津市生け垣づくり補助金交付要綱（資料編（地震対策）２－４－８）
天井	脱却防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

９ 危険予想地域における災害の予防

（１）避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区の指定	市長は、第４次地震被害想定の結果等から判断して、地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。 （資料編（地震対策）２－４－９（１）①）
避難対象地区の指定	市長は、避難の指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。 （資料編（地震対策）２－４－９（１）②）
津波避難場所の指定	市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための津波避難場所、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、津波避難場所を指定する。 イ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。 （資料編（津波対策）２－４－１（１））
避難所の指定	市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

（２）平時に実施する災害予防措置

区 分	内 容
避難誘導 体制整備	市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、津波避難場所、避難路、避難施設等に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

区 分	内 容
山・がけ崩れ危険予想地域	要避難地区については次の予防措置を講ずる。
	山・がけ崩れ危険予想地域図 市は県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。
	住民への危険性の周知 市は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。
	地震発生時 市は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や津波避難場所（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。

10 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平時から次の措置を行う。

実施主体	内 容
市	(1) 自主防災組織、事業所等及び市民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 (2) 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進 (3) 救出技術の教育、救出活動の指導 (4) 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
自主防災組織、事業所等	(1) 救出技術、救出活動の習得 (2) 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

11 要配慮者の支援

要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編 第2章 第12節 「要配慮者支援計画」に準ずる。

12 生活の確保

南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内 容
市	ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ 市内における緊急物資流通在庫調査の実施 ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定 オ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討 カ 市民が実施する緊急物資確保対策の指導 キ 給食計画の策定 ク 非常用備蓄食料、飲料水、毛布及び非常排便袋の分散配置状況は、資料編（地震対策）2-4-12(1)のとおり。

実施主体	内 容
市民	ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

実施主体	内 容
市	ア 水道の基幹施設の耐震化と復旧資材の備蓄を行う。 イ 日本水道協会等からの応援給水、大型貯水槽を持つ民間企業の協力を含む応急給水体制を整備する。 ウ 給水タンク、給水車等応急給水及び応急復旧に必要な資機材を整備する。 エ 工事業者等との協力体制を確立する。
市民	ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保 (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 (ウ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

(3) 医療救護

実施主体	内 容
市	ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、焼津市医療救護計画（資料編（地震対策）2-4-12（3））を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 イ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 ウ 救護班（DMA T等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 エ 家庭救護の普及を図る。
自主防災組織	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力を得て、応急手当等救護に関する講習会を開催する。 ウ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。
市民	ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を受けるまでの応急措置及び救急看護等の技術を習得する。 ウ 献血者登録に協力する。

(4) 清掃、環境保全、防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
市	ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。 イ 防疫用薬剤の備蓄及び消毒用機器を整備する。 ウ 市民が実施するし尿及びごみ処理などの防疫計画の指導 エ 防疫活動に必要な薬剤の調達計画を作成する。 オ 被災動物の保護等、救護活動の計画を作成する。 カ 市民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法及び廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。 キ 災害時の環境保全に関すること。 ク 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。
市民	ア し尿・ごみ等の自家処理に必要な資材器材の準備 イ ペット動物の飼育に必要な餌及び水を確保し、逃亡を防ぐ処置を講じておく。

(5) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるように準備しておくものとする。

なお、要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

必要な設備及び資機材	
ア 通信機材	キ 仮設の小屋又はテント
イ 放送設備	ク 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）	ケ 防疫用資機材
エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 清掃用資機材
オ 給水用機材	サ 工具類
カ 物資の集積所	

(6) 救援・救護のための標示

区 分	内 容
公共建築物・病院の屋上への番号標示	市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
孤立予想地域	市は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

(7) 応急住宅

区 分	内 容
供給体制の整備	市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急建設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
体制の整備	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

1 3 緊急輸送活動体制の準備

道路管理者、港湾管理者、漁港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備のほか、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

1 4 災害廃棄物の処理体制の整備

(1) 市は、災害廃棄物処理計画を定める。

(2) 市は、災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

1 5 燃料の確保

（市及び重要施設の管理者等の行う措置は共通対策編第2章 第15節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。）

1 6 公共土木施設等の応急復旧

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

1 7 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その促進に努めるものとする。

1 8 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

1 9 文化財等の耐震対策

文化財建築物、文化財所蔵施設及び彫刻、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

必 要 な 対 策
(1) 文化財等の耐震措置の実施 (2) 安全な公開方法、避難方法の設定 (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備 (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備 (5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備 (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備

2 0 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

市は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、南海トラフ地震防災対策推進計画に定めておくものとする。

2 1 地震防災応急計画の作成

大規模地震対策特別措置法第7条で地震防災応急計画の作成を義務づけられている施設又は事務所は、当該計画を作成し、所管官庁に届け出るとともに、その写しを市長に送付する。

第3章 地震防災施設緊急整備計画

この計画は「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設整備方針

南海トラフ地震等による災害から市域並びに市民等の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること。
- 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
- 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

区 分	内 容
消防用施設の整備及び消火用水対策	地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。また、河川、農業用排水施設等（大井川用水）の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報処理体制の整備	地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

区 分	内 容
津波避難場所の整備	避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等、避難の阻害要因を解消するため、津波避難場所の整備を図る。
避難路の整備	避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
消防活動用道路の整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
電線共同溝等の整備	地震発生時における電柱等の倒壊による交通の遮断を回避し、電気供給施設の耐震性を高めるため、電線類の地中化を図る。
密集住宅市街地地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い密集住宅市街地内の老朽住宅の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

区 分	内 容
道路の整備	緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送活動のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 県が指定した第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路）並びに、焼津市が指定する緊急輸送路の道路を、道路管理者は、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。（資料編（地震対策）4-5-1）
港湾・漁港施設の整備	人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、県は防災拠点港湾、防災港湾（焼津漁港・大井川港）を指定し、施設管理者は、耐震強化岸壁等の整備を図る。
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物・施設の整備

区 分	内 容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
公立幼稚園・学校等施設の整備	園児、児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設等の整備	市庁舎、消防施設、緊急物資集積所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	地域の防災活動を円滑に実施するため、また平時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。また、地震災害時に道路施設復旧等の災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。市の拠点施設は、資料編（共通対策）3-7-4③のとおり。

5 災害防止事業

区 分	内 容
山・がけ崩れ、地すべり等の防止	地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。
津波による災害の防止	津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・港湾・漁港施設の整備を図る。 国土交通省、静岡県と連携を図り、海岸堤防を粘り強い構造に改良するとともに、浜山川から大井川港までの間について、潮風グリーンウォークの整備を進めるものとする。

6 災害応急対策用施設等の整備

区 分	内 容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

南海トラフ地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

防災業務施設の整備

消防用施設の整備

区 分	内 容				
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。				
整備の水準	「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 特に建築物の密集地域には、耐震性貯水槽と移動が容易な可搬式小型動力ポンプを重点的に整備する。				
事業総括表	<table border="1"> <tr> <th>事業名</th><th>事業概要</th></tr> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td><td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ、防火水槽等</td></tr> </table>	事業名	事業概要	消防防災施設整備事業	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ、防火水槽等
事業名	事業概要				
消防防災施設整備事業	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ、防火水槽等				

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

南海トラフ地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく、地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」及び「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2014」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業第6次五箇年計画を作成した。

新たに、前計画の後継となる「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」及び「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2023」を位置づけ、第6次五箇年計画を実施している。

なお、平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次

五箇年計画を策定し、実施している。

1 地域の防災構造化

(1) 避難路の整備

区 分	内 容			
事業の目的	避難路について、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。			
整備の水準	人口の集中した地域において、避難地等へ至る避難路について拡幅改良を行う。			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	
	会下ノ島石津土地区画整理事業	市	会下ノ島石津地区	1箇所 0.158km

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて、市の対応の概要を以下のとおり定める。

市は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「焼津市災害対策本部等運営規程」に基づき、「事前配備体制」をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画」及び「地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 第1節 防災関係機関の活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中） 発表時	事前配備体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 - 情報の伝達 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。

II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「焼津市災害対策本部等運営規程」に基づき「災害対策本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	災害対策本部（第1 配備体制） 本部長である市長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。 災害対策本部にて、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1 週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 別紙 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する他すぐに避難を行える態勢を維持する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害 応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の 設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「焼津市災害対策本部等運営規程」に基づき、「災害対策本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	災害対策本部（第1 配備体制） 本部長である市長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。 災害対策本部にて、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1 週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。

なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

1 地域住民等の避難行動等

（1）基本方針

市長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

（2）事前避難対象地域の設定

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、すべての住民等が後発地震に備え避難を継続すべきとされている「住民事前避難対象地域」は、市の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえて設定しないものとする。ただし、避難に一定の時間が必要な要配慮者については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、市は、高齢者等事前避難対象地域を設定するものとし、津波による被害の発生が予想される地区等を参考に以下の地域を明示するものとする。

- ・ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域とし、静岡県第4次地震被害想定における最大浸水想定区域を高齢者等事前避難対象地域とする。

（3）高齢者等避難発令の基準

市長は、国から指示が発せられた後、高齢者等事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり発令するものとする。

- ・ 高齢者等事前避難対象地域

高齢者等避難

なお、市は、高齢者等避難を発令する地区等について、あらかじめ定めるものとする。

（4）避難情報の伝達方法

市長は、高齢者等避難を発令したときは、直ちに事前避難対象地域内の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

（5）避難に関する情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

ア 高齢者等事前避難対象地域の地区名等

イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認

エ 避難行動における注意事項

（6）避難計画の作成

市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定、避難経路の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

2 避難所の運営

(1) 基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、市は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

イ 設置場所

市があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

ウ 設置期間

国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

エ 避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

第5節 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の消防機関等が講ずる措置を示す。

(1) 津波警報時の情報の的確な収集及び伝達

共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」及び地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 第2節「情報活動」、第3節「広報活動」に準ずる。

(2) 高齢者等事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

共通対策編 第2章 災害予防計画 第6節「住民の避難体制」及び地震対策編 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 第7節「避難活動」に準ずる。

第6節 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

第8節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第9節 交通

1 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。また、高齢者等事前避難対象地域内における車両の走行自粛の呼びかけ等を道路利用者に対し行うものとする。

2 海上

海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

第 10 節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
港湾	- 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 - 津波による危険が予想される場合の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 - 港湾が管理する陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。
河川及び海岸保全施設	水門・陸閘について、操作規則等を確認し、津波の発生に備えて各管理者と閉鎖に向けた操作手段を確認する。
用水路	農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	- 土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県等の連絡体制を整える。 - 巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の発表に伴う対応について、県と確認する。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
本庁、消防防災センター及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁、消防防災センター及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保

施設の特性に応じた主要な個別事項	病院	- 耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 - また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 - 入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 - 入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。
	学校	児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について、指定避難所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。
	社会福祉施設	- 情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。 - 高齢者等事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。

第11節 滞留旅客等に対する措置

市は、多くの公共交通機関の運行に支障が生じ、滞留旅客等が多数発生した場合は、保護等のため避難所を設置するほか、関係機関と連携して避難所への誘導、交通情報等の提供などの支援対策をとるよう努めるものとする。

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市及び防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関の活動

地震災害発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 計画の内容

区分	内 容																	
焼津市災害対策本部	焼津市災害対策本部の設置	(1) 市長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、焼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を焼津市消防防災センター1階に設置する。 (2) 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 (3) 本部長（市長）は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。																
	焼津市災害対策本部の組織及び事務所掌	焼津市災害対策本部条例（昭和55年12月26日焼津市条例第34号）（資料編（共通対策）3－2－1⑤）及び焼津市災害対策本部等運営規程（昭和58年7月19日訓令第6号）（資料編（共通対策）3－2－1⑥）の定めるところによる。																
	組織体制	地震災害が発生した場合は、初期段階でとるべき緊急措置と時間の経過とともに変化する状況に応じて求められるべき対策を機能的に行うため、以下に例示する活動区分に留意しつつ焼津市災害対策本部を組織する。 <table><tr><th>段階</th><th>区分</th><th>期間</th><th>活動の要旨</th></tr><tr><td>第1段階</td><td>混乱期</td><td>発災～3日間程度</td><td>市民の生命及び財産を保護し、消火・救出救護・避難等に総力を注ぐ活動を行う。</td></tr><tr><td>第2段階</td><td>収拾期</td><td>4～10日目程度</td><td>市民の安全を確保し、かつ民心の安定を図るための救済活動を行う。</td></tr><tr><td>第3段階</td><td>回復期</td><td>11日目程度</td><td>市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。</td></tr></table>	段階	区分	期間	活動の要旨	第1段階	混乱期	発災～3日間程度	市民の生命及び財産を保護し、消火・救出救護・避難等に総力を注ぐ活動を行う。	第2段階	収拾期	4～10日目程度	市民の安全を確保し、かつ民心の安定を図るための救済活動を行う。	第3段階	回復期	11日目程度	市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。
	段階	区分	期間	活動の要旨														
第1段階	混乱期	発災～3日間程度	市民の生命及び財産を保護し、消火・救出救護・避難等に総力を注ぐ活動を行う。															
第2段階	収拾期	4～10日目程度	市民の安全を確保し、かつ民心の安定を図るための救済活動を行う。															
第3段階	回復期	11日目程度	市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。															
移行型	警戒本部	南海トラフ地震臨時情報が発せられてから南海トラフ地震が発生した場合は、あらかじめ設置した警戒本部から、ただちに災害対策本部体制に移行する。																

区分	内 容		
焼津市災害対策本部	組織体制	職員の配備体制	(1) 職員の動員については、焼津市災害対策本部等運営規程（昭和58年7月19日訓令甲第6号）の別表第3「災害時の配備体制基準」による。 (2) 消防団員は、別に定める計画により配備し、消防団長の指揮の下に所轄地域の災害応急対策にあたる。 (3) 所属長は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。
	所掌事務		災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 (1) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 (2) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 (3) 消防、水防その他の応急措置 (4) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援部隊等の受入及び調整 (5) 被災者の救助、救護、その他の保護 (6) 施設及び設備の応急の復旧 (7) 防疫その他の保健衛生 (8) 避難の指示又は警戒区域の設定 (9) 緊急輸送の実施 (10) 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 (11) 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 (12) 自主防災組織との連携及び指導 (13) ボランティアの受入れ
消防、水防機関の措置	消防団、水防団		(1) 被害状況等の情報の収集と伝達 (2) 消火活動、水防活動及び救助活動 (3) 津波避難場所の安全確保及び避難路の確保 (4) 地域住民等の津波避難場所への誘導 (5) 危険区域からの避難の確認 (6) 自主防災組織との連携、指導、支援

2 消防機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
志太消防本部	災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとるものとする。 (1) 消防本部体制に関すること (2) 救助及び救急体制に関すること (3) 地域住民等への避難の指示の伝達 (4) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督 (5) 火災発生時の消火活動 (6) 水防活動における救助、救急に関すること (7) 被災者の救助、救急 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 志太消防本部職員は、志太消防本部消防計画に基づき配備する (10) その他地震災害拡大防止のための措置

3 防災関係機関

（共通対策編 第1章 総則 第2節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

第2節 情報活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。）

第3節 広報活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。）

第4節 緊急輸送活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第19節「輸送計画」に準ずる。）

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第5節 広域応援活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節「応援・受援計画」に準ずる。）

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

1 消防活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第24節「消防計画」に準ずる。）

2 水防活動

市の水防計画の定めるところによる。

3 人命の救出活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。）

4 被災建築物等に対する安全対策

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。）

5 災害危険区域の指定

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。）

第7節 避難活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。）

第8節 社会秩序を維持する活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節「社会秩序維持計画」に準ずる。）

第9節 交通の確保対策

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第20節「交通応急対策計画」に準ずる。）

第10節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第9節「食料供給計画」及び第10節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。）

2 給水活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第11節「給水計画」に準ずる。）

3 燃料の確保

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節「衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。）

4 医療救護活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節「医療・助産計画」に準ずる。）

5 し尿処理

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。）

6 廃棄物（生活系）処理

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。）

7 災害廃棄物処理

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。）

8 防疫活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第14節「防疫計画」に準ずる。）

9 遺体の搜索及び措置

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第16節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。）

10 応急住宅の確保

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。）

11 ボランティア活動への支援

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第26節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。）

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第21節「応急教育計画」に準ずる。）

第12節 被災者の生活再建等への支援

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第22節「社会福祉計画」に準ずる。）

第13節 市有施設及び設備等の対策

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第34節「市有施設及び設備等の対策計画」に準ずる。）

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区 分		内 容
水道（市水道事業）		(1) 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 (3) 配管の仮設等による応急給水に努める。 (4) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
電力 （中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（藤枝営業所））		(1) 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 (2) 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めるとともに、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 (4) 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 (5) 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる
ガス （東海ガス株式会社、一般社団法人静岡県LPGガス協会藤枝地区会）		(1) 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。 (2) 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 (3) 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。 (4) 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 (5) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 (6) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
通 信	N T T 西 日 本 株 式 会 社 （ 静 岡 支 店 ）	(1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 ア 臨時回線の設定、中継回路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービスを提供する。 (2) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 (4) 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
	株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）	(1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 ア 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板を提供する。 (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 (3) 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）		(1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 (2) 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 (3) 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

区 分	内 容
市中金融	(1) 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 (2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 (3) 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 ア 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
鉄道 (東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)	(1) 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 (3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
道路(国、県、市)	(1) 道路管理者相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 (2) 道路管理者相互に連携し緊急輸送路の早期確保に努める。 (3) 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 (4) 県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。
漁港 (静岡県焼津漁港管理事務所)	(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 パトロール等により漁港施設(岸壁等)の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、漁港施設の占有者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。 (2) 陸閘の操作 津波の危険のある地域においては、陸閘の閉鎖操作を行う。 (3) 応急措置の実施、2次災害の防止 ア 危険箇所の立入り禁止措置をとる。 イ 陸閘の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。 (4) 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施 緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。また、漁港施設の占有者に対し、漁港機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - ア 津波に関する情報収集、伝達
 - イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- (3) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (4) その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

施設・事業所	計画において定める個別の事項	
病院、診療所、スーパー等	(1) 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 (2) 地震及び津波に関する情報並びに津波避難場所、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 (3) 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。	
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	(1) 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 (2) 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。	
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	津波避難場所、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な避難行動要支援者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
水道、電気及びガス事業	水道 (市水道事業)	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
	ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
道路	津波による被害が予想される区間及び避難者としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置を講ずる。	

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 焼津市

区 分	内 容
焼津市 震災復興本部	設 置 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、焼津市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
	規 模 災害の規模に応じて別に定める。
	市災害対策本部との併設 市復興本部は焼津市災害対策本部と併設できる。市復興本部の運営に当たっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	組織及び所掌事務 (1) 復興本部の編成及び運営は、別に定める。 (2) 市復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 焼津市震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金への協力 オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保と相談窓口等の運営 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策
焼津市災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、焼津市災害対策本部との連絡調整会議を開催する。
防災会議の開催等	(1) 市復興本部が設置された場合、必要に応じ、焼津市防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。 (2) 招集される焼津市防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて焼津市防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 (3) 焼津市防災会議は、市復興本部との調整を図るものとする。
震災復興対策会議	(1) 本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ震災復興対策会議を設置する。 (2) 震災復興対策会議の構成及び運営は別に定める。
他市等に対する応援要請	市長は、復旧・復興対策を策定するために必要があると認めたときは、他の市長とあらかじめ締結した災害時相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。

2 静岡県警察（焼津警察署）

社会秩序を維持する活動	第5章 第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。
交通の確保対策	第5章 第9節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

3 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の被害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
経済産業省 関東経済産業局	ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導

国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所、静岡 国道事務所)	ア 管轄する基盤施設(河川、道路など)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	ア 陸上輸送に関すること (ア) 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に關しての措置 (イ) 県からの要請に対する車両等の調達のあつせん イ 海上輸送に関すること (ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 (イ) 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
国土地理院 中部地方測量部	ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 イ 地理情報システムの活用を図る。 ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説
海上保安庁第三管区海上 保安本部 (清水海上保安部)	ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、事故防止に必要な指導
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
日本郵便株式会社東海支社 (焼津郵便局)	ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
日本赤十字社静岡県支部	ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 イ 協力奉仕者の連絡調整

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということとを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。 イ 本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。
NTT西日本株式会社(静岡支店)、 株式会社NTTドコモ東海支社 (静岡支店)	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということとを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
岩谷産業株式会社、 アストモスエネルギー株式会社、 株式会社ジャパングスエナジー、 ENEOS グローブ株式会社、 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 (焼津支店)、 福山通運株式会社 (焼津支店)、 佐川急便株式会社 (大井川営業所)、 ヤマト運輸株式会社 (大井川センター)、 西濃運輸株式会社 (藤枝支店)	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
中部電力株式会社、 中部電力パワーグリッド株式会社(藤枝営業所)	ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということとを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
一般社団法人日本建設業連合会中部支部、 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
株式会社イトーヨーカ堂、 イオン株式会社、 ユニー株式会社、 株式会社セブン・イレブ ン・ジャパン、 株式会社ローソン、 株式会社ファミリーマ ート、 株式会社セブン&アイ・ホ ールディングス	被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
東海ガス株式会社	ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で 原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ を迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必 要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県ＬＰ ガス協会	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に 資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
一般社団法人静岡県トラック協会 (中部分室)、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会 (志太榛原支部焼津地区)	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
土地改良区 (大井川土地改良区)	ア 管轄する施設(用水路、取水門、頭首工等)が被災した場合には、被害状 況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を 図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市との調整を図るととも に、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
公益社団法人静岡県栄養 士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設 業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえたう えで、迅速に復旧・復興事業を行う イ 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う

第２節 激甚災害の指定

(共通対策編 第４章 復旧・復興対策 第３節「激甚災害の指定」に準ずる。)

第3節 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

区 分	内 容
計画策定の体制	(1) 市長は、必要があると認めたときは、副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。 (2) 計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、市の総合計画や都市計画マスタープラン等との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

(1) 基本方針

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

(2) 予算の執行方針及び編成方針等

区 分	内 容
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

(1) 基本方針

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(2) 財源確保

区 分	内 容
国・県への要望	復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置や宝くじ発行等について被災自治体が連携して国・県に要望する。
地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他
その他の財源確保策	復興を目的とした宝くじの発行等による復興財源の確保を検討する。

第5節 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じて県が設立する震災復興基金に協力する。

震災復興基金の設立

- (1) 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- (2) 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・港湾及び漁港・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

(1) 基本方針

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのため、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

(2) 被害状況の把握及び復旧計画の策定

実施主体	内 容	
市	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

(1) 基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(2) 復旧事業の実施及び復旧完了予定時期の明示

実施主体	内 容	
市	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査の実施	平時から地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 都市の復興

被災した市街地等の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 都市復興計画の策定

(1) 基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市復興計画を策定する。

(2) 都市の復興方針を定めた都市復興計画を策定する。

2 市街地等の復興

(1) 基本方針

ア 都市計画区域内の市街地が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

イ 市街化区域以外の地域が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

(2) 市の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	市は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
緊急復興地区の抽出 (市街化区域)	県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として抽出する。

区 分	内 容
建築基準法第84条による建築制限の実施 (市街化区域)	ア 特定行政庁となる市は、緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じ、指定する。 イ 必要に応じ、建築制限期間を延長する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	都市計画区域について、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
復興都市計画案等の作成及び事業実施	ア 都市計画区域における被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。
集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。

第8節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

(2) 公的住宅の供給等

区 分	内 容
住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。
県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。
災害公営住宅等の供給	ア 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 イ 買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ウ 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

(1) 基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(2) 支給対象者及び支給方法

区 分	内 容
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

(共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第4節 「被災者の生活再建支援」に準ずる。)

4 雇用対策

(1) 基本方針

県は、静岡労働局、公共職業安定所と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

(2) 再就職支援

区 分	内 容
雇用維持の要請	市は、県とともに市内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。
離職者に対する生活支援の要望	雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。
再就職の支援制度の周知	離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知を図り活用を促す。 ア きめ細かな職業相談の実施 イ 職業訓練、能力開発の実施 ウ 合同就職説明会等の開催 エ 求人開拓の実施 オ 公共事業を通じた雇用の場の確保
相談業務の実施	雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

(1) 基本方針

要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(2) 支援方法等

区 分	内 容
被災状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

区 分	内 容
福祉サービスの拡充	ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。
民間社会福祉施設の再建支援	社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。
メンタルヘルスケアの実施	精神相談窓口を開設するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

(1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

(2) 広報・PRの実施

区 分	内 容
生活再建支援策等の広報・PRの実施	ラジオ・テレビ等のマスメディア等を用い、次のような生活情報等を整理し、広報・PRする。 ア 義援金の募集等 イ 各種相談窓口の案内 ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報 エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報 カ ボランティアに関する情報 キ 雇用に関する情報 ク 融資・助成情報 ケ その他生活情報等
外国につながる人への広報	外国につながる人を対象とした外国語の情報誌等を作成し配付する。
県外疎開者への広報・PRの実施	全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

7 相談窓口の設置

(1) 基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

(2) 相談窓口業務

区 分	内 容
相談窓口等の開設	ア 発災後の生活再建に関する相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 イ 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
相談窓口等の業務の遂行	ア 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 イ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

区 分	内 容
相談窓口等の閉鎖	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

8 保険の活用（地震保険の普及促進）

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第9節 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、県内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

基本方針	経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。計画策定にあたっては、計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、必要に応じて産業復興計画部会を設置する。
------	---

2 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

区 分	内 容
中小企業の被災状況の把握	各機関と協力し、県が行う中小企業の被害状況調査に協力する。
支援制度・施策内容の周知	（１）中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、県と連携し、周知する。 （２）次の施策を必要に応じ、実施する。 ア 相談所の設置 イ 電話相談の実施 ウ パンフレットの作成・配布
資金需要の把握	中小企業の被害状況を基に、再建資金等の需要を把握する。
事業の場の確保	中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援等を行う。
金融面での支援	（１）中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資の手続きを支援する。 （２）融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。
金融機関等への協力の要請	中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。
新たな支援制度の検討	被災中小企業の融資に対する利子補給制度や助成制度等の新たな支援制度を検討する。

区 分	内 容
国・県への要望	中小企業信用保険法の特別措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等について、県を通じて国に要請する。

3 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

区 分	内 容
農林漁業者の被災状況の把握	各機関と協力し、農林漁業者の被災状況調査を行い、県に報告する。
支援制度・施策内容の周知	(1) 協同組合等を通じ、支援制度・施策の内容を県と連携し周知する。 (2) 次の施策を必要に応じ実施する。 ア 相談所の設置 イ 電話相談の実施 ウ パンフレットの作成・配布
天災融資法に関する措置の実施	天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法の地域指定を受けるため必要な措置を講ずる。
自作農維持資金に関する事務処理	自作農維持資金に関する事務処理を、迅速かつ的確に実施する。
金融面での措置	市独自の災害対策に関する融資制度を創設し対応する。
金融機関への協力の要請	資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和・貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を農林漁業金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

区 分	内 容
イベント・商談会等の実施	地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。 (1) イベント及びプロジェクトの実施 (2) 企業誘致促進のためのセミナー及びイベントの開催 (3) 商談会の開催等
誘客対策の実施	被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ県や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。 (1) 観光地での復興、誘客イベント等の実施 (2) マスコミを活用したPR

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。

第1節 防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

1 焼津市

【東海地震注意情報発表時等】

区分	内 容	
事前配備体制	事前配備体制の設置	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。
焼津市地震災害警戒本部設置準備体制	地震災害警戒本部設置準備体制の設置	東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して焼津市地震災害警戒本部設置準備体制（以下「警戒本部準備体制」という。）を確保し、焼津市地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施する。
	組織体制 職員の動員（配備）	ア 警戒本部準備体制の配備体制は、配備基準の第二配備とし、本部員及び本部職員の動員を行う。 イ 本部員及び本部職員は、東海地震注意情報発表の報道に接したときは、動員の命令を待つことなく所定の場所に参集するものとする。

区分	内 容
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、次のとおりである。 (1) 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 (3) 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 (4) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 (5) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 (6) 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 (7) 志太消防本部消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保 (8) 必要に応じて要配慮者の避難のための津波避難場所の開設 (9) 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備 (10) 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携 ア 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。 イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を焼津警察署に要請する。 ウ 市民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。 (11) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
消防機関の措置	(1) 消防団は、団員の連絡体制の確保 (2) 必要に応じて市民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

区分	内 容
焼津市地震災害警戒本部	(1) 焼津市地震災害警戒本部の設置 市長は、警戒宣言が発せられたときは、焼津市地震災害警戒本部（以下「焼津市警戒本部」という。）を焼津市消防防災センター1階に設置する。 (2) 焼津市警戒本部組織及び所掌事務 焼津市警戒本部の組織及び所掌事務は、焼津市地震災害警戒本部条例（昭和54年焼津市条例第23号）（資料編（地震対策）別紙－1－1①）及び焼津市災害対策本部等運営規定（昭和58年訓令甲第6号）（資料編（共通対策）3－2－1⑥）の定めるところによるが、その主な概要は次のとおりである。

区分	内 容	
焼津市地震災害警戒本部	組 織	焼津市警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。 ア 本部長 （ア）本部長は、市長をもって充てる。 （イ）本部長は、焼津市警戒本部の事務を統括し、本部員及び本部職員を指揮監督する。 イ 副本部長 （ア）副本部長は、副市長をもって充てる。 （イ）副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 ウ 本部員 （ア）市長がその部内の職員のうちから指名する者 （イ）教育長及び教育委員会の事務局の長 （ウ）市議会の事務局長 （エ）志太消防本部職員のうちから市長が委嘱する者及び消防団長 （オ）静岡県警察のうちから市長が委嘱する者 （カ）焼津市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者 エ 本部職員は、市の職員から市長が任命する。本部職員は本部員を補佐する。 オ 部及び班 （ア）本部に部を置き、それぞれの部に本部長が定める班を置く。 （イ）部に部長を置き、本部員のうちから本部長が命ずる。 （ウ）班に班長を置き、本部職員のうちから本部員が命ずる。 カ 警戒本部会議 （ア）本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要と認めたときは本部会議を招集する。 （イ）本部会議は、本部長のもとに副本部長及び本部員をもって構成する。
	所 掌 事 務	焼津市警戒本部は、概ね次の事項を実施する。 ア 警戒宣言、東海地震予知情報の市民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達 イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携 （ア）必要に応じ、地震防災応急対策の実施に関し、県職員の派遣等必要な事項を要請する。 （イ）必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を焼津警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。 （ウ）市民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。 ウ 避難の指示又は警戒区域の設定 エ 志太消防本部職員、消防団員及び水防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備 オ 消防、水防等の応急措置 カ 避難者等の救護 キ 緊急輸送の実施 ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入 ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備 コ 自主防災組織活動の指導、連携 サ その他地震防災上の措置
	職 員 の 動 員 （ 配 備 ）	ア 警戒本部設置時の配備体制は、配備基準の第三配備とし、市長は、市職員全員の動員を行う。 （資料編（地震対策）別紙－１－１②） イ 市職員は、判定会招集及び警戒宣言の発令の報道に接したときは、動員の命令を待つことなく所定の場所に参集する。

区分	内 容
その他地震防災上の措置	消防団、水防団 ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施 エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。） オ 市民等の避難誘導 カ 資機材の点検、配備及び確保準備 キ 警戒区域からの避難確保のパトロール ク 救助用資機材の確保準備 ケ その他状況に応じた防災、水防活動

2 消防機関

区 分	内 容
志太消防本部	焼津市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 （１）情報の収集と伝達 （２）消火活動、救助活動の出動体制の確立 （３）地域住民への避難の指示の伝達 （４）出火防止のための広報 （５）消防職員の参集等防災体制の確保 （６）消防職員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

3 静岡県警察（焼津警察署）

区 分	内 容
静岡県警察 （焼津警察署）	（１）地震関連情報の収集伝達 （２）民心安定等のための広報 （３）避難指示の伝達、退去の確認及び津波避難場所の安全確保・秩序維持等 （４）社会秩序維持のための取締等 （５）交通路、避難路、緊急輸送路の確保

4 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策	東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町との情報の共有 イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ 県及び市町が実施する応急対策の連絡調整 カ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監視
総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	被災者への情報提供及び行政相談等を実施するための準備
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導
経済産業省 関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保
国土交通省 中部地方整備局 （静岡河川事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）	ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）港湾施設対策等 （エ）営繕施設対策等 （オ）電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報
国土地理院 中部地方測量部	関係機関とさらなる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること。
海上保安庁 第三管区海上保安本部 （清水海上保安部）	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

(2) 指定公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社 (焼津郵便局)	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 救援物資の配布準備 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会（静岡放送局）	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 市及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
NTT西日本株式会社 (静岡支店)、 株式会社NTTドコモ東海支社 (静岡支店)	ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
岩谷産業株式会社、 アストモスエネルギー株式会 社、 株式会社ジャパングスエナジ ー、 ENEOSグローブ株式会社、 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社(焼津支店)、 福山通運株式会社(焼津支店)、 佐川急便株式会社(大井川営業所)、 ヤマト運輸株式会社 (大井川センター)、 西濃運輸株式会社(藤枝支店)	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
中部電力株式会社、 中部電力パワーグリッド株式 会社(藤枝営業所)	ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部(非常災害対策本部)の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
KDDI株式会社、 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合 会中部支部、 一般社団法人全国中小建設業 協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会、 一般社団法人静岡県歯科医師会、 公益社団法人静岡県薬剤師会、 公益社団法人静岡県看護協会、 公益社団法人静岡県病院協会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
東海ガス株式会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（藤枝地区会）	ア 需要家に対するＬＰガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県トラック協会（中部分室）、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会（志太榛原支部焼津市区）	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
土地改良区 （大井川土地改良区）	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検

(4) 自衛隊

【東海地震注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊 ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等
海上自衛隊横須賀地方隊 ほか	ア 指揮所の設置準備 イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 県庁等への連絡班の派遣等 エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
航空自衛隊第１航空団 （浜松基地）ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊 ほか	ア 県庁等への方面現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
海上自衛隊横須賀地方隊 ほか	ア 指揮所の設置（防災派遣命令後） イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 ウ 地震防災派遣を開始 エ 東部方面総監部への連絡員の派出 オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
航空自衛隊第1航空団 （浜松基地）ほか	ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 イ 地上部隊の災害派遣の準備 ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難 エ 救難機の周辺基地への集中 オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第2節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 焼津市、志太消防本部

区 分	内 容						
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	（1）県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、志太消防本部情報指令課において行うものとする。 なお、焼津市警戒本部設置後においては、焼津市警戒本部において受理するものとする。 （2）警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、警鐘）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。						
	防災信号の吹鳴パターン <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">サイレン</td><td>吹鳴（約45秒） 休止（約15秒）</td></tr> <tr> <td>—————</td></tr> <tr> <td rowspan="2">警鐘</td><td>5点連打</td></tr> <tr> <td>○—○—○—○—○</td></tr> </table> （3）東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、電話、広報車、自主防災組織・消防団等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。 （4）職員に対する伝達は、勤務時間内は主に庁内放送で行い、勤務時間外、休日等については、資料編（地震対策）別紙－1－1②に定める情報伝達系統により行う。	サイレン	吹鳴（約45秒） 休止（約15秒）	—————	警鐘	5点連打	○—○—○—○—○
サイレン	吹鳴（約45秒） 休止（約15秒）						
	—————						
警鐘	5点連打						
	○—○—○—○—○						

区 分	内 容
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。 (1) 警戒本部設置前における措置は次のとおりである。 ア 各所属の長は、地震に関する情報を受けたときは、防災担当筆頭課に通報する。 イ 防災担当筆頭課長は、通報又は直接収集した情報をとりまとめ、庁内各部課長に通報し重要事項と認めたときは市長等に報告する。 ウ 警戒本部が設置されたときは全ての情報及び資料を警戒本部に引き継ぐものとする。 (2) 警戒本部における措置は次のとおりである。 ア 警戒本部は災害に関する全ての情報を接受し、情報処理にあたる。 イ 自主防協力班員は、災害に関する情報を全て警戒本部に通報する。 (3) 情報の種類の主なものは、次のとおりである。 ア 避難の状況 イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 オ 情報の変容、流言等の状況 カ 住民生活、社会・経済活動等の状況 キ 避難の指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） ク 志太消防本部職員・消防団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）
県地震災害警戒本部に対する報告	東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、中部方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに行うものとする。 その主なものは、次のとおりである。 (1) 避難の状況 (2) 市において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 防災関係機関

区 分	内 容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	(1) 収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。 (2) 警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。

第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、要配慮者に配慮するものとする。

1 焼津市

区 分	内 容
広 報 事 項	市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。 なお、広報事項はおおむね次のとおりである。 (1) 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味 (2) 避難対象地区に対する避難指示等 (3) 交通機関運行状況及び道路情報 (4) 家庭において実施すべき防災対策 (5) 自主防災組織に対する防災活動の要請
広報実施方法	(1) 同時通報用無線、コミュニティFM、CATV、広報車等 (2) 自主防災組織を通じての連絡 (3) 県に対する広報の要請 市が防災応急対策等の必要な広報を県へ要請する場合は、県が定める様式により広報文を添えて要請する。

2 防災関係機関

区 分	内 容
広 報 事 項	防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報する事項は県が定める「情報広報実施要領」による。 なお、その主なものは、次のとおりである。 (1) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 (2) 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市と連携を密にするものとする。

3 市民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

市民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

情 報 源	情 報 内 容
緊急警報放送受信機付きラジオ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市域内の情報、指示、指導等

情 報 源	情 報 内 容
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市からの指示、指導、救助措置等
インターネット	地域の情報・指示・指導等
サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達

第4節 自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、市民の生命と財産を市民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	(1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ (5) 東海地震注意情報発表時に、津波・山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。 なお、避難の実施にあたっては、市や津波避難場所の施設管理者等と十分な連携を確保する。
-------	---

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
自主防災組織本部の設営	自主防災組織の会長は、警戒宣言の発令とともに各班のリーダーを招集し、防災活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。(資料編(地震対策)別紙-4-1)
市職員の派遣	市長は、各自主防災組織の本部へ市職員(自主防協力班員)を派遣し、災害情報・避難状況等を自主防災組織を通じて収集し、警戒本部へ伝達する。
情報の収集・伝達	(1) 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 (2) 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 (3) 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
初期消火の準備	可搬ポンプ等の初期消火機材の点検及び準備を行い、初期消火活動に必要な態勢をとる。
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

区 分	内 容	
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。	
	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。避難時にはブレーカーを落としてから避難する。
	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。
	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
避難活動	避難行動	(1) 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外の津波避難場所へ避難させる。避難状況を確認後、市に報告する。 (2) 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において津波避難場所まで搬送する。 (3) 山間地で津波避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市長の避難の指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに津波避難場所まで避難する。
	避難生活	(1) 避難生活を行うに際し、あらかじめ定めた「避難生活計画書」等に基づき、避難所等における役割分担を行うとともに、避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備を行い、秩序ある避難所等の運営が迅速に行われるように努める。 (2) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 (3) 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町等と連絡を取り、その確保に努める。
社会秩序の維持	(1) ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。 (2) 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。	

第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

1 焼津市

区 分	内 容								
緊急輸送対象の基本方針	(1) 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。 (2) 市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要求するものとする。 (3) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、物資について行う。 (4) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 (5) 警戒宣言発令後、相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、県の地震災害警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。								
緊急輸送の対象となる人員、物資等	(1) 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 (2) 緊急の処置を要する患者 (3) 観光客等 (4) その他 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 ア 食料 イ 日用品等 ウ その他緊急に輸送を必要とするもの。								
輸送体制の確立	(1) 輸送の方法 <table border="1"> <tr> <td>陸上輸送</td><td>緊急輸送路により必要な輸送を行う。 (資料編(地震対策)別紙-5-1)</td></tr> <tr> <td>海上輸送</td><td>原則として海上輸送は行わないものとする。</td></tr> <tr> <td>航空輸送</td><td>県等のヘリコプターによるほか、県の警戒本部に対し、航空輸送のための自衛隊ヘリコプターの地震防災派遣を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</td></tr> </table> (2) 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。 ア 市有車両の活用 イ 民間車両等の借上げ ウ 輸送手段確保のための県への協力要請 エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請	陸上輸送	緊急輸送路により必要な輸送を行う。 (資料編(地震対策)別紙-5-1)	海上輸送	原則として海上輸送は行わないものとする。	航空輸送	県等のヘリコプターによるほか、県の警戒本部に対し、航空輸送のための自衛隊ヘリコプターの地震防災派遣を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。		
陸上輸送	緊急輸送路により必要な輸送を行う。 (資料編(地震対策)別紙-5-1)								
海上輸送	原則として海上輸送は行わないものとする。								
航空輸送	県等のヘリコプターによるほか、県の警戒本部に対し、航空輸送のための自衛隊ヘリコプターの地震防災派遣を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。								
緊急輸送の調整	市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。 <table border="1"> <tr> <th>優先順位</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>第1順位</td><td>市民等の生命の安全を確保するため必要な輸送(救急患者等の輸送等)</td></tr> <tr> <td>第2順位</td><td>防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送(防災活動拠点への人員、物資輸送等)</td></tr> <tr> <td>第3順位</td><td>地震発生後の活動の準備のための輸送(食料、日用品、防災資機材の輸送等)</td></tr> </table>	優先順位	内 容	第1順位	市民等の生命の安全を確保するため必要な輸送(救急患者等の輸送等)	第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送(防災活動拠点への人員、物資輸送等)	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送(食料、日用品、防災資機材の輸送等)
優先順位	内 容								
第1順位	市民等の生命の安全を確保するため必要な輸送(救急患者等の輸送等)								
第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送(防災活動拠点への人員、物資輸送等)								
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送(食料、日用品、防災資機材の輸送等)								

2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第6節 自衛隊の支援

警戒宣言が発せられた場合、市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の地震防災派遣要請を要求要請するものとする。

区 分	内 容
災害派遣要求範囲	警戒宣言発令後、自衛隊の支援を要求する事項は次のとおりである。 （１）航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供 （２）地震発生直前の現況航空写真の作成 （３）特定の緊急患者の移送 （４）防災要員等の輸送
県の現地警戒本部等に対する要求	市長は、知事に対し次の事項を示して、自衛隊の派遣要請の要求をする。 （１）派遣要請の要求事由 （２）派遣を希望する期間 （３）派遣を希望する区域及び活動内容 （４）その他参考となるべき事項
地震防災派遣部隊の受入	（１）市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。 （２）市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県中部方面本部との連絡調整を行う。

第7節 避難活動

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、津波避難場所までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市町や自主防災組織、津波避難場所の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（介護者等も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

避難対策

区 分	内 容
基本方針	（１）市が、焼津市地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外の津波避難場所へ避難する。また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、津波避難場所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。 （２）避難対象地区の住民等が津波避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で津波避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。 （３）避難誘導や津波避難場所での生活にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。

区 分	内 容	
基本方針	(4) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。	
避難のための指示	指示の基準	市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。
	指示の伝達方法	市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難の指示を行うものとする。また、警察署及び、海上保安部に対し、避難の指示の伝達について協力を要請するものとする。なお、市は、必要に応じ避難の指示に関し、テレビ・ラジオによる放送を県に依頼する。
	避難に関しての周知事項	市、志太消防本部及び焼津警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 (1) 避難対象地区の地区名 (2) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災 応急対策の実施 (3) 避難経路及び避難先 (4) 避難する時期 (5) 避難行動における注意事項（携行品、服装等）
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」（以下この章で「法」という。）第26条において準用する「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、上記の「避難に関しての周知事項」に準じて周知を図る。
	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	市長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。また、市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。
避難方法	住民の避難	市と自主防災組織があらかじめ協議して定めた津波避難場所へ避難するものとする。
	病院、旅館、観光施設等不特定かつ多数が出入りする施設等の避難	(1) 施設等の管理者は、建物の耐震性等を考慮し、必要に応じてあらかじめ施設等の周辺の安全な場所を津波避難場所と定め、その場所及び避難路等を施設利用者に事前に周知徹底するとともに従事者に所要の訓練を実施するものとする。市が定めた津波避難場所を避難先とする場合は、あらかじめ市長と協議する。 (2) 避難の実施にあたっては、管理者及び従業員が安全に避難誘導するものとし、また、管理者は可能な限り津波避難場所での食料、飲料水、寝具の供給又はあっせんを行うものとする。
避難方法	保育園、幼稚園、学校の避難	(1) 幼児、児童、生徒は、あらかじめ定めた方法により保護者へ引き渡す。 (2) 引き渡しができない幼児、児童、生徒については、校内で適切な場所に避難するものとする。
	近隣市町への避難	津波警報が気象庁により発表された場合などは、近隣市町の協力により、一時的に市外へ避難することができるものとする。

区 分	内 容
避難計画の作成	避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、津波避難場所の施設管理者等と十分に調整を図り、津波避難場所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 避難計画の策定にあたっては、要配慮者の避難誘導、津波避難場所での生活等に配慮するものとする。
避難状況の報告	(1) 市は、自主防災組織及び津波避難場所の施設管理者等から直接に、又は焼津警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。 ア 避難の経過に関する報告は危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。) (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (ウ) 市等に対する要請事項 イ 避難の完了に関する報告は避難完了後、速やかに行う。 (ア) 津波避難場所名 (イ) 避難者数 (ウ) 必要な救助・保護の内容 (エ) 市等に対する要請事項 (2) 市は、避難状況について県へ報告する。

第8節 社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民等の的確な防災対策を促進する。

区 分	内 容
予想される混乱	(1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言 (2) 帰宅者による道路の混乱 (3) 電話のふくそう (4) 避難による混乱 (5) 自動車による道路交通の混乱 (6) 買出し、旅行者等の混乱
市の実施事項	(1) 市長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。 (2) 生活物資価格の異常な高騰、不当な売り惜しみ、買い占めが発生した場合は、市警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみの防止を啓発するとともに、県に対し「静岡県消費生活条例」に基づく措置を要請する。 (3) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し活発な広報によりこれを鎮める。 (4) 県公安委員会の実施する交通規制に関する広報に努める。 (5) 警察と連絡を密にし、次の活動を行う。 ア 各種犯罪の発生状況の通報及び情報の収集・報告 イ 治安対策に必要な広報(避難の際の施錠、夜の一人歩き等) ウ 自主防災組織による地区内犯罪防止のための警備の指導

区 分	内 容
焼津警察署の実施事項	(1) 警戒区域、津波避難場所等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的な運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時派出所を設置して防犯活動を行う。 (2) 犯罪情報の収集を行う。 (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。 (4) 集団不法行為、暴行行為の予防、取締りを行う。 (5) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。 (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。 (7) 放射性物資、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。 なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第9節 交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上交通及び海上交通及び航空交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶、航空機又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 陸上交通の確保対策

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	ア 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。 イ 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	ア 走行中の車両は次により行動する。 (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。 (ウ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 イ 避難のために車両を使用しない。ただし、山間部で徒歩による避難が困難な地域であらかじめ車両による避難が計画された地域を除く。

(2) 交通規制の方針

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

区 分	内 容
警戒宣言発令時	警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。 ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。 ウ 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。 エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 オ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合において、必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

加減量法による重量の測定に基づき次の交通規制を実施し、避難経路及び緊急交通路を確保する。

区 分	内 容	
県内への一般車両の流入制限	隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合、県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。	
市内における車両の走行抑制	市内における一般車両の走行は極力抑制する。	
交通規制	警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。 緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、中部横断自動車道、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路ほか	
緊急交通路等を確保するための措置	緊急交通路については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。	
	路 線	検問所設置場所
	新東名高速道路	長泉沼津IC、新富士IC、新清水IC、清水いはらIC、新静岡IC、藤枝岡部IC、島田金谷IC、森掛川IC、浜松浜北IC
	東名高速道路	御殿場IC、裾野IC、沼津IC、浜松西IC、三ヶ日IC
	東富士五湖道路	須走IC
	東駿河湾環状道路	三島塚原IC、三島萩IC、長泉IC、沼津岡宮IC
	国道138号バイパス	仁杉IC、ぐみ沢IC
	西富士道路	広見IC、小泉若宮交差点

(4) 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両について申出をすることができる。これらの申出等及び確認の手続きについては、別に定める。

2 海上交通の確保対策

区分	内 容
東海地震注意情報発表時	海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。 (1) 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。 (2) 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。 (3) 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。
警戒宣言発令時	海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 (1) 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。 (2) 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

第10節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	(1) 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。 (2) 必要に応じて、緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。 (3) 緊急物資の流通在庫の著しい減少が生じた場合又はそのおそれが生じた場合は、市は県に対して、それぞれ調達又はその準備的措置を要請する。 (4) 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。 (5) 必要に応じて、緊急物資集積所等の開設準備を実施する。 (6) 市は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 (7) 市は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 (8) 市民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。
-------	--

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達方針

- ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
- イ 市の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。
- ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2) 焼津市、自主防災会及び市民がとる措置

実施主体	内 容
市	ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。緊急物資調達予定先は、資料編（地震対策）別紙－１０－１（２）アのとおり。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設準備を行い、必要に応じて開設する。
自主防災組織及び市民	自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。また、市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

(3) 調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水の確保

市及び市民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内 容
市	(1) 市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水の励行を呼びかける。 (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 (4) 応急復旧体制の準備をする。
市民	(1) 備蓄している飲料水を点検・確認し、飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。 (2) 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

3 医療救護、防疫、保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び市民は、救急患者に対する医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

内 容
市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。 ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。 ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。 オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
市	ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

区 分	内 容
し尿処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続を準備する。 オ 仮設トイレが使用可能となるまでの間に備え、し尿・凝結処理剤及びポータブルトイレの購入及び確保の呼びかけを実施する。
廃棄物・がれき（生活系）・残骸物処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積場の確認を行う。 ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第 1 1 節 市有施設設備等の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市及び各施設管理者が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができるものとする。

1 無線通信施設等

無線機器管理取扱規程に定めるところより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

なお、詳細については、別に定める焼津市防災行政無線管理運用規程による。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。
- (3) 津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発電機の高所への搬出等必要な措置を講ずる。
- (4) 現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。
- (5) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。また、東海地震注意情報発表時には県の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
港湾及び漁港施設等	施設管理者は、次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

港湾及び漁港施設等	<table border="1"> <tr> <td>岸壁等</td><td>耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる</td></tr> </table>	岸壁等	耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる
岸壁等	耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる		
河川及び海岸保全施設	施設管理者は、津波の危険がある地域においては、施設の点検に努めるとともに水門、樋門、陸閘等の点検や閉鎖準備のための配備を行う。また、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において閉鎖等の措置を講ずる。		
農業用施設	施設管理者は、警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。		
道路	道路管理者は、道路利用者に対して、広報車両・案内看板等により、東海地震注意情報の発表を周知する。また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災緊急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。		
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	市及び県は、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡の確認等を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう準備的措置を講ずる。		
工事中の公共施設、建築物、その他	施設管理者は、警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。		
災害応急対策上重要な庁舎	市は、消防防災センター（市災害対策本部）、焼津市立総合病院、水道庁舎、総合福祉会館等について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。		
水道施設	施設管理者は、警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら配水を継続する。		
庁舎等不特定かつ多数の者が出入する施設	施設管理者は、警戒宣言発令時の地震防災緊急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じ、施設利用者、職員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の対策を段階的又は部分的に実施することができる。		

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容		
港湾及び漁港施設等	施設管理者は、次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。 <table border="1"> <tr> <td>岸壁等</td><td>耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。</td></tr> </table>	岸壁等	耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。
岸壁等	耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。		
河川及び海岸保全施設	施設管理者は、津波の危険のある地域においては、水門、樋門、陸閘等の閉鎖操作を行う。		
農業用施設	施設管理者は、警戒宣言発令と同時に、管理者等に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて、用水路の断水、又は減水を行う。		

区 分	内 容
道路	(1) 道路管理者は、車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を案内看板等により道路利用者に対し行う。 (2) 市は、緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 (3) 市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 (4) 市は、地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 (5) 道路管理者は、幹線避難路における障害物除去に努める。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	市及び県は、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	施設管理者は、工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
災害応急対策上重要な庁舎	市は、消防防災センター、焼津市立総合病院、水道庁舎、総合福祉会館等災害応急対策上重要な施設の建物について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。
水道施設	施設管理者は、溢水等を配慮した安全水位を確保し配水を継続する。
庁舎等不特定かつ多数の者が出入する施設	施設管理者は、警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用・営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

- ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
 イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
 ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民等の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民等の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民等の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
水道（市水道事業）	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
電力 （中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（藤枝営業所））	電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

区 分	内 容	
ガス（東海ガス株式会社）	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。	
通信 （NTT西日本株式会社静岡支店、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店））	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して継続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。	
放送 （日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）	東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。	
市中金融	金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、移動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。	
鉄道 （東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）	列車の運転規制等	（１）旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列については、強化地域への進入を禁止する。 （２）貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。
	旅客等に対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。
バス （しずてつジャストライン株式会社岡部営業所）	（１）平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 （２）帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 （３）警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。	
道路	（１）平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 （２）警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。	

区 分	内 容
病院・診療所	(1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。 なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。 (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。 (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。 なお、必要に応じて入院患者の引渡しをすることができる。 (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。 なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しをすることができる。
スーパー等	(1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 (2) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。また、営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。
漁港（静岡県焼津漁港管理事務所）	次の施設について、準備措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。
	防潮施設等 (1) 津波の危険のある地域について、陸閘の閉鎖準備のための配備を行う。 (2) 水防資機材の点検、配備を行う。
	岸 壁 等 耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
水道（市水道事業）	(1) 飲料水の供給は継続する。 (2) 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。
電力 （中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（藤枝営業所））	(1) 必要な電力の供給は継続する。 (2) 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。
ガス（東海ガス株式会社）	(1) ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

区 分	内 容
通信 (NTT西日本株式会社静岡支店、株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店))	(1) あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、NTT西日本株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 (2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。
放送 (日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社)	臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。
市中金融	金融機関の営業 (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 ア 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。 イ 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。 ウ 現金自動預払機(以下「ATM」という。)については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。 エ 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 (2) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 ア 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。 イ ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。 ウ ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 (3) 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 (4) 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。 (5) 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。
	保険会社及び証券会社の営業 (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。 (2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 (3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。 (4) 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

区 分	内 容		
鉄道 （東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社）	列車の運転規制等	新幹線	ア 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。 イ 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。 ウ 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。
		在来線	ア 強化地域への進入を禁止する。 イ 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。 ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。
	旅客等に対する対応		ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係自治体の定める津波避難場所へ避難させる等必要な措置をとる。
バス （しずてつジャストライン株式会社岡部営業所）	（１）バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。 （２）警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。		
道路	（１）強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 （２）強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 （３）強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 （４）高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 （５）走行車両は低速走行する。		
病院・診療所	（１）救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、器機等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 （２）建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 （３）建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。		

区 分	内 容	
スーパー等	(1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 (3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。	
漁港（静岡県焼津漁港管理事務所）	次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。	
	防潮施設等	津波の危険のある地域について、陸閘の閉鎖操作を行う。
	岸 壁 等	耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。

第 1 3 節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画を定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は、次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	(1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	(2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
	ア 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
	イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
	ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
	エ 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
	オ 避難誘導の方法、近隣の津波避難場所・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
	カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
	キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項

共通に定めるべき事項	(3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること - ア 東海地震注意情報の内容と意味等 - イ 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 - ウ 冷静な対応の実施 - エ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 - オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 - カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 - キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報 (4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。
------------	--

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	(1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項 (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項 - ア 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等 (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項 - ア 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項 - イ 情報収集・伝達手段の確保 - ウ 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項 - エ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 - オ 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項 - カ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項 - キ 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項 - ク 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項 - キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項 (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること - ア 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等 - イ 当該施設における地震防災応急対策の内容 - ウ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 - エ その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報 (5) 避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた津波避難場所等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。
------------	---

2 各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特殊性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
スーパー等	東海地震注意情報発表時	(1) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 (3) 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 (3) 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 (法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
一般旅客運送に関する事業(法第7条第1項第3号に掲げる事業所)	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バスに準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バスに準ずる。
学校・幼稚園・保育所・認定こども園	県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。 また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 学校、幼稚園、保育所、認定こども園(以下「学校等」という。)は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、園児、児童、生徒(以下「生徒等」という。)の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の津波避難場所・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。	

施設・事業所		地震防災応急計画に定める個別事項	
学校・幼稚園・ 保育所・認定こども園	東海地震注意情報発表時	生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は授業や保育等を中止し、安全確保のため避難誘導又は家族等への引渡しなどの必要な対策を行う。特に学校の場合は、危険が回避されたと判断されるまでは校内の安全な場所に生徒等を待機させるなどの対策をする。 なお、学校での待機、家族等への引渡しについては、保護者と十分に協議しておくものとする。	
	警戒宣言発令時	生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止した上で避難誘導を行い、安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで校内の安全な場所に待機又は家族等への引渡しなど、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園(所)しないものとする。 なお、学校での待機、家族等への引渡しについては、保護者と十分に協議しておくものとする。	
社会福祉施設	東海地震注意情報発表時	(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置	
	警戒宣言発令時	(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。 (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア 家族等への引渡し イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送	
放送事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の放送に準ずる。	
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の放送に準ずる。	
その他の施設又は事業	道路	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準ずる。
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】道路に準ずる。
	ガス事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】ガスに準ずる。
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】ガスに準ずる。
	水道事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】水道(市水道事業)に準ずる。
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道(市水道事業)に準ずる。

施設・事業所		地震防災応急計画に定める個別事項	
その他の施設又は事業	電気事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】電力に準ずる。
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準ずる。
	従業員1000人以上の工場	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。
		警戒宣言発令時	防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	(1) 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 (3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検	
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。	
	病院	東海地震注意情報発表時の診療体制
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置 イ 地域住民の津波避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	(1) 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達 (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立 (3) 避難誘導等利用者等の安全確保措置 (4) 消防、水防等の事前措置 (5) 応急救護 (6) 施設及び設備の整備及び点検 (7) 防災訓練及び教育、広報	

区 分	内 容	
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。	
	病院	警戒宣言発令時の診療体制
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置 イ 地域住民の津波避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法

津波対策編

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
1 焼津市	1
2 消防機関	1
3 防災関係機関	2
第2節 過去の顕著な災害	7
第3節 予想される災害	8
1 第4次地震被害想定	8
2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波 （東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果	9
3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波 （南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	10
4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果	13
5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果	14
6 遠地津波	15

発 災 前	頁
第2章 平常時対策	16
第1節 防災思想の普及	16
第2節 自主防災活動	16
第3節 防災訓練の実施	16
第4節 津波災害予防対策の推進	17
1 避難誘導體制の確保	17
2 津波避難施設等の整備	19
3 津波に強いまちづくり	20
4 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	22

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策	23
第1節 防災関係機関の活動	23
1 焼津市	23
2 消防機関	24
3 防災関係機関	24
第2節 情報活動	28
1 津波情報等の種類	28
2 津波情報等の伝達系統図	33
第3節 広報活動	34
第4節 災害の拡大防止活動	34
1 水防活動	35
2 人命の救出活動	35
第5節 避難活動	36
1 避難対策	36
2 避難所の設置及び避難生活	38
第6節 広域応援活動	40
1 行政機関及び民間団体の応援活動	40
2 自衛隊の支援	41
3 海上保安庁の支援	42
第7節 地域への救援活動	43
第8節 市有施設及び設備等の対策	43

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「焼津市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

「津波対策編」は、以下の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」については、「地震対策編」によるものとする。また、復旧・復興については、共通対策編 第4章「復旧・復興対策」によるものとする。

第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害
第2章 平時対策	防災思想の普及、自主防災活動、訓練及び災害予防の対策
第3章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

焼津市を管轄する指定地方行政機関及び防災関係各機関、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、焼津市に係る津波防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関し処理すべき事務、又は業務の大綱は次のとおりである。

1 焼津市

処理すべき事務又は業務
(1) 津波対策計画の作成 (2) 津波防災に関する組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の津波対策の促進 (4) 防災思想の普及 (5) 防災訓練の実施 (6) 津波防災のための施設等の緊急整備 (7) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の指示に関する事項 (9) 消防、水防、その他の応急措置 (10) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (11) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検 (12) 緊急輸送の確保 (13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (14) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 消防機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
志太広域事務組合志太消防本部 (以下「志太消防本部」という。)	(1) 津波予警報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (2) 住民の安全避難の確保 (3) 消防施設、消防本部体制の整備又は点検 (4) 被災者の救助、救急に関すること (5) 津波対策活動中の火災防御 (6) 他消防機関への応援要請 (7) 市、関係機関との連絡調整に関すること

※ 平成25年3月31日 消防広域化に伴う組織統合

3 防災関係機関

(1) 静岡県警察（焼津警察署）

機 関 名	処理すべき事務又は業務
静岡県警察（焼津警察署）	(1) 津波情報等の受理、伝達 (2) 津波情報等の広報 (3) 危険区域への立入規制及び警備 (4) 避難の指示に関する事項 (5) 緊急道路確保のための交通規制 (6) 応急の救護を要すると認められる者の救護 (7) 犯罪の予防、混乱の防止等、社会秩序の維持

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (6) 非常通信協議会の運営に関すること
総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	(1) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）	(1) 事業場に対する津波防災対策の周知指導 (2) 事業場の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること (2) 応急用食料・物資の支援に関すること (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること (9) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること (10) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること (11) 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び

機 関 名	処理すべき事務又は業務
	農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
国土交通省中部地方整備局 （静岡河川事務所・静岡国道事務所・清水港湾事務所）	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 （１）災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 （２）初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 （３）応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置 オ 市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
国土交通省 中部運輸局 （静岡運輸支局）	（１）所管事務に係る災害情報の収集及び伝達 （２）海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 （３）港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 （４）緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 （５）特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 （６）鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 （７）自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 （８）陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 （９）緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 （１０）特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 （１１）大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を派遣する。
国土地理院 中部地方測量部	（１）災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 （２）災害予防、防災連情報の利活用を図る。 （３）災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 （４）災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(1) 県知事に対して速やかに津波に関連する情報の通報を行うこと (2) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 (3) 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 (4) 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (5) 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	(1) 船舶に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 (2) マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 (3) 海上における人命救護、海難船舶等の救助 (4) 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 (5) 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
環境省 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	(1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(3) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社 (焼津郵便局)	(1) 郵便事業の運営に関すること (2) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること (3) 施設等の被災防止に関すること (4) 利用者の避難誘導に関すること
日本赤十字社静岡県支部	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配付 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項
日本放送協会(静岡放送局)	(1) 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 (2) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること (3) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと (4) 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	(1) 交通対策に関すること (2) 災害応急対策に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	(1) 津波警報等の伝達 (2) 列車の運転規制措置 (3) 旅客の避難、救護 (4) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 (5) 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 (6) 施設等の整備 (7) 危険地域の駅、旅客等について市と協議した避難地への避難
NTT西日本株式会社(静岡支店)、 株式会社NTTドコモ東海支社 (静岡支店)	(1) 災害時における重要通信の確保 (2) 災害時における通信疎通状況等の広報 (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配 (4) 被害施設の早期復旧 (5) 防災関係機関の非常緊急通信の優先確保
岩谷産業株式会社、 アストモスエネルギー株式会社、 株式会社ジャパングスエナジー、 ENEOSグローブ株式会社、 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 (焼津支店)、 福山通運株式会社 (焼津支店)、 佐川急便株式会社 (大井川営業所)、	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
ヤマト運輸株式会社 (大井川センター)、 西濃運輸株式会社 (藤枝支店)	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
中部電力株式会社、 中部電力パワーグリッド株式会社(藤枝営業所)	(1) 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 (2) 復旧用資材等の整備 (3) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI株式会社 (静岡支店)、 ソフトバンク株式会社、 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部、 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

機 関 名	処理すべき事務又は業務
株式会社イトーヨーカ堂、 イオン株式会社、 ユニー株式会社、 株式会社セブン・イレブ ン・ジャパン、 株式会社ローソン、 株式会社ファミリーマ ート、 株式会社セブン&アイ・ホ ールディングス	(1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

(4) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会、 一般社団法人静岡県歯科医師会、 公益社団法人静岡県看護協会、 公益社団法人静岡県病院協会、 公益社団法人静岡県薬剤師会	(1) 医療救護施設における医療救護活動の実施 (2) 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及 び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） (3) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
東海ガス株式会社	(1) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 施設設備の耐震予防対策の実施 (4) 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置 (5) 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協 会（藤枝地区会）	(1) 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 (2) 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 (3) 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防 止措置の実施 (4) 燃料の確保に関する協力 (5) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	(1) 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災 知識の普及 (2) 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、 県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること (3) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会 （中部分室）、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会 （志太榛原支部焼津地区）	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
土地改良区（大井川土地改良区）	(1) 災害予防 (2) 応急・復旧 ア 関係機関との連携による応急対策の実施 イ 所管施設の緊急点検 (3) 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(5) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 ほか	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方隊 ほか	(1) 災害時における人命保護のための救助 (2) 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第一航空団 (浜松基地) ほか	(1) 災害時における人命保護のための救助 (2) 災害時における応急復旧活動

第2節 過去の顕著な災害

古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。

安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。

関東大地震以降の津波の状況は次のとおりである。

項目 地震名	発 生 年 月 日	津 波 状 況
関 東 大 地 震	大正 12 年 9 月 1 日 11 時 58 分	伊豆地方で地震後 5 分～10 分ぐらいして前後 2 回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より 6.5m、網代 2.7m、伊東 4.3m、多賀 5.6m、柿崎 4.6m、外浦 4.1m、稲取 3.6m を記録した。このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。
三 陸 沖 強 震	昭和 8 年 3 月 3 日 02 時 31 分	東北地方の海岸では最高 24m の津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から 88 分後、周期 50 分、最大振幅 15 cm ぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅 30 cm 位であったが、被害はなかった。
東 南 海 道 大 地 震	昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	熊野灘海岸では波高 10m に達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後 30 分ぐらいで 2.5m の津波がおしよせた。清水では 30 cm の退水を観測し、榛原郡相良港では波高 2m ぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高 2m 位と推定された。このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。
カ ム チ ャ ッ カ 半 島 沖 地 震	昭和 27 年 11 月 5 日 02 時 01 分	下田港付近では 5 日 8 時 40 分から津波がはじまり、推定波高 1.5m に達した。石廊崎付近でも 1.2m を観測した。内浦では振幅 30～40 cm を記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房 総 半 島 沖 地 震	昭和 28 年 11 月 26 日 02 時 48 分	伊東では地震後 18 分で振幅 14 cm の津波がおしよせた。石廊崎で 60 cm、内浦で 13 cm、清水で 21 cm が観測されたが被害はなかった。
チ リ 沖 地 震	昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間位して津波がおしよせた。伊東では 24 日 2 時 35 分に現われはじめ、最大振幅 140 cm であった。内浦 214 cm、清水 217 cm、御前崎 380 cm、舞阪 79 cm が観測された。このため、県下の床下浸水 196 戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。
チリ中部沿岸で 発生した地震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃	マグニチュード 8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から 23 時間位して津波がおしよせた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18cm であった。下田港 43cm、内浦 32cm、清水 21cm、御前崎 54cm、舞阪 20cm が観測された。これにより、下田市で住家 8 棟が床下浸水した。
平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋 沖地震	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m 以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11 日 16 時 8 分に津波警報 (大津波) が発表され、御前崎で最大波高 144 cm、沼津市内浦で 134 cm、清水 93 cm、南伊豆町石廊崎で 71 cm、舞阪 73 cm、焼津 83 cm を観測し、下田市では住家 7 棟・店舗 6 棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。

伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

第3節 予想される災害

市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。

一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

1 第4次地震被害想定

地震によって、市内の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、本市において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区 分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

（１）概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たって、津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

第4次地震被害想定 東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等

項目	焼津市	県全体
想定波高（T.P.M）	4 ～ 6m	—
面積	70.62 km ²	7,780.60 km ²
浸水面積	2.5 km ²	34.6 km ²
浸水率	3.54 %	0.44%
浸水深2m以上の浸水面積	0.1 km ²	11.0 km ²

（注）推定波高は平均～最大として表記。

（２）建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

被害区分		予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
全壊	市	約10	約10	約10	約10
	県	約2,400	約2,400	約2,400	約2,400
半壊	市	約100	約100	約100	約100
	県	約4,900	約4,900	約4,900	約5,000

（注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

（３）人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分		予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	市	約80	約50	約70	約10	約10	約10
		県	約7,400	約2,500	約3,200	約1,000	約700	約800
	重傷者数	市	約10	—		—	—	
		県	約400	約100		約60	約40	
	軽症者数	市	約20	約10		—	—	
		県	約800	約300		約100	約80	
早期避難率低	死者数	市	約90	約60	約70			
		県	約9,000	約5,700	約7,300			
	重傷者数	市	約10	約10				
		県	約500	約400				
早期避難率低	軽症者数	市	約20	約20				
		県	約1,000	約700				

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（１９９９）による建物破壊パターンチャートのＤ５以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：１ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：１ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「－」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第４次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約２，２００人（早期避難率高＋呼びかけ）～約９，２００人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

３ 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル２の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

（１）概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード９程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

第４次地震被害想定 南海トラフ巨大地震 ケース①

項目	焼津市	県全体
想定波高（Ｔ．Ｐ．Ｍ）	６ ～ １０ｍ	－
面積	７０．６２ ｋｍ ^２	７，７８０．６０ ｋｍ ^２
浸水面積	１３．７ ｋｍ ^２	１５８．１ ｋｍ ^２
浸水率	１９．４０ ％	２．０３％
浸水深２ｍ以上の浸水面積	２．６ ｋｍ ^２	６８．５ ｋｍ ^２

(注) 推定波高は平均～最大として表記。

(資料編（津波対策）１－３－３（１）)

（２）建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

被害区分		予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
全壊	市	約６００	約６００	約６００	約６００
	県	約２８，０００	約２８，０００	約２８，０００	約２８，０００
半壊	市	約４，１００	約３，９００	約３，５００	約４，３００
	県	約３１，０００	約３１，０００	約２９，０００	約３２，０００

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

被害区分		予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
全壊	市	約８００	約８００	約８００	約８００
	県	約２８，０００	約２８，０００	約２８，０００	約２８，０００
半壊	市	約５，３００	約５，３００	約５，１００	約５，４００
	県	約３５，０００	約３５，０００	約３４，０００	約３５，０００

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

被害区分		予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
全壊	市	約700	約700	約700	約700
	県	約26,000	約26,000	約26,000	約26,000
半壊	市	約4,700	約4,700	約4,400	約4,800
	県	約30,000	約29,000	約27,000	約31,000

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分		予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
早期避難率高 +呼びかけ	死者数	市	約11,000	約7,400	約7,800	約1,300	約1,100	約10
		県	約65,000	約31,000	約35,000	約11,000	約7,200	約8,300
	重傷者数	市	約900	約500		約100	約90	
		県	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
	軽症者数	市	約1,700	約1,000		約200	約200	
		県	約4,500	約1,800	約2,000	約900	約600	約600
早期避難率低	死者数	市	約11,000	約9,900	約10,000			
		県	約95,000	約62,000	約72,000	約11,000	約7,200	約8,300
	重傷者数	市	約900	約800				
		県	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
	軽症者数	市	約1,800	約1,500				
		県	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「－」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高+呼びかけ）～約29,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分		予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
早期避難率高 +呼びかけ	死者数	市	約11,000	約7,300	約7,600	約1,200	約1,100	約1,200
		県	約66,000	約31,000	約36,000	約11,000	約7,200	約8,400

	重傷者数	市	約900	約500		約100	約90	
		県	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
	軽症者数	市	約1,700	約1,000		約200	約200	
		県	約4,500	約1,800	約2,100	約900	約600	約600
早期避難率低	死者数	市	約11,000	約9,800	約10,000			
		県	約96,000	約62,000	約74,000	約11,000	約7,200	約8,400
	重傷者数	市	約1,000	約800				
		県	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
	軽症者数	市	約1,800	約1,300				
		県	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600

（注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「－」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高＋呼びかけ）～約29,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

（単位：人）

項目	被害区分		予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	市	約11,000	約7,300	約7,600	約1,200	約1,100	約1,200
		県	約65,000	約31,000	約36,000	約11,000	約7,200	約8,300
	重傷者数	市	約900	約500		約100	約90	
		県	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
	軽症者数	市	約1,700	約1,000		約200	約200	
		県	約4,500	約1,800	約2,100	約900	約600	約600
早期避難率低	死者数	市	約11,000	約9,800	約10,000			
		県	約95,000	約62,000	約72,000	約11,000	約7,200	約8,300
	重傷者数	市	約1,000	約800				
		県	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
	軽症者数	市	約1,800	約1,500				
		県	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600

（注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「－」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高＋呼びかけ）～約30,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果

（1）概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

相模トラフ沿いで発生する地震・津波

項目	焼津市	県全体
想定波高（T.P.M）	2 ～2m	—
面積	70.62km ²	7,780.60km ²
浸水面積	0.1km ²	7.4km ²
浸水率	0.14%	0.10%
浸水深2m以上の浸水面積	0.0km ²	1.1km ²

（注）推定津波高は、平均～最大として表記。

（2）建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
全壊	市	—	—	—
	県	約900	約900	約900
半壊	市	—	—	—
	県	約2,300	約2,300	約2,300

※「—」：被害わずか

（注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

（3）人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	市	—	—	—
		県	約2,300	約600	約900
	重傷者数	市	—	—	／
		県	約100	約50	約70
	軽症者数	市	—	—	／
		県	約200	約100	約100
早期避難率低	死者数	市	—	—	—
		県	約2,900	約1,700	約2,400
	重傷者数	市	—	—	／
		県	約200	約100	約200
	軽症者数	市	—	—	／
		県	約400	約300	約400

（注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：１ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：１ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「－」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第４次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約１,６００人（早期避難率高＋呼びかけ）～約４,６００人（早期避難率低）

５ 相模トラフ沿いで発生するレベル２の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果

（１）概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

相模トラフ沿いで発生する地震・津波

項目	焼津市	県全体
想定波高（T.P.M）	２ ～ ４m	－
面積	70.62km ²	7,780.60km ²
浸水面積	0.6km ²	21.1km ²
浸水率	0.85%	0.27%
浸水深２m以上の浸水面積	0.0km ²	4.3km ²

（注）推定津波高は、平均～最大として表記。

（２）建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
全壊	市	約10	約10	約10
	県	約2,400	約2,400	約2,400
半壊	市	約100	約100	約100
	県	約6,300	約6,300	約6,200

（注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

（３）人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	市	－	－	－
		県	約4,700	約1,400	約1,900
	重傷者数	市	－	－	／
		県	約100	約60	約70
	軽症者数	市	－	－	／
		県	約300	約100	約100
早期避難率低	死者数	市	約10	－	－
		県	約5,700	約3,500	約4,700
	重傷者数	市	－	－	／

		県	約300	約200	約300
	軽症者数	市	—	—	
		県	約500	約400	約500

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月末満の治療を要する負傷者

※「—」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約2,400 人（早期避難率高＋呼びかけ）～約6,500 人（早期避難率低）

6 遠地津波

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

概 要	遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。 過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。
特 徴 等	津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることがなくても津波に襲われる。遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。 遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。 遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第2章 平時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平時に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。

第1節 防災思想の普及

（共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」に準ずる。）

第2節 自主防災活動

（共通対策編 第2章 災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」に準ずる。）

第3節 防災訓練の実施

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。なお、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

市の実施事項

市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び災害時初動訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練	(1) 職員の動員 (2) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 (5) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 (6) 食料、飲料水、医療その他の救援活動 (7) 消防、水防活動 (8) 救出・救助 (9) 避難生活 (10) 道路啓開 (11) 応急復旧
地域防災訓練	(1) 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 (2) この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、市が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者に配慮した訓練を実施する。

区 分	内 容
災害時初動訓練	(1) 津波対策推進旬間に県が実施する津波避難訓練にあわせ、災害発生直後の活動を訓練する災害時初動訓練を実施する。 (2) 沿岸部では、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、避難行動を訓練するとともに、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。
個別防災訓練	総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は、次のとおりである。 (1) 情報の収集、伝達訓練 南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 (2) 職員の動員訓練 適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。 (3) 防災業務の訓練 各部、各課等は、それぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。
県、防災関係機関の防災訓練に対する協力等	(1) 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加するよう要請する。 (2) 市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。
防災訓練の実施回数	総合防災訓練 年1回以上 地域防災訓練 年1回以上 災害時初動訓練 年1回以上 個別防災訓練 年1回以上
防災訓練の広報	訓練に市民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

第4節 津波災害予防対策の推進

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、それに対する住民避難を軸とした総合的な対策及び比較的高い津波に対する海岸保全施設等の整備についての対策を進める。

市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平時の予防対策を定める。また、市は、県が策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2014」を策定し、ハード・ソフトの両面から地震・津波対策を推進してきた。引き続き、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、県が新たに策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき、前計画の後継となる「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定し、これまでの10年間の進捗を踏まえ、可能な限り被害の最小化を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進していく。

1 避難誘導体制の確保

(1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区の指定	市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。 (資料編(地震対策)2-4-9(1)①)

区 分	内 容
避難対象地区の指定	市長は、南海トラフ地震臨時情報発表時に避難の指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。 (資料編(地震対策)2-4-9(1)②)
津波避難場所、避難路の指定	津波避難場所とは、一時的に津波から避難する場所をいう。 市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための津波避難場所、避難路等の指定を行う。また、住民の避難のため、津波避難場所を指定する。 (資料編(津波対策)2-4-1(1))

(2) 平時に実施する災害予防措置

ア 避難誘導体制整備

市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、津波避難場所、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。また、防災対策や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

なお、特に市が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

- 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 津波からの避難誘導
- 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

イ 要避難地区における予防措置

要避難地区については次の予防措置を講ずる。

区 分	内 容
津波危険予想図	市は県と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。
避難方法等の周知	市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難の指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。
避難対策	(ア) 市長は、海岸、漁港の管理者と協議して、津波避難場所等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導体制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 (イ) 市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 (ウ) 市は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設の整備を管理者へ要望するとともに誘導のための標識板等の整備に努める。
南海トラフ地震臨時情報発表時	市長は、「南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ津波避難場所等へ避難する。」等、市民のとりべき行動について周知徹底に努める。

地震発生時	市長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。また、当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、津波避難タワー、津波避難ビル、高台等の津波避難場所等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。 指定津波避難ビルについては、資料編（津波対策）２－４－１（１）のとおり。
-------	---

２ 津波避難施設等の整備

市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、海拔５ｍ以下の沿岸部を津波対策の重点区域として位置付け、津波避難施設の整備等を実施する。

市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「焼津市地震・津波対策アクションプログラム２０１４」の後継となる「焼津市地震・津波対策アクションプログラム２０２３」に基づき下記の施設整備等を実施する。

なお、津波避難施設の整備に当たっては、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短期間で避難が可能となるよう努めるものとする。また、施設の安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善、市民への周知に努めるものとする。

市及び県は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。

区 分	内 容
津波標識の設置	（１）市内の指定津波避難ビル等津波避難場所に津波避難建物進入口表示シート、津波避難建物ＬＥＤ照明を設置し、周辺道路に避難路防災灯及び避難誘導標識を設置する。 （２）市内全域の電柱、案内標識、都市公園、市営住宅等に標高表示板を設置する。
津波避難施設の拡充	市内沿岸部を中心に津波避難施設を設置する。 （資料編（津波対策）２－４－２（１）） （１）津波の指定緊急避難場所・津波避難施設の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。 （２）津波の指定緊急避難場所・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。
津波避難施設等の整備	（１）市内コミュニティ防災センター等に手摺を設置する。 （２）市内小中学校に外階段を設置し、屋上避難場所を整備する。 （３）津波避難路を整備する。（避難路となる道路の拡幅、橋りょうの耐震化） （４）避難場所への避難ルートを２ルート以上確保する。
施設の質的強化	（１）津波を防ぐ施設に関して、液状化対策等を行い耐震性を確保する。 （２）津波が施設を乗り越えた場合でも、減災効果を発揮する粘り強い構造への改良を行う。 （３）管理施設については、定期的に点検を行うものとする。

※ 焼津市津波防災まちづくり計画における各事業については、資料編（津波対策）２－４－２（２）のとおり。

3 津波に強いまちづくり

- 津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- 地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。
- 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- 行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
- 最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- 県及び市は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。
- 国土交通省、静岡県と連携を図り、海岸堤防を粘り強い構造に改良するとともに、栃山川から大井川港までの間について、潮風グリーンウォークの整備を進めるものとする。

区 分	内 容
津波避難計画・防災地図等の整備促進	津波防災啓発活動として、防災地図、防災ガイドブック等を作成し、各世帯へ配布する。 津波避難計画や防災地図等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次地震被害想定を基に点検、見直しを促進する。 【津波災害警戒区域の指定があった場合】 市は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災地図等）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
適切な避難行動の周知徹底	市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。
市民への伝達手段の多重化・多様化	津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。 また、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。
津波災害警戒区域の指定があったときの実施事項	【市地域防災計画に定める事項】 （１）市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項につい

区 分	内 容
	て定めるものとする。 (ア) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 (ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
津波災害警戒区域の指定があったときの実施事項	(エ) 警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 (オ) (ア)～(エ)に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 (2) 市防災会議は、市地域防災計画において前項(エ)に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。 (3) 市防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、(1)(イ)の避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を(1)(ア)に掲げる事項として定めるものとする。 (4) 市防災会議は、市が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を(1)(イ)の避難施設に関する事項として定めるものとする。 【避難促進施設における避難確保計画の策定】 避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市長に報告するものとする。 (1) 津波発生時における避難促進施設の防災体制 (2) 津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 (4) 避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。
津波災害特別警戒区域の指定があったときの実施事項	県等は、津波災害特別警戒区域において特定開発行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限するものとする。 県等は、津波災害特別警戒区域において特定建築行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を規制するものとする。

4 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震対策特別措置法第5条第2項の規定による津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項について、次のように定める。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期
下小杉・藤守地区	津波避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度
一色地区	津波避難施設の整備事業	1箇所	平成29年度
高新田地区	津波避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度
利右衛門・飯淵地区	津波避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度
焼津漁港区域	津波避難施設の整備事業	4箇所	平成26～31年度

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の県、市及び防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。
なお、ここに定めないものについては「地震対策編」及び「共通対策編」に準ずる。

第1節 防災関係機関の活動

津波発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 焼津市

区分	内 容
焼津市災害対策本部	(1) 市長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、焼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。 (2) 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 (3) 本部長（市長）は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。
	組織及び所掌事務は、焼津市災害対策本部条例（昭和55年12月26日焼津市条例第34号）（資料編（共通対策）3-2-1⑤）及び焼津市災害対策本部等運営規程（昭和58年7月19日訓令甲第6号）（資料編（共通対策）3-2-1⑥）の定めるところによる。 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 (1) 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 (2) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 (3) 消防、水防その他の応急措置 (4) 被災者の救助、救護、その他の保護 (5) 施設及び設備の応急の復旧 (6) 防疫その他の保健衛生 (7) 避難の指示又は警戒区域の設定 (8) 緊急輸送の実施 (9) 「南海トラフ地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整 (10) 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 (11) 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 (12) 自主防災組織との連携及び指導 (13) ボランティアの受入れ
機関の措置 消防、水防	(1) 被害状況等の情報の収集と伝達 (2) 消火活動、水防活動及び救助活動 (3) 津波避難場所の安全確保及び避難路の確保 (4) 地域住民等の津波避難場所への誘導 (5) 危険区域からの避難の確認 (6) 自主防災組織との連携、指導、支援

2 消防機関

区 分	内 容
志太消防本部	焼津市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 (1) 被害状況等の情報の収集と伝達 (2) 消火・救急・救助活動 (3) 地域住民等への避難の指示の伝達

3 防災関係機関

防災関係機関が、災害応急対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 静岡県警察（焼津警察署）

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
静岡県警察（焼津警察署）	ア 情報の収集及び提供（県警ヘリコプターによる偵察を含む） イ 救出・救助 ウ 遺体の検視 エ 避難指示の伝達及び退去の確認並びに津波避難場所・避難所の安全確保及び秩序の維持 オ 警戒区域の防犯パトロール カ 社会秩序維持等のための取り締まり等 キ 交通路、避難路及び緊急交通路の確保

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監視
総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払い猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
農林水産省関東農政局	ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること イ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
	林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
国土交通省 中部地方整備局 （静岡河川事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）港湾施設対策等 （エ）営繕施設対策等 （オ）電気通信施設対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報
国土交通省 中部運輸局 （静岡運輸支局）	ア 陸上輸送に関すること （ア）緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置 （イ）県からの要請に対する車両等の調達のあっせん イ 海上輸送に関すること （ア）県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 （イ）県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。
気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報された時、気象庁本庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
海上保安庁 第三管区海上保安本部 （清水海上保安部）	ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保 ウ 船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 カ 海上における災害に係る救助・救急活動 キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(3) 指定公共機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社 (焼津郵便局)	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会(静岡放送局)	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した津波避難場所への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧
NTT西日本株式会社(静岡支店)、 株式会社NTTドコモ東海支社 (静岡支店)	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板の提供

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
岩谷産業株式会社、 アストモスエネルギー株式会社、 株式会社ジャパンガスエナジー、 ENEOSグローブ株式会社、 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 (焼津支店)、 福山通運株式会社 (焼津支店)、 佐川急便株式会社 (大井川営業所)、 ヤマト運輸株式会社 (大井川センター)、 西濃運輸株式会社 (藤枝支店)	緊急輸送車両の確保及び運行
中部電力株式会社、 中部電力パワーグリッド株式会社(藤枝営業所)	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
KDDI株式会社(静岡支店)、 ソフトバンク株式会社、 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂、 イオン株式会社、 ユニー株式会社、 株式会社セブン・イレブン・ジャパン、 株式会社ローソン、 株式会社ファミリーマート、 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

(4) 指定地方公共機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会、 一般社団法人静岡県歯科医師会、 公益社団法人静岡県薬剤師会、 公益社団法人静岡県看護協会、 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
東海ガス株式会社	ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県LPガス協会（藤枝地区会）	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
一般社団法人静岡県トラック協会（中部分室）、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会（志太榛原支部焼津地区）	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
土地改良区（大井川土地改良区）	ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力
一般社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

第2節 情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県、及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。詳細については、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応を参照のこと。

1 津波情報等の種類

（1）大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行なう。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。

(2) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

静岡県が属する津波予報区

津波予報区	区 域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

静岡県及び周辺の県が属する津波予報区を示した図



(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

情報の種類 発表内容	情報の種類 発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の情報 津波に関するその他の必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ >1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ >3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ >1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

エ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

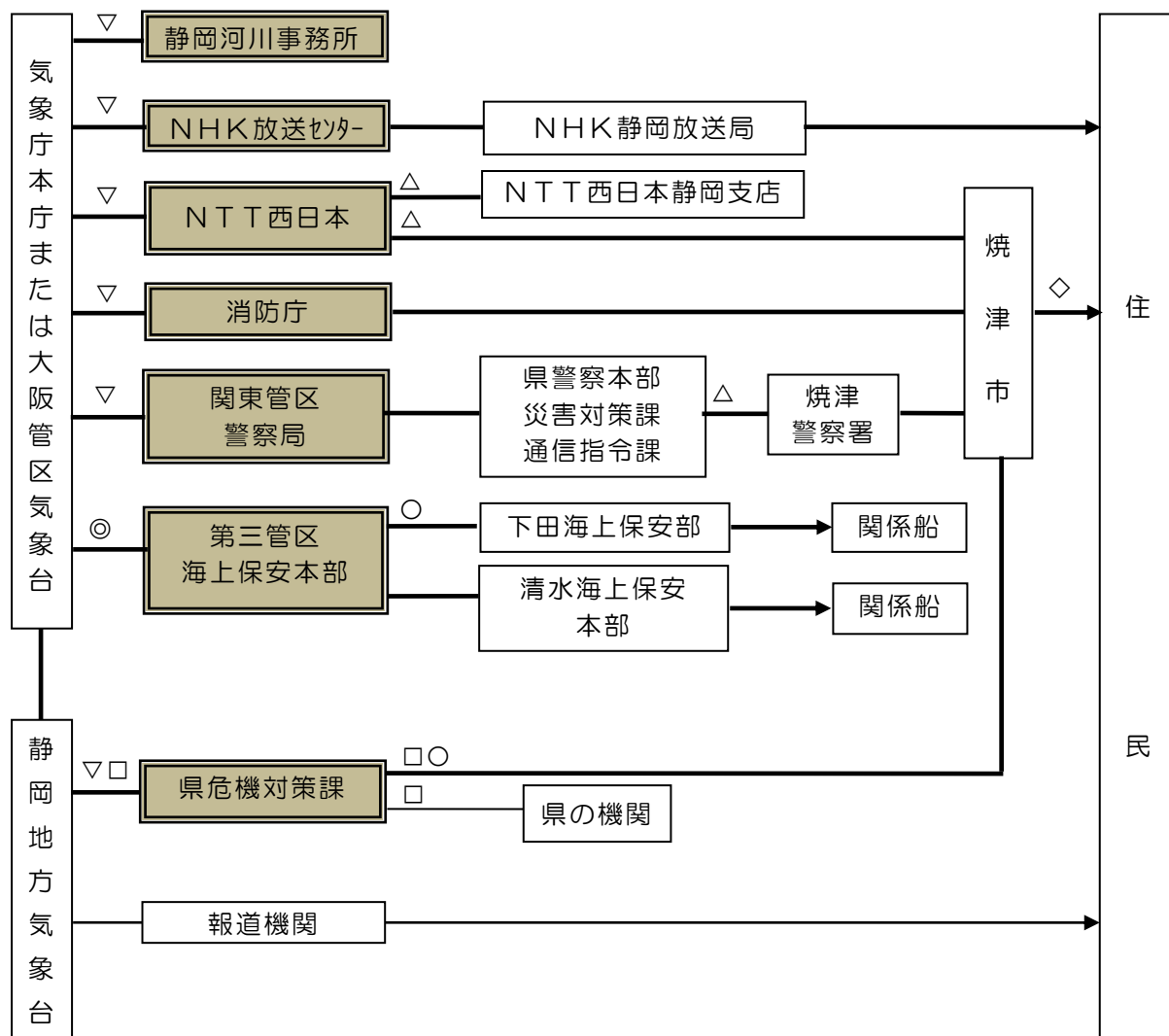
(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想 されるとき(津波に関するそ 他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災 対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面 変動が継続するとき(津波に 関するその他の情報に含め て発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いた め、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要であ る旨を発表

2 津波情報等の伝達系統図



—— 法令（気象業務法等）による通知系統
 —— 地域防災計画、行政協定による伝達系統

◎防災情報提供システム
 ○専用電話・FAX
 △加入電話・FAX
 ▽オンライン（アデス経由）
 □県防災行政無線
 ◇市防災行政無線

法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注）特別警報が発表された際に、県から市への通知、及び市から住民への周知の措置が義務づけられている。

津波注意報標識			津波警報標識		
標識の種類	標 識		標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音		鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒) (約6秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分) (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) (約2秒)(短声連点)

(注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は、
標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

沿岸市町一覧表（令和5年4月1日時点）

地域局	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表						沿岸市町	津波避難計画策定済の市町
賀 茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6
東 部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	◎伊豆市		5	5
中 部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4
西 部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6
計							21	21

(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。

2 □の市町は津波災害警戒区域の指定があった市町

3 ◎の市町は津波災害特別警戒区域の指定があった市町

第3節 広報活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。）

第4節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、市、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、市の水防計画の定めるところによる。

水防管理者及び水防管理団体の活動	(1) 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長の命を受けた職員は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。 なお、呼びかけを行った旨を焼津警察署長に通知する。 (2) 水防管理者又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 (3) 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。
水防活動の応援要請	(1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。 ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者若しくは消防長に対し応援を要請する。 イ 水防管理者は、必要があれば県に対し応援を求める。 ウ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、焼津警察署長に対して、警察官の出動を要請する。 (2) 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県中部方面本部を通じ県災害対策本部に対し自衛隊の派遣要請を要求する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 期間その他応援に必要な事項

2 人命の救出活動

実施主体	内 容
基本方針	(1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。 (2) 志太消防本部、県、焼津警察署及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。 (3) 市は救出活動に関する応援について県との調整を行う。 (4) 志太消防本部、市は、市域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。 (5) 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。 (6) 自衛隊の救出活動は「第6節 広域応援活動」の定めるところにより行う。
市、志太消防本部	(1) 志太消防本部消防職員を動員し負傷者等を救出する。 (2) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

第5節 避難活動

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

基本方針	(1) 津波災害発生時においては、要避難地区の市民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、迅速、的確な避難活動を行う必要があり、可能な限りの措置をとることにより住民等の生命、身体の安全確保に努める。 (2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。 (3) 避難対策の周知に当たっては、市民等においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。
------	---

(1) 情報・広報活動

区 分	内 容
情報活動	市、志太消防本部、県及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2節 情報活動」に準ずる。
広報活動	市、志太消防本部、県及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。
津波情報の入手	市民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、テレビ、ラジオ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

(2) 避難のための指示等

区 分	内 容
指示の基準	ア 市長は、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示を発令する。 イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。 ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示（以下、「指示」という。）の発令をする。この場合、知事はその旨を公示する。 エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。
指示の内容	避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項

区 分	内 容
指示の伝達方法	市長は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の自主防災組織等の責任者へ通報する。また、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、消防機関等の協力を得て住民等に伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(3) 津波からの避難対策

区 分	内 容
「津波注意報」が発表された場合	津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとるものとする。 ア 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市民等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、避難指示については、第5節 避難活動 1(2)「避難のための指示等」に準ずる。 イ 住民、漁業及び港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、テレビ・ラジオによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ウ 海水浴客、釣り及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。
「大津波警報」、「津波警報」が発表された場合	直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置をとる。
震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
津波注意報又は津波警報は未発表だが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 イ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビによる報道を聴取するものとする。 ウ 避難の指示等 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
遠地津波が発生した場合	ア 気象庁から発表される津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 イ 津波注意報または津波警報が発表された場合には、上記の必要な措置をとる。 ウ 住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。
住民等が実施する自衛措置	海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、津波避難場所等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。 海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。
近隣市町への避難	津波警報が気象庁により発表された場合などは、近隣市町の協力により、一時的に市外へ避難することができるものとする。

(4) 警戒区域の設定

区 分	内 容
設定の基準	ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。 ウ 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。 エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。
規制内容実施方法	ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の当該区域への立入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずる。 イ 市長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(5) 避難方法等

避難の方法	災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。 ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。 イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄の津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント）等）へ避難する。 ウ 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
避難状況の報告	ア 市は、自主防災組織及び津波避難場所の施設管理者等から直接に、又は焼津警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。 （ア）避難の経過に関する報告は危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 a 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。） b 上記事態に対し、応急的にとられた措置 c 市等に対する要請事項 （イ）避難の完了に関する報告は避難完了後、速やかに行う。 a 津波避難場所名 b 避難者数 c 必要な救助・保護の内容 d 市等に対する要請事項 イ 市は、避難状況について県へ報告する。

2 避難所の設置及び避難生活

基本方針	市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 避難所の運営に当たっては、避難所ごとにあらかじめ定めたルールやマニュアル、「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。
------	--

(1) 避難所の設置及び避難生活

区 分	内 容
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。(資料編(地震対策)5-7-2(2))
設置場所	ア 津波等の危険のない地域に設置する。 イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 (ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物 (イ) あらかじめ協定した民間の建築物 (ウ) 学校施設等に設置する小屋又はテント等(自主防災組織等が設置するものを含む。) ウ 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。 オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 カ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。
福祉避難所	ア 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、要配慮者の特性に応じた社会福祉施設等を福祉避難所として確保するように努める。 (資料編(共通対策)3-7-3②) イ 福祉避難所の運営は、「焼津市福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき行うものとし、円滑な運営を行えるよう定期的に訓練を実施するものとする。 ウ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、福祉避難所の目的やルールを周知するものとする。 エ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・機材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業所等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。
2次的避難所	ア 2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 イ 市及び県は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ウ 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。
設置期間	市長は、津波情報等による災害発生危険、住宅の応急修理の状況及び応急建設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。
避難所の運営	ア 自主防災組織の会長及び班長等から避難所責任者を定め、避難所である学校等施設の管理者の協力を得て、自主防災組織等による自主的な避難所の運営に努める。 イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、女性の参画の推進を図るとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 エ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。 オ 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。 カ 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。

区 分	内 容
避難所の運営	キ 生活環境の激変に伴い被災者が心身に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じた救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
そ の 他	災害救助法に基づく市の実施事項は、「共通対策編」による。

第6節 広域応援活動

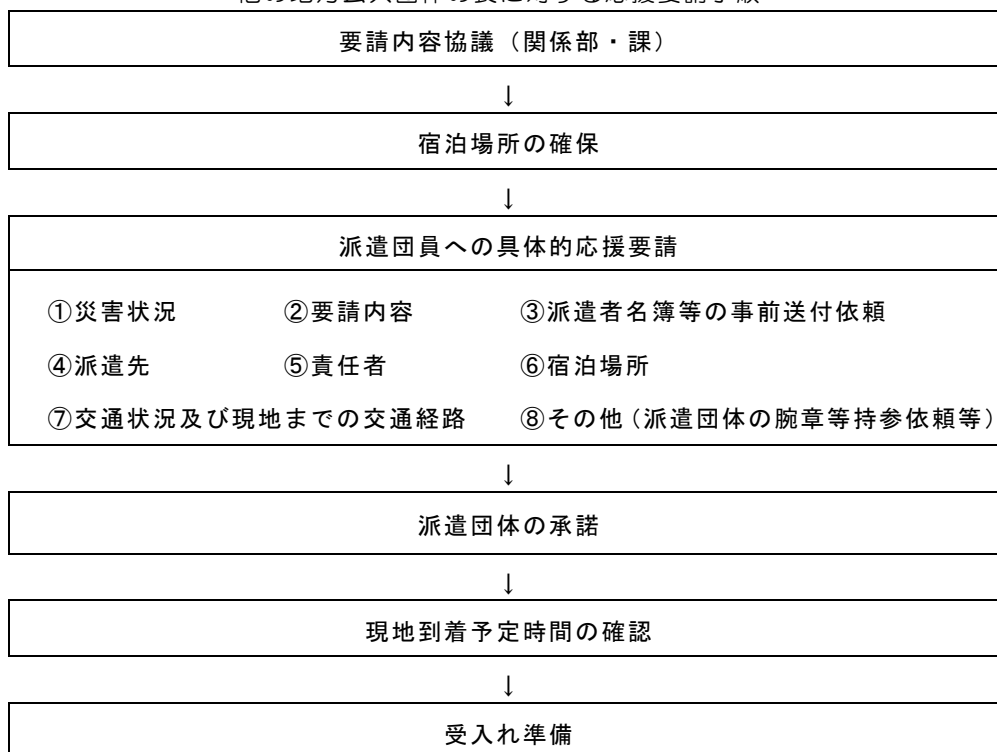
広域激甚な災害に対応するための県、警察、他の市町、自衛隊等の応援要請の概要を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 行政機関及び民間団体の応援活動

区 分	内 容	
県に対する応援要請等	市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは県に対し次の事項を示し応援、又は災害応急対策の実施を要請する。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等 (3) 応援を必要とする場所 (4) 応援を必要とする期間 (5) その他応援に関し必要な事項	
指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請	(1) 市長は、災害応急対策等のため、必要があると認めたときは、県に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請を行う。 (2) 市長は、災害応急対策等のため必要があると認めたときは、県に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あつせんを求める。	
民間団体等に対する応援要請	応援協力要請の対象となる民間団体等	市長は、次の団体に対し直接又は県を通じて応援の要請を行う。 (1) 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団 (2) 大学、高校、専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒 (3) あらかじめ協定を締結した団体等
	応援協力要請の時期及び要請事項	本部長は、災害時応急対策を実施するため必要があると認めたとき、次の事項を示して応援を要請する。 (1) 応援協力を要請する人員 (2) 食料、生活必需品、応急資機材等の提供 (3) 作業内容及び集合場所 (4) 応援を要請する期間 (5) その他、応援協力要請に関し必要な事項
	応援の受入れ等	応援の受入れ等については、「共通対策編」に準ずる。
区 分	内 容	
他の市町長に対する応援要請	市長は、焼津市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めたときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。また、「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市長は、県が行う市間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。 本市における災害時の相互応援に関する協定締結状況は、近隣4市2町及び県外2都市間において締結している。(資料編(共通対策)3-9-2①)	
応援要員の受入れ体制	防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。	

他の地方公共団体の長に対する応援要請手順



2 自衛隊の支援

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し自衛隊派遣に必要な事項を明示した要請書により自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。

（１）派遣要請の要求

区 分	内 容
派遣要請の 要求事項	ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ 道路又は水路の確保の措置 キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援 コ 防災要員等の輸送 サ 連絡幹部の派遣 シ その他本部長が必要と認める事項
区 分	内 容
派遣要請の 要求手続	知事に対する要求は、県災害対策本部の中部方面本部長を経由し、下記のア～エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等及び口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。 ア 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 知事への要求が出来ない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第３４普通科連隊長又は、最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

(2) 自衛隊との連絡

区 分	内 容																		
情報交換	市長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあっては静浜基地第11飛行教育団と密接な情報交換を行う。																		
	<table><tr><th rowspan="2">機 関 名</th><th rowspan="2">電 話 番 号</th><th colspan="2">県防災行政無線</th></tr><tr><th>音 声</th><th>F A X</th></tr><tr><td>陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科</td><td>0550-89-1310</td><td>地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000</td><td>地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001</td></tr><tr><td>海上自衛隊 横須賀地方総監部</td><td>046-822-3500</td><td>衛星系 8-156-9001</td><td>衛星系 8-156-8001</td></tr><tr><td>航空自衛隊 第11飛行教育団(静浜 基地)</td><td>054-622-1234</td><td>地上系 5-154-9001 衛星系 8-154-9001</td><td>地上系 5-154-8001 衛星系 8-154-8001</td></tr></table>	機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001	海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001	航空自衛隊 第11飛行教育団(静浜 基地)	054-622-1234	地上系 5-154-9001 衛星系 8-154-9001	地上系 5-154-8001 衛星系 8-154-8001
	機 関 名			電 話 番 号	県防災行政無線														
		音 声	F A X																
	陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001															
	海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001															
航空自衛隊 第11飛行教育団(静浜 基地)	054-622-1234	地上系 5-154-9001 衛星系 8-154-9001	地上系 5-154-8001 衛星系 8-154-8001																

(3) 受入れ体制・撤収要請・経費区分

区 分	内 容
災害派遣部隊 の受入れ体制	ア 市長は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 イ 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。 ウ 市長は、作業の実施に必要な物資、資機材の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより県へ物資、資機材の調達を要請するものとする。 エ 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。 オ 市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。
災害派遣部隊 の撤収	市長は、県災害対策本部の中部方面本部当及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、知事に対して派遣部隊の撤収を要請する。
経費の 負担区分	自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は、原則として市が負担するものとする。

3 海上保安庁の支援

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。

(1) 支援要請

区 分	内 容
支援要請事項	ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 船舶を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、災害対策本部が行う災害応急対策の支援

区 分	内 容
支援要請手続	知事に対する依頼は、県災害対策本部の中部方面本部長を経由し、下記ア～エの事項を明示した要請書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となる事項 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

第 7 節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う防疫活動について、市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

防疫活動

実施主体	内 容
市	(1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。 (2) 津波浸水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。 (3) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第31条に基づき、知事が市に対して生活用水を制限又は禁止すべきことをその管理者に命じた場合、市民に対し生活用水の供給を行う。 (4) 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。 (5) 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
市民及び 自主防災組織	飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第 8 節 市有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

公共施設等

区 分	内 容
河川及び 海岸保全施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 施設管理者は、パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作 施設管理者は、津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

河川及び 海岸保全施設	応急措置の実施、 2次災害の防止	施設管理者は、従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、 応急復旧工事の実施	市は、施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	住民への連絡	市は、避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
港湾及び 漁港施設等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	施設管理者は、パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設占有者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	応急措置の実施、 2次災害の防止	施設管理者は、危険箇所の立ち入り禁止措置等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送岸壁の確保、 資機材の確保、応急 復旧工事の実施	施設管理者は、緊急輸送岸壁の早期確保を最優先する。また、港湾及び漁港施設占有者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。 市は、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。
工事中の公共 施設、建築物、 その他	施設管理者は、津波の危険のある地域においては工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。	

(復旧・復興については、共通対策編 第4章「復旧・復興対策」によるものとする。)

風水害対策編

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 過去の顕著な災害	1
第2節 予想される災害と地域	2
1 風水害	2
2 高潮、高波	2
3 土石流、地すべり、がけ崩れ	2

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	3
第1節 河川災害予防計画	3
1 河川の現況	3
2 河川の治水対策	3
3 水防に関する施設及び設備	3
4 浸水想定区域の指定	3
5 浸水想定区域の指定に伴う実施事項	4
6 連携体制の構築	5
第2節 建設海岸災害防除計画	5
1 海岸の特徴	5
2 計画	5
3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等	5
第3節 港湾・漁港海岸災害防除計画	6
第4節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画	6
1 基本方針	6
2 主要道路の整備	6
3 生活道路の整備	7
4 道路環境の整備	7
5 橋りょうの改良	7
6 鉄道	7
第5節 土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による土砂災害防除計画	7
1 土砂災害ハード対策（砂防事業）	7
2 土砂災害のハード対策（地すべり対策事業）	8
3 土砂災害のハード対策（急傾斜地崩壊対策事業）	8
4 土砂災害関連の土地利用規制	8
5 市の助成	9
6 土砂災害のソフト対策	9
第6節 山地災害防除計画	11
1 本市の山地災害対策	11
2 総合的な対策	11
第7節 林道災害防除計画	12
1 現況	12
2 既設林道	12
第8節 農地災害防除計画	12
1 現況	12
2 農業振興地域の状況	12
3 既設農道の延長	12
第9節 倒木被害防除計画	12
第10節 盛土災害防除計画	12
第11節 避難情報の事前準備計画	13
1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	13
2 住民への周知・意識啓発	13
第12節 避難誘導体制の整備計画	14
第13節 防災知識の普及計画	14
第14節 自主防災活動	15

発	災	後	頁
第3章	災害	応急対策計画	16
第1節	指定水防	管理団体、水防機関	16
1	指定水防	管理団体	16
2	水防	機関	16
第2節	水防管理	団体の水防計画	16
第3節	水防組織	及び非常配備体制	17
第4節	水防上	重要な水こう門等	17
第5節	河川・海岸	注意箇所	17
第6節	水防に	関する予警報	17
1	水防活動	の気象注意報・気象警報等	17
2	洪水	予報	17
3	水防	警報	18
4	氾濫危険	水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報	18
5	雨水出水	特別警戒水位の水位到達情報	18
6	高潮特別	警戒水位の水位到達情報	18
7	道路の	通行規制に関する情報	19
第7節	情報	収集・伝達	19
第8節	広報	活動	19
第9節	水防	信号及び水防標識	19
1	水防	信号	19
2	水防	標識	20
第10節	避難の	ための立退	20
第11節	水防	倉庫及び資材一覧表	20

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、焼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、焼津市及び防災機関が行うべき焼津市の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾・漁港海岸保全災害防除計画、道路・橋りょう・鉄道災害防除計画、砂防、地すべり、急傾斜地災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導体制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、市の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

本市で発生した風水害のほとんどは、6月から7月の梅雨前線及び8月から10月の台風によるものであり、過去においては、昭和49年7月7日の豪雨や昭和57年9月12日の台風、平成16年6月30日の豪雨、令和元年10月12日の台風、令和4年9月23日の台風では市内に被害が発生している。そして近年の気候変動に伴い、大雨や短時間強雨の増加等により、未改修の中小河川や河口付近など局地的地域での水害が発生する傾向にある。

市内のほとんどの河川は勾配が緩やかで最下流部に位置し、潮位の影響を受けやすい感潮河川となっていることから、排水不良による内水氾濫が発生する可能性を有している。また、市街化による都市型水害等の新たな災害が発生する可能性を有している。

災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、改修済みの河川であっても災害が発生する可能性があるものとして、想定を超える大雨への備えが必要である。

なお、令和5年9月に、高草川水系、瀬戸川水系、小石川水系、栃山川水系、志太田中川水系の流域治水プロジェクトが公表され、令和6年6月には石脇・高草川、小石川・黒石川、栃山川・木屋川・成案寺川の水災害対策プランも公表されたことから、今後、事業の実施により、治水安全度の向上が見込まれる。

（資料編（風水害対策）1－1）

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

地 域	特 徴
北部地区 (東益津、大村)	東益津地区の国道150号より海側については、低地になっており、瀬戸川が感潮河川で天井川となっているため、排水しにくく、内水氾濫の危険性を有する。 東益津地区の国道150号より山側については、山地域の雨水が集中し、未改修である高草川から溢水し、浸水する危険性を有する。 なお、高草川水系、瀬戸川水系流域治水プロジェクト、石脇川・高草川水災害対策プランに基づく、河川改修や遊水地、雨水貯留施設などの整備により、治水安全度の向上が見込まれる。 また、大村地区の朝比奈川と瀬戸川に挟まれた箇所は、土地区画整理事業による地盤の嵩上げや河川改修の結果、従前よりは浸水の危険性は低くなっているが梅田川周辺においては、都市型水害等が発生する可能性を有する。
中部地区 (焼津、小川、豊田)	焼津地区、小川地区の国道150号より海側については、都市下水路等の整備により治水安全度は向上しているものの、潮位の影響による排水不良により、浸水する危険性を有する。 豊田地区については、市街化が進み、保水能力が低下していることから、都市型水害等が発生する可能性を有する。 なお、栃山川水系流域治水プロジェクト、小石川・黒石川、栃山川・木屋川・成案寺川水災害対策プランに基づく河川改修や雨水貯留施設などの整備により、治水安全度の向上が見込まれる。
南部地区 (港、和田、大富)	港、和田地区においては、栃山川、木屋川が感潮河川であることから、潮位の影響による排水不良により、浸水する危険性を有する。 なお、栃山川水系流域治水プロジェクト、小石川・黒石川、栃山川・木屋川・成案寺川水災害対策プランに基づく河川改修や雨水貯留施設などの整備により、治水安全度の向上が見込まれる。
大井川地区	大井川地区は、水田が広範囲に分布し保水能力を有しているが、未改修の中小河川があることから、梅雨前線及び台風のもたらす大雨により、中小河川の氾濫の危険性を有する。 なお、志太田中川水系流域治水プロジェクト、「志太田中川水系河川整備計画」に基づく河川改修等により、治水安全度の向上が見込まれる。

2 高潮、高波

本市は、駿河湾に面し、15.5kmの海岸線を有していることから、台風、低気圧等による高潮、高波の影響を受けやすいため、沿岸部においては、浸水等の被害が懸念される。

また、河川の下流部についても、高潮の影響を受けやすいことから、浸水等の被害が懸念される。

3 土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

市北部の山間部は、急峻な地形となっており、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等の危険性を有している。この地域には、砂防三法指定区域として砂防指定地が13箇所（内、面指定1箇所）、地すべり防止区域が2箇所（国土交通省所管及び農林水産省所管）、急傾斜地崩壊危険区域が29箇所ある。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域が90箇所指定されており、大雨、地震等への十分な警戒が必要である。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市は、津波、高潮、出水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、津波、高潮、出水、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第1節 河川災害予防計画

1 河川の現況

近年、宅地等の開発により土地の保水・遊水機能が低下したことによって、水害の危険性が高まっている。

現在の河川の整備状況は、一級河川大井川では、堤防整備は完了しており、河口部における堆積土砂の掘削や一部の堤防における水衝部の洗掘対策及び漏水対策等が行われている。また、二級河川では、瀬戸川、朝比奈川、梅田川、栃山川、石脇川の河川改修が促進され、安全性の向上が図られているが、他の二級河川については、改修が進んでいない。準用河川及び普通河川についても、整備水準は高い状況にはない。

2 河川の治水対策

一級河川及び二級河川については、管理者である国、県に対し、河川改修の促進を積極的に働きかける。

準用河川については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等を推進する。普通河川については、流下能力向上のために道路改良事業、公共下水道事業等の他事業との調整を図り計画的に整備を推進する。

流域の適正な土地利用の誘導を含め、総合的な治水対策を推進する。志太地域流域治水協議会の各河川流域において策定する計画に基づいた対策を着実に進め、浸水被害の軽減に努める。

3 水防に関する施設及び設備

雨量・水位等観測施設及びカメラ画像等に関する水防監視システム整備や道路の冠水センサーの整備を推進する。

4 浸水想定区域の指定

国・県は、洪水予報河川又は水位周知河川、及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表する。

知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

5 浸水想定区域の指定に伴う実施事項

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節3を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、焼津市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法（水防法第15条第1項第1号）、避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

市は、地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- （1）地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
- （2）要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
- （3）大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

ア 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

イ 市長は、上記指示を受けたにもかかわらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

エ 市長は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、報告を受けたときは当該施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いた時は、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

市長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。（資料編（風水害対策）2-1-4①、②）

6 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第2節 建設海岸災害防除計画

1 海岸の特徴

本市の海岸線は、大井川からの流下土砂の減少等により田尻北から利右衛門にかけての海岸の侵食が著しい状況にある。大崩海岸においても侵食が激しく、岩盤は風化により崩れることがあり、自然景観を保全しつつ、海岸の侵食防止と県道静岡焼津線の交通確保を図る必要がある。

海岸堤防は、高潮・津波対策として栃山川以北はT.P.+8.2m、栃山川以南はT.P.+6.2mの高さで整備されており、第4次地震被害想定による最大想定地震・津波に対しての粘り強い構造への改良を進めている。

2 計画

海岸の侵食防止、高潮・津波被害の防止の対策、津波対策として海岸堤防の粘り強い構造への改良を国、県に働きかける。

また、大崩海岸は自然景観を保全しつつ海岸線の侵食や岩盤の風化による崩壊を防止するよう県に働きかける。

なお、災害時に備えて情報の提供や警戒避難体制の確立に努めるものとする。

3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等

県は、高潮により相当な損害が生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節5のとおり。

市は、県が高潮浸水想定区域を指定した場合は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第3節 港湾・漁港海岸災害防除計画

大井川港海岸は、大井川河口部左岸に位置し、飯淵地区と利右衛門地区からなる海岸で、飯淵地区は堤防を整備し海岸を保全すると共に、侵食傾向にある利右衛門地区は防潮堤や離岸堤を整備し海浜の維持を実施している。また、県内中西部の物流活動の要衝となっている大井川港には、救援活動に従事する船舶の接岸施設として、十分な耐震性を有する耐震強化岸壁2バース（-5.5m、-6.5m）が整備されている。

（資料編（風水害対策）2-3-1①）

大井川港港湾管理者（市）は、既存の海岸堤防や防潮堤等の施設点検を実施し維持保全に努めると共に、港湾背後地への安全性の確保を図る。また、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、市は、官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げや貨物の固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

焼津漁港海岸は、大井川の流出土砂により形成された大井川扇状地に位置し、長く連続した砂礫浜の石津浜海岸、及び瀬戸川と虚空蔵山との間に形成する浜当目海岸と、背後に焼津の市街地を控え静岡県内の漁業活動の拠点となっている焼津漁港からなる海岸である。

侵食傾向にある浜当目地区は、県が離岸堤並びに護岸を設置して海浜の維持を図っている。中港から小川地区は、県が防潮堤（耐震構造）を建設し、焼津漁港には救援活動に従事する船舶の接岸施設として、十分な耐震性を有する耐震強化岸壁を整備した。（資料編（風水害対策）2-3-1②、③）

第4節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画

1 基本方針

各種道路の防災性の確保を図り、災害時の避難路としての役割向上と緊急車両通行に支障のないように配慮する。また、市役所をはじめ救急指定病院、消防防災センター・消防署（分署）、防災関係機関、その他公共公益施設等との連絡路としての役割にも配慮する。

2 主要道路の整備

都市計画道路並びに1級・2級の市道については点検を実施し、道路・橋りょう等の安全性の確保と、災害時における避難路及び緊急車両・輸送車両等の通行のため有効な幅員を確保する。また、がけ崩れ等の土砂災害からの保全を図る。

3 生活道路の整備

生活道路は、一時的な避難路及び避難路へ接続する道路として、防災対策や安全対策等に配慮し、狭隘道路の解消に努め、避難しやすい安全性を確保した構造の道路として整備する。

4 道路環境の整備

災害に強い道路環境を創出するために、次の項目について整備を実施する。

- (1) 道路の拡幅及び緑化（延焼遮断帯としての効果）
- (2) 道路標識・避難地の標識の改良（避難活動への効果）
- (3) 駐車場の確保（路上駐車を無くし、災害活動への効果）
- (4) 駐輪場の確保（放置自転車、放置バイクを無くし、災害活動・避難活動への効果）

5 橋りょうの改良

橋りょうの点検を実施し、防災対策上、安全性に配慮した橋りょうの補強を推進する。

6 鉄道

鉄道事業者は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。

7 水害対策の強化

市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立化が長期化しないよう、洗掘防止や河川改修等に併せて橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第5節 土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による土砂災害防除計画

1 土砂災害ハード対策（砂防事業）

県は、土石流が発生するおそれのある渓流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防施設の整備を実施する。

(1) 砂防事業

砂防えん堤、渓流保全工事等の砂防施設の整備を計画的に実施する。

(2) 現況

高草山一帯には、砂防指定地が13箇所（内、面指定1箇所）ある。

本市の指定地は、資料編（風水害対策）2-5-1①のとおりである。

(3) 対策

ア 国や県と連携を密接にしながら、砂防指定地の拡大や土石流の危険箇所の防災対策を促進していく。

イ 災害時に備えて情報の提供や警戒避難体制の確立に努める。

2 土砂災害のハード対策（地すべり対策事業）

県は、地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

（１）地すべり対策事業

地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。

（２）現況

高草山一帯には、地すべり防止区域が２箇所ある。

本市の指定地は、資料編（風水害対策）２－５－２のとおりである。

（３）対策

ア 国や県と連携を密接にしながら、地すべり防止区域の防災対策を促進していく。

イ 災害時に備えて情報の提供や警戒避難体制の確立に努める。

3 土砂災害のハード対策（急傾斜地崩壊対策事業）

県は、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

（１）急傾斜地崩壊対策事業

法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。

（２）災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

（３）現況

高草山一帯は、30度以上の急斜面が多く、山裾には住居が多く位置しているため崩壊による災害の危険性がある。そこで、急傾斜地の崩壊を防止するために、急傾斜地崩壊危険区域を29箇所指定し、急傾斜地の崩壊防止工事を促進する。

本市の急傾斜地崩壊危険区域一覧は、資料編（風水害対策）２－５－３（３）のとおり。

（４）対策事業の区域指定基準

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策事業並びに緊急急傾斜地崩壊対策事業を実施するための区域指定基準は、資料編（風水害対策）２－５－３（４）のとおり。

4 土砂災害関連の土地利用規制

ア 砂防指定地の指定（砂防法）

治水上砂防のため、砂防設備を要する又は一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地であり、指定地内では、工作物の設置、立竹木の伐採等の有害行為を取締り、土地の掘削等による形状変更、防災措置の勧告、改善措置の命令等を行うことになっている。

イ 地すべり防止区域の指定（地すべり等防止法）

地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地であり、区域内では、地下水の誘致、工作物の設置、防災措置の勧告、改善措置の命令等を行うことになっている。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

急傾斜地に対し災害を予防し積極的に防災工事を実施していく上でも、県知事の急傾斜地崩壊危険区域の指定が前提条件となる。

急傾斜地の崩壊により人家の倒壊等著しい被害のあったところ、又は著しい被害を及ぼす恐れのある

ところは優先して区域指定を受け、その他の危険箇所においても危険度や地域の実情等を考慮のうえ、極力指定の促進を図らなければならない。

指定区域内では、水の放流、工作物の設置、立竹木の伐採等の有害行為を取り締り、防災措置の勧告、改善措置の命令等を行うことになっている。

エ 災害危険区域の指定（建築基準法）

急傾斜地崩壊危険区域の指定された区域又は静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域内の住居の用に供する建築物は、原則的に禁止されている。本市の災害危険区域指定箇所は、資料編（風水対策）2-5-3（5）のとおり。

オ 宅地造成工事規制区域の指定（宅地造成等規制法）

がけ崩れ、土砂流出等の恐れのある危険住宅の造成の防止と危険な既存住宅の改善指導を行っているが、区域内で一定の宅地造成工事を行う場合は知事の許可が必要で、擁壁あるいはがけ面等が危険な状態になった場合は、勧告、改善命令等を発して危険を除去することになっている。

カ 都市計画区域（都市計画法、建築基準法）

都市計画区域内において、建築物の用に供する目的で一定規模以上の開発行為をする場合、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）を含む開発行為は許可されない。また、がけに近接する危険宅地に建築物を建設する場合には、がけの形状、土質、建築物の位置、規模及び構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない等の急傾斜地に対する規制もある。

キ がけ付近の建築物の建築制限

静岡県建築基準条例第10条の規定により、がけの高さが2メートルをこえるがけの下端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設ける等しなければならない。

5 市の助成

がけ地近接等危険住宅移転事業については、がけ地の崩壊及び土石流による危険が著しいため、建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域内の住宅、静岡県建築基準条例第10条の規定に基づくがけの高さが2メートルを越えるがけの下端からの水平距離が、がけの高さの2倍以内の位置にある不適格建築物（危険住宅）、土砂災害特別警戒区域内の住宅の除去等に要する経費並びに危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費に対して、市は補助金を交付するものである。

6 土砂災害のソフト対策

（1）土砂災害警戒区域等の指定、公表

県は、土砂災害（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊（がけ崩れ））から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある場所について「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。また、県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。

（2）土砂災害特別警戒区域における規制等

県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。また、市は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

（3）土砂災害防止法に基づき定める事項

市は、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害警戒区域に関する情報

土砂災害警戒区域（資料編（風水害対策）2-5-4①、②）における警戒避難体制については、焼津市避難情報の判断・伝達マニュアルに定める。

イ 土砂災害に関する情報及び予警報の伝達等

市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定し、住民等が発令に対応した防災活動等が適切に行えるよう、必要な情報を住民等へ伝達する。（風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「情報収集・伝達」に準ずる。）

市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

ウ 土砂災害緊急情報の提供と活用

国土交通省では、「特に高度な専門的知識及び技術を要する自然現象（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）」で重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県では、「地滑り」による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市に提供する。市長は、土砂災害緊急情報が提供された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定し、住民等が発令に対応した防災活動等が適切に行えるよう、必要な情報を住民等へ伝達する。

エ 避難施設

避難施設（避難所）は、資料編（共通対策）3-7-3①のとおり定める。

オ 土砂災害に対する防災訓練の実施

市は、県と連携して、土砂災害に対する防災訓練を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

カ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地

資料編（風水害対策）2-5-4③のとおり。

キ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報及び予警報の伝達等

上記要配慮者利用施設に対しては、土砂災害警戒情報の発表及び避難指示の発令の前に、避難準備が必要な旨を電話、又はFAXにより伝達する。避難が間に合わない場合には、垂直避難により安全を確保することを直接施設に対して伝達する。

ク 救助に関する事項

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。）

（4）要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

ア 土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

イ 市長は、上記指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

エ 市長は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、当該施設の

所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言または勧告をすることができる。

(5) 住民への周知

市長は、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

(6) 避難指示等の解除

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

(7) 事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(8) 土砂災害警戒区域等の周知

県は、インターネットによる土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

第6節 山地災害防除計画

治山事業は、災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全等を目的として、森林の維持造成を実施するものである。本市では、高草山麓一帯が山地災害危険地区として山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区とされており、土砂災害を防止する施設の設置が必要である。

1 本市の山地災害対策

- (1) 山腹崩壊危険地区等の治山事業の促進を図る。
- (2) 県に対しても治山事業の促進を図るよう要請を行う。

2 総合的な対策

山地災害危険地区、地すべり防止区域における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

また、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

本市におけるそれぞれの山地災害危険地区は、資料編（風水害対策）2-6-1のとおりである。

第7節 林道災害防除計画

1 現況

民有林の造林育成管理及び山地荒廃の予防監視として林道廻沢線が整備されているが、雨水及び地質風化等による自然崩壊が見られる。常に路面、路肩の損傷部分の改修、および補強等必要な措置を行い、危険箇所等の点検を実施しながら維持管理を図る。

2 既設林道

既設林道の延長は、資料編（風水害対策）2-7-2のとおり。

第8節 農地災害防除計画

1 現況

本市は、静岡県の中部に位置し、その区域は志太平野の北東部を占めている。生産基盤である土地基盤整備（農道・排水路）、特に水路の改良に重点がおかれているが、農地の災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る為、整備が必要である。

排水河川の変化及び地目変化など他動的原因により排水不良となった排水路、排水水門等の新設又は改修を行い、たん水被害を未然に防止する。

2 農業振興地域の状況

資料編（風水害対策）2-8-2のとおり。

3 既設農道の延長

資料編（風水害対策）2-8-3のとおり。

第9節 倒木被害防除計画

県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、県及び市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第10節 盛土災害防除計画

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、

崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

また、市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。

また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第 1 1 節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを基に、住民への周知及び意識啓発に努めるものとする。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難指示等の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 県及び市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難場所への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けるこ

とであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (3) 県及び市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等による避難行動計画作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第12節 避難誘導体制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、土砂災害防災訓練等の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを基に、住民への周知に努める。

第13節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市は、県、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- (1) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめた洪水ハザードマップ（ガイドブック含む）の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- (2) 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、土砂災害ハザードマップを住民に配布するとともに、引き続き、土砂災害に対する防災訓練を通じて住民等に周知するものとする。
- (3) 高潮については、今後、県で作成する浸水想定区域図を踏まえ、ハザードマップ等の作成を行い、住民等に周知するものとする。

第 1 4 節 自主防災活動

（共通対策編 第2章 災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の防災活動」に準ずる。）

第3章 災害応急対策計画

この計画は、水防法に基づき、河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」及び「焼津市水防計画書」によるものとする。

第1節 指定水防管理団体、水防機関

1 指定水防管理団体

指定水防管理団体とは、「水防法」第4条の規定により水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体で、知事の指定した市町又は組合をいう。

指定水防管理団体は毎年水防訓練を実施し、又、当該団体の水防協議会を設置する場合には当該水防協議会に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

当該団体の水防協議会を設置しない場合には、当該団体である市の防災会議に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

管理団体名	主要河川・海岸名
焼津市	大井川、瀬戸川、栃山川、志太田中川、焼津海岸

(平成23年4月1日付け静岡県告示第340号)

2 水防機関

水防業務を処理する水防の機関は消防機関及び水防団をもって充てる。

第2節 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防計画は、市町地域防災計画においておおむね次の事項について定めるものとする。

- (1) 水防組織
- (2) 重要水防箇所
- (3) 通信連絡
 - ア 水防区（土木事務所）と水防管理者間の連絡（電話番号、連絡責任者）
 - イ 水防管理者と各機関（消防団、水防団）
 - ウ 上下流水防管理者との連絡
- (4) 非常配備
- (5) 水防信号及び水防標識
 - ア 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、次のとおりである。

 - （ア）信号は、適當の時間継続する。
 - （イ）必要があるときは、半鐘、サイレン信号を併用する。
 - （ウ）上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること
- (6) 避難のための立退

危険箇所に対する避難箇所の具体的な明示、避難指示者及び責任者
- (7) 水防倉庫及び資材一覧表

第3節 水防組織及び非常配備体制

水防管理者（市長）は、洪水等の水害が発生するおそれのある場合、消防防災センター内に焼津市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織内に入る。

水防組織及び非常配備体制は、資料編（風水害対策）3-3-1 ①～③のとおり。

焼津市災害対策本部の設置及び任務については、共通対策編 第3章 第2節「組織計画」に準ずる。

第4節 水防上重要な水こう門等

水こう門等の管理人は、常にその当該施設が十分その機能が発揮できるよう努めるとともに水防時には適正操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。（資料編（風水害対策）3-4-1）

第5節 河川・海岸注意箇所

市内河川・海岸で特に水防上、警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料編（風水害対策）3-5-1のとおり。

第6節 水防に関する予警報

1 水防活動の気象注意報・気象警報等

静岡地方気象台から発表される大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報並びに気象庁から発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報をもって代えるものとし、これを受領したとき知事は、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。

2 洪水予報

- （1）流域面積の大きい河川で、洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通省又は県が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同して洪水予報を発表する。
- （2）国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同で洪水予報を発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。
- （3）洪水予報の発表基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は、その水位を超える洪水となることが予想されるときとし、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同で洪水注意報、洪水警報を洪水による危険がなくなつたと認められるまでの間、発表する。洪水予報河川及び区域は、次のとおりである。

【国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報】

河 川 名	区 域
大 井 川	左岸 静岡県島田市鶴網字孫作三十四番三地先から海まで
	右岸 静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで

【静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報】

水 系 名	河川名	区 域
瀬戸川水系	瀬 戸 川	左岸 静岡県藤枝市音羽町二丁目地先金吹橋から海まで
		右岸 静岡県藤枝市堀之内一丁目地先金吹橋から海まで

水系名	河川名	区 域
瀬戸川水系	朝比奈川	左岸 静岡県藤枝市岡部町岡部地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで
		右岸 静岡県藤枝市仮宿地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで

3 水防警報

- (1) 洪水、津波又は高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川又は海岸として国土交通省又は県が指定した河川又は海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して国土交通省又は県が水防警報を発表する。
- (2) 国土交通省が水防警報を発表した場合、又は県が発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。
- (3) 水防警報の発令期基準は、対象水位観測所の水位が定められた氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。
- (4) 市は、水防警報を受け、必要に応じパトロール等を強化し、被害情報等の周知を図る。
詳細については「焼津市水防計画書」による。

4 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報

- (1) 洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、県は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）という基準を定め、この水位に達したときに、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。
- (2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市町の避難の目安となる水位である。
- (3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報河川及び区域は、次のとおりである。

【静岡県知事が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報】

河川名	区 域		区域延長
瀬戸川	支川 (葉梨川)	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで 右岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで	5,550m
栃山川	幹川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点～海まで 右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点～海まで	9,800m
	支川 (木屋川)	左岸 焼津市三和木屋川橋～海まで 右岸 焼津市三和木屋川橋～海まで	4,870m
大井川	大津谷川	左岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで 右岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで	5,750m

5 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報

県又は市は、市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

6 高潮特別警戒水位の水位到達情報

県は、高潮特別警戒水位を定める海岸において、その水位に到達したときは、水位を示してその状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

7 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第7節 情報収集・伝達

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」及び第5節「災害広報計画」に準ずる。）
（情報連絡体制については、資料編（風水害対策）3-7-1のとおり。）

第8節 広報活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。）

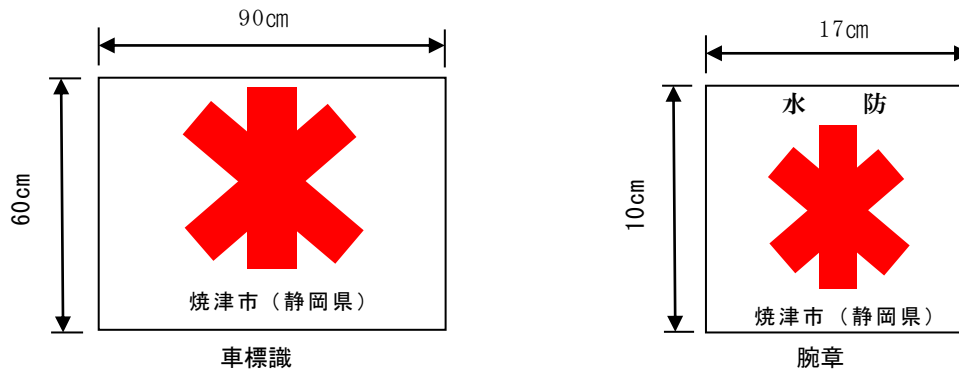
第9節 水防信号及び水防標識

1 水防信号

区別／方法	説明	警鐘信号	
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休 ○ 休 ○ 休 止 止 止	約5秒約15秒約5秒約15秒約5秒約15秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第二信号	水防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒約6秒約5秒約6秒約5秒約6秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒約5秒約10秒約5秒約10秒約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第四信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分約5秒約1分約5秒 ○— 休止 ○— 休止
注意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することを妨げない 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする		

2 水防標識

- (1) 水防法18条の規定による静岡県水防標識(昭和31年9月28日県告示第939号は、下図のとおりである。
- (2) 水防のために出動する緊急自動車(道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの)及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、下記標識を用うるものとする。
- (3) 水防のために現場に赴く職員は、下記腕章を装着するものとする。



「水」は赤色、外は白色
車標識の寸法については、任意とする。

第10節 避難のための立退

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

第11節 水防倉庫及び資材一覧表

水防倉庫備蓄資材については、資料編(風水害対策)3-11-1のとおり。

(復旧・復興については、共通対策編 第4章「復旧・復興対策」によるものとする。)

大火災対策編

大 火 災 対 策 編	頁
I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画	1

I 大火災対策計画

総 則	頁
第1章 総則	2
第1節 市、関係機関の業務の大綱	2
第2節 過去の顕著な災害	2
第3節 予想される災害と地域	3
発 災 前	頁
第2章 火災予防計画	4
第1節 消防体制の整備	4
第2節 火災の予防対策	4
第3節 林野火災対策の推進	5
第4節 火災気象通報の取扱い	6
発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	7
第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動	7
第2節 情報伝達系統図	8
第3節 焼津市の対応	8

II 大爆発対策計画

総 則	頁
第1章 総則	10
第1節 市、関係機関の業務の大綱	10
第2節 ガス、危険物施設の現状	11
第3節 予想される災害と地域	11
発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	12
第1節 ガス災害予防計画	12
1 ガス保安体制の整備	12
2 ガス保安施設の整備	12
3 ガス災害の予防対策	12
第2節 危険物災害予防計画	13
1 予防査察	13
2 保安教育	13
発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	14
第1節 市、関係機関の業務の大綱	14
第2節 情報伝達系統図	14
第3節 焼津市の対応	15
1 応急対策	15
2 市、県等との連絡協議	15
3 事故の報告	15
4 焼津市災害対策本部の設置及び任務	15
第4節 危険物応急対策計画	16
復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	17

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、焼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、焼津市及び防災機関が行うべき焼津市の地域に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、以下のとおり、「I 大火災対策計画」、「II 大爆発対策計画」から構成する。

I 大火災対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域、焼津市の気象条件
第2章 災害予防計画	消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達系統図、市の対応

II 大爆発対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、ガス、危険物施設の現状、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防対策
第3章 災害応急対策計画	主旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、情報伝達系統図、市の対応、危険物応急対策計画
第4章 災害復旧計画	原因究明と是正措置

I 大火災対策計画

第 1 章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第 1 節 市、関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
市	(1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (4) 消防団の教育及び活性化 (5) 建物の不燃化の指導 (6) 林道（防火道）等の整備 (7) 防火水槽の整備 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (10) 清掃、防疫その他保健衛生 (11) 緊急輸送の確保 (12) 災害復旧の実施 (13) その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置	
志太広域事務組合 志太消防本部 （平成25年3月31日消防広域化に伴う組織統合。以下「志太消防本部」という。）	消防体制の整備	(1) 消防組織の確立 (2) 消防施設の整備 (3) 消防職員の教育 (4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	(1) 住宅用火災警報器の普及促進 (2) 消防用設備等の整備 (3) 防火管理体制の整備 (4) 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	消防資機材の配備
	災害応急対策	(1) 消防活動 (2) 広域活動協力体制
静岡地方気象台	火災気象通報の発表	

第 2 節 過去の顕著な災害

明治 36 年以降の市内の主要な大火。ただし、戦争による火災は含まれていない。

発 生 年 月 日	焼 失 数	場 所	記 事
明治36年1月16日	453戸	焼津町城之腰鰯ヶ島	弱い高気圧におおわれて風は弱かったが、湿度はやや低かった。浜松で最大風速ENE 4.6m/s、最小湿度66%

第３節 予想される災害と地域

中心市街地では、住宅の密集、老朽住宅の集合及び小規模敷地の連たん等の地区がみられる。また、近年、大規模小売店舗、ホテル、雑居ビル等不特定多数の者が滞留する建築物が増加し、同時にそれらの建築物の高層化、大規模化が進んでいる。このような地区では、出火の危険性が高く、いったん出火すると延焼の危険性があり、消火の困難性とあいまって多数の人命が損なわれる恐れがあるため十分な配慮が必要である。また、石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設の防災対策についても十分配慮しておく必要がある。

焼津市の気象条件

地域	気 象 条 件
気温	年平均気温が15℃～16℃で、夏季の平均気温が約27℃、冬季では5℃～10℃である。
降水量	年平均1,500mm前後で、6月の梅雨季や9月の台風季が多雨となっている。ほとんどが降雨であり、降雪はほとんどみられない。
風	夏季は南西が卓越し、冬季は西風がやや強くなる。春季には「ならい」と呼ばれる北東の風が吹くことがある。
天気	一年を通じて晴れの日が多く、一年の5割弱は晴れ、4割は曇り、1割強が雨である。特に冬季は晴れの日が多くなっている。

第 2 章 火災予防計画

市は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第 1 節 消防体制の整備

区 分	内 容
消防組織の確立	志太消防本部は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	志太消防本部は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。
消防救急の 広域化の推進	志太消防本部は、災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。
消防力の現況	志太消防本部における消防力の現況は、資料編（大火災対策）資料火災 2－1－1 のとおりである。
消防職員・消防団 員の教育	市及び志太消防本部は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。
消防団の活性化	災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。
緊急消防援助隊等 の受援体制の確立	志太消防本部は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊等の受援体制の確立に努めるものとする。
通信手段の確保	県又は市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。

第 2 節 火災の予防対策

区 分	内 容
住宅防火対策の 推進	市及び志太消防本部は、住宅用火災警報器の設置を促進し、火災による死傷者の減少を図る。市は、建物の不燃化・難燃化を指導する。
消防用設備等の 整備	志太消防本部は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の 整備	志太消防本部は、旅館、ホテル、病院等不特定多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。

防火対象物の 火災予防	志太消防本部は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。
----------------	--

第 3 節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区 分	内 容
林野火災関係機関	資料編（大火災対策）資料火災 2－3－1 ①のとおり。
林道（防火道）等の整備	市は、林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備に努める。
防火水槽の整備	市は、関係機関の協力を得て必要な防火水槽の整備に努める。
森林火災防御図の整備	志太消防本部は、森林火災の多発、大型化に加え、2市町以上にまたがる場合を考慮し、隣接消防、自衛隊等地理不案内者の便益に供するため、各種の森林火災関係施設等を具備した図面を整備する。
志太消防本部消防資機材の配備	資料編（大火災対策）資料火災 2－3－1 ②のとおり。
事前の準備	県及び市は、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。 気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること等に留意して備えを行う必要があることから、消防機関を始めとする県及び市は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。
防災知識の普及啓発	市は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、静岡県山火事予防運動等の機会や、ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品、SNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うとともに、山火事予防運動期間中、県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校児童生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。 その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。 県及び市は、県の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。 県及び市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。
警戒の強化	県及び市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。 県及び市は、乾燥や強風等の気象状況に依じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

区 分	内 容
消火活動関係	志太消防本部は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防ぎょ図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。 県又は市は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。 県及び市は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、県及び市町は消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。 県及び市は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。
林野火災注意報・警報の発令	志太消防本部は、乾燥や強風等の気象状況に応じて林野火災予防に関する注意報、または警報を発令し、指定区域での火の取り扱いに対する注意喚起、または制限を行うものとする。

第４節 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第2項の規定により、静岡地方気象台長から知事を経由し市長に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区 分	内 容				
火災気象通報の基準	<table border="1"> <tr> <th>対象地域</th><th>実 施 基 準</th></tr> <tr> <td>概ね市町単位（二次細分区域）</td><td> (1) 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 (2) 毎朝（５時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 (3) 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 (4) 定時（毎朝５時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。 </td></tr> </table>	対象地域	実 施 基 準	概ね市町単位（二次細分区域）	(1) 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 (2) 毎朝（５時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 (3) 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 (4) 定時（毎朝５時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。
対象地域	実 施 基 準				
概ね市町単位（二次細分区域）	(1) 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 (2) 毎朝（５時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 (3) 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 (4) 定時（毎朝５時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。				
火災警報の発表	市長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは志太消防本部の連絡により、気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。				

第 3 章 災害応急対策計画

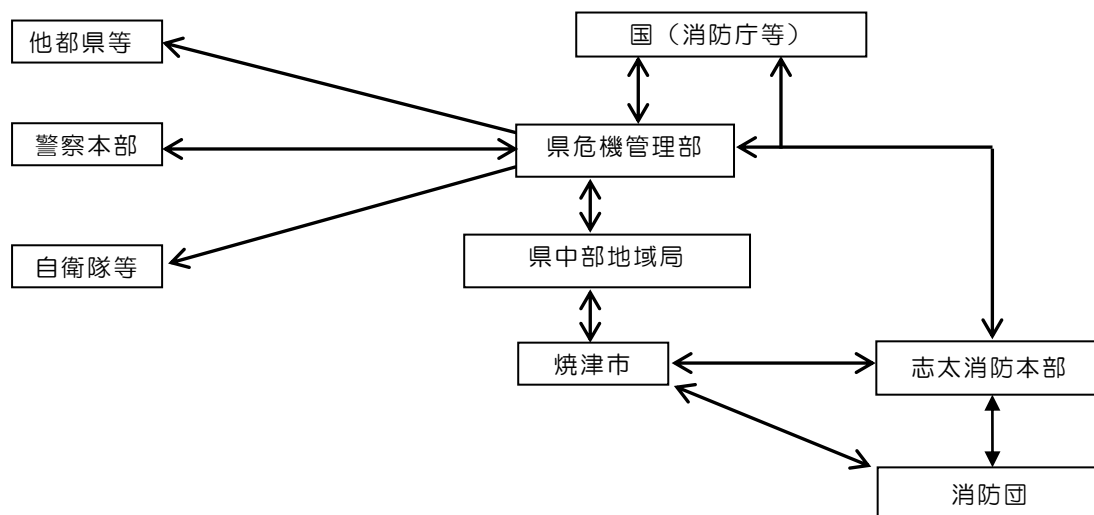
この計画は、火災が発生し延焼拡大した大火災に対し、消防活動の基本的事項を定め、被害の軽減を図ることを目的とする。

第 1 節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区 分	内 容																										
消防活動体制	志太消防本部は、その地域に係る火災が発生し、これらの火災が延焼拡大した場合による被害の軽減を図るため、消火・救急・救助活動においては災害種別、規模等により、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。 県又は市は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。 県及び市は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、県及び市は消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。 県、市並びに志太消防本部は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。																										
災害種別ごとの活動計画	ア 火災 <table> <tr> <td>(ア) 普通火災出動計画</td><td>(イ) 危険物火災出動計画</td></tr> <tr> <td>(ウ) 車両・船舶火災出動計画</td><td>(エ) 高速道路火災出動計画</td></tr> <tr> <td>(オ) 中高層対象物建物・大規模倉庫火災出動計画</td><td>(カ) 林野・山林火災出動計画</td></tr> <tr> <td>(キ) その他の火災出動計画</td><td>(ク) 航空機火災出動計画</td></tr> <tr> <td>(ケ) 緊急確認出動計画</td><td>(コ) 中高層対象物建物・大規模倉庫緊急確認出動計画</td></tr> <tr> <td>(サ) 火災応援出動計画</td><td></td></tr> </table> イ 救急 <table> <tr> <td>(ア) 普通救急出動計画</td><td>(イ) 救命・救急支援出動計画</td></tr> <tr> <td>(ウ) 救急大事故災害出動計画</td><td>(エ) 救急応援出動計画</td></tr> </table> ウ 救助 <table> <tr> <td>(ア) 普通救助出動計画</td><td>(イ) 交通救助出動計画</td></tr> <tr> <td>(ウ) 水難救助出動計画</td><td>(エ) 救助応援出動計画</td></tr> </table> エ 警戒 <table> <tr> <td>(ア) 普通警戒出動計画</td><td>(イ) 特殊災害警戒出動計画</td></tr> <tr> <td>(ウ) 特別危険災害出動計画</td><td>(エ) 広域警戒出動計画</td></tr> <tr> <td>(オ) 航空支援出動計画</td><td>(カ) その他の出動計画</td></tr> </table>	(ア) 普通火災出動計画	(イ) 危険物火災出動計画	(ウ) 車両・船舶火災出動計画	(エ) 高速道路火災出動計画	(オ) 中高層対象物建物・大規模倉庫火災出動計画	(カ) 林野・山林火災出動計画	(キ) その他の火災出動計画	(ク) 航空機火災出動計画	(ケ) 緊急確認出動計画	(コ) 中高層対象物建物・大規模倉庫緊急確認出動計画	(サ) 火災応援出動計画		(ア) 普通救急出動計画	(イ) 救命・救急支援出動計画	(ウ) 救急大事故災害出動計画	(エ) 救急応援出動計画	(ア) 普通救助出動計画	(イ) 交通救助出動計画	(ウ) 水難救助出動計画	(エ) 救助応援出動計画	(ア) 普通警戒出動計画	(イ) 特殊災害警戒出動計画	(ウ) 特別危険災害出動計画	(エ) 広域警戒出動計画	(オ) 航空支援出動計画	(カ) その他の出動計画
(ア) 普通火災出動計画	(イ) 危険物火災出動計画																										
(ウ) 車両・船舶火災出動計画	(エ) 高速道路火災出動計画																										
(オ) 中高層対象物建物・大規模倉庫火災出動計画	(カ) 林野・山林火災出動計画																										
(キ) その他の火災出動計画	(ク) 航空機火災出動計画																										
(ケ) 緊急確認出動計画	(コ) 中高層対象物建物・大規模倉庫緊急確認出動計画																										
(サ) 火災応援出動計画																											
(ア) 普通救急出動計画	(イ) 救命・救急支援出動計画																										
(ウ) 救急大事故災害出動計画	(エ) 救急応援出動計画																										
(ア) 普通救助出動計画	(イ) 交通救助出動計画																										
(ウ) 水難救助出動計画	(エ) 救助応援出動計画																										
(ア) 普通警戒出動計画	(イ) 特殊災害警戒出動計画																										
(ウ) 特別危険災害出動計画	(エ) 広域警戒出動計画																										
(オ) 航空支援出動計画	(カ) その他の出動計画																										

区 分	内 容
広域協力活動体制	市は、志太消防本部の連絡を受け、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 (1) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 (2) 本市の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合 (3) その災害を防ぎよするため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合 市又は志太消防本部は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。
大規模林野火災対策	県及び市は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。 市は、志太広域事務組合消防長の連絡を受け、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。 林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、市は、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。
緊急消防援助隊の応援出動要請	市は、志太消防本部の連絡を受け、市内の消防力だけでは対応できない場合には、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請するものとする。

第2節 情報伝達系統図



第 3 節 焼津市の対応

（焼津市災害対策本部の設置及び任務については、共通対策編 第 3 章 第 2 節 「組織計画」に準ずる。）

（災害復旧計画については、共通対策編 第 4 章 「復旧・復興対策」に準ずる。）

Ⅱ 大爆発対策計画

第 1 章 総 則

ガス（高圧ガス含む）、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

平時からガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第 1 節 市、関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
市	(1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (4) 情報の収集、伝達及び被害調査 (5) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (6) 清掃、防疫その他保健衛生 (7) 緊急輸送の確保 (8) 災害復旧の実施 (9) その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置
志太消防本部	(1) 危険物事業者の許認可 (2) 煙火の消費許可 (3) 災害発生時の消火、人命救助活動 (4) 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
県	(1) 高圧ガス、火薬類事業者の許認可 (2) 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導 (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 (4) 大規模事故発生時の危機管理対応 (5) 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導
警 察	(1) 火薬類事業者の保安指導 (2) 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
関係事業者	(1) 自主保安体制の構築 (2) 危害予防規程、地震防災計画等の策定 (3) 防災資機材の整備 (4) 防災訓練等の実施 (5) 災害発生時の関係機関への通報 (6) 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第２節 ガス、危険物施設の現状

- 1 都市ガス事業者及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、資料編（大火災対策）資料爆発１－２－１のとおり。
- 2 危険物製造所等の施設の現況は、資料編（大火災対策）資料爆発１－２－２のとおり。

第３節 予想される災害と地域

ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は市内全域で発生する危険性がある。特に焼津漁港、大井川港の周辺には石油等危険物貯蔵施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 ガス災害予防計画

都市ガス（ガス事業法に定める一般ガス事業に係るガス及び簡易ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（高圧ガス保安法に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

1 ガス保安体制の整備

区 分	内 容
防災計画の作成	ガスによる災害を防止するため、一般ガス事業者は、災害対策基本法に基づく防災計画を作成し、志太消防本部及び県に提出するとともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行う。
保安規程の写しの提出	都市ガス事業者は、ガス事業法第 6 4 条の規定による保安規程の写しを志太消防本部に提出するものとする。
ガス保安に係る連絡調整体制の整備	（１）県及び市並びに関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。 （２）都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を志太消防本部に提出する。

2 ガス保安施設の整備

区 分	内 容
ガス遮断装置の設置	都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。
ガス漏れ警報設備等の設置	都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留する恐れがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

3 ガス災害の予防対策

区 分	内 容
都市ガス	（１）都市ガス事業者は、ガス製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視、点検及び検査を行う。 （２）都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。 （３）都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事に関わる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。 （４）他工事業者は、他工事をするに際しガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ、都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに都市ガス事業者が行う保全のための措置に協力するものとする。 （５）都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

区 分	内 容
高圧ガス	(1) 高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。 (2) 県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。 (3) 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。 (4) 県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ、テレビ等によるPRを行う。また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第2節 危険物災害予防計画

市域における危険物施設の現状を把握して災害時における危険物施設の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

1 予防査察

区 分	内 容
災害予防の指導	志太消防本部及び関係機関は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、随時保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、又は是正を行う。
施設改修等の指導	志太消防本部及び関係機関は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。
危険物規制行政	危険物規制行政については、県の指導助言を受けて志太消防本部において実施する。
災害予防体制の確立	志太消防本部及び関係機関は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防体制の確立を図る。
化学消火機材の整備	志太消防本部は、化学消火機材の整備を推進する。

2 保安教育

監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を行う。

防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を発行する。また、講演会等を開催し保安意識の高揚を図る。

第 3 章 災害応急対策計画

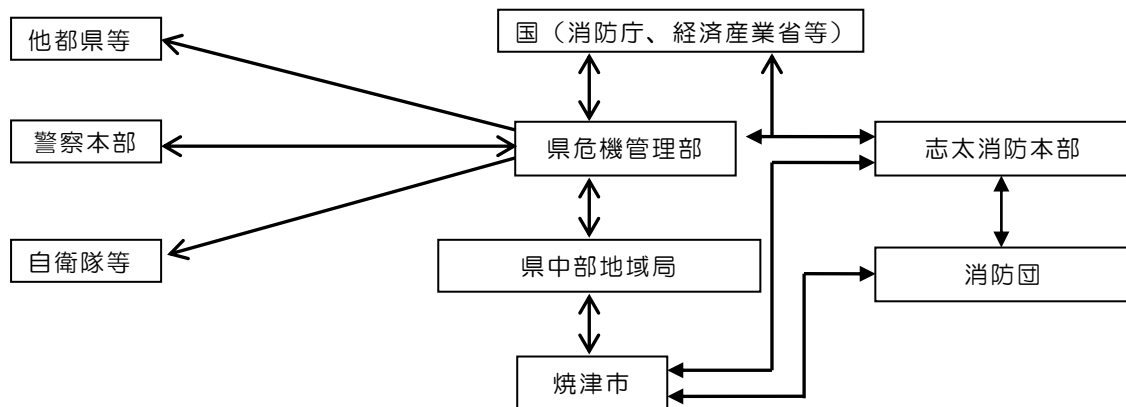
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第 1 節 市、関係機関の業務の大綱

機 関 名	内 容
市	(1) 焼津市災害対策本部設置 (2) 情報の収集、伝達及び被害調査 (3) 緊急輸送の確保 (4) その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置
志太消防本部	(1) 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 (2) 消火活動 (3) 人命救助活動 (4) 避難誘導 (5) 事故調査
県	(1) 災害対策本部の設置 (2) 防災対策の総合調整 (3) 情報収集・発信、広報 (4) 国等との連絡調整 (5) 自衛隊等への支援要請 (6) 事故調査
警 察	(1) 事故捜査 (2) 交通規制 (3) 避難誘導
発災事業者	(1) 事故通報 (2) 自衛防災対応 (3) 災害拡大防止措置 (4) 関係機関への協力 (5) 相互援助協定事業者等への支援依頼

第 2 節 情報伝達系統図



第3節 焼津市の対応

1 応急対策

区 分	内 容
保護保安対策	(1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。 (2) ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 (3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 (4) 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。 (5) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 (6) 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、必要により、防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。 (7) ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	(1) 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、防毒マスク等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。 (2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。 (3) ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。
応急復旧対策	(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 (2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。 (3) 都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センター等の復旧を優先させる。 (4) 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、臨時供給を考慮する。

2 市、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

3 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を市、消防機関及び警察に行う。

4 焼津市災害対策本部の設置及び任務

共通対策編 第3章 第2節 「組織計画」に準ずる。

第4節 危険物応急対策計画

市内における危険物製造所等の現状と災害応急対策を示し、災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

実施方法

区 分	内 容
火薬類	(1) 火薬庫、火薬類の所有者又は占有者の措置（法令による） ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれに移し、見張り人をつける。 イ 道路が危険であるか又は輸送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずる。 ウ 火薬庫の入口、窓等を完全に密封し、木の部分は防水の措置を講じ、必要によっては付近住民に避難するよう警告する。 エ 吸湿、変質不発、半爆等のために著しく原性能又は原形を失った火薬類若しくは著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。 (2) 市長の措置 市長は、志太消防本部と連携し下記の措置をとるものとする。 ア 爆発又はその恐れがあると判断したときは、関係機関と連携を取り、販売業者、消費者その他火薬を取扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示するものとする。 イ 爆発又はその恐れがあると判断したときは、関係機関と連携を取り、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設の関係者以外の立ち入りの制限及び禁止若しくは退去を命ずるものとする。この場合避難者については、その立ち退き先を指示するものとする。 ウ 被害者の救出救護並びにその他必要な措置を講ずるものとする。 エ 爆発又はその恐れがあると認めたときは、関係機関と連携を取り、災害の防ぎよ又は災害の拡大を防止するものとする。
石油類	(1) 出火防止等の措置 ア 出火防止の措置 (ア) 施設内の使用火、作業火気を完全に消火し、発火源を除去する。 (イ) 施設内の電源は、状況により保安系統を除き切断する。ただし、断線の場合は、自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。 (ウ) 出火防止上危険と認められる作業は中止する。 (エ) その他施設内の巡回を強化し警戒の万全を図る。 イ 消防施設の確保 (ア) 消火設備の点検及び起動し機能を確保する。 (イ) 警防設備を点検し機能を確保する。 (ウ) 消防ポンプ車等の確保につとめ自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。 ウ 災害防止の措置 危険物貯蔵タンク、容器等の損傷、転倒による漏油、流失の積土のう、その他必要な処置を実施して、流失区域の拡大を防止する。また、付属施設には、防水等防護装置を完全に実施する。 (ア) 貯蔵危険物には保安措置を強化する。 (イ) 保安資機材を確保する。 (2) 市長の措置 市長は、志太消防本部と連携し下記の措置をとるものとする。 ア 施設内における一切の火気の使用を禁止する。 イ 状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させるものとする。 ウ 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はその恐れがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連携を取り、警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を勧告、指示する。この場合避難先を指示するものとする。 エ 引火、爆発又はその恐れがあるときは、関係機関と連携し、災害を防ぎよ又は災害の拡大を防止するものとする。災害の状況規模により、自衛隊（化学消防車等）に出動を要請するものとする。

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

原因究明と是正措置

区 分	内 容
発災事業者の対応	(1) 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 (2) 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 (3) 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	(1) 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 (2) 必要な場合には、県や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	(1) 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 (2) ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 (3) 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 (4) 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。 (5) 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 (6) 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	(1) 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 (2) 市及び志太消防本部は、市民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。

焼津市地域防災計画

原子力災害対策編

令和 8 年 2 月
焼津市防災会議

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 焼津市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2 焼津市地域防災計画「共通対策編」等との関係	1
3 計画の修正	1
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	1
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	2
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	2
1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施	2
2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	3
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	3
第2章 原子力災害事前対策	8
第1節 基本方針	8
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	8
第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	8
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	8
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	9
1 情報の収集・連絡体制の整備	9
2 情報の分析整理	9
3 通信手段の確保・経路の多様化等	10
第6節 緊急事態応急体制の整備	11
1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	11
2 市原子力災害対策本部体制等の整備	12
3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	12
4 長期化に備えた動員体制の整備	12
5 防災関係機関相互の連携体制	12
6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	13
7 自衛隊との連携体制	13
8 広域的な応援協力体制の拡充・強化	13
9 オフサイトセンター	13
10 モニタリング体制	14
11 専門家の派遣要請手続き	14
12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備	14
13 複合災害に備えた体制の整備	14
14 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	14
第7節 避難収容活動体制の整備	14
1 避難計画の作成	14
2 避難所等の整備等	15
3 避難行動要支援者に関する措置	15
4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	16
5 学校等施設における避難計画の整備	16
6 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成	16
7 住民等の避難状況の確認体制の整備	16
8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	16
9 警戒区域を設定する場合の計画の策定	17

10 避難方法等の周知	17
第8節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	17
1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備	17
2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保	17
第9節 緊急輸送活動体制の整備	17
1 専門家の移送体制の整備	17
2 緊急輸送路の確保体制等の整備	17
第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	17
1 救助・救急活動用資機材の整備	17
2 救助・救急機能の強化	18
3 原子力災害医療活動体制の整備	18
4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備	18
5 消火活動体制の整備	18
6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	18
7 物資の調達、供給活動体制の整備	18
第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	18
第12節 行政機関の業務継続計画の策定	19
第13節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	19
第14節 防災業務関係者の人材育成	20
第15節 防災訓練等の実施	20
1 訓練計画の策定	20
2 訓練の実施	20
3 実践的な訓練の実施と事後評価	21
第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	21
第17節 災害復旧への備え	21
第3章 緊急事態応急対策	22
第1節 基本方針	22
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	22
1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	22
2 応急対策活動情報の連絡	23
3 一般回線が使用できない場合の対処	23
4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	24
第3節 活動体制の確立	24
1 市の活動体制	24
2 原子力災害合同対策協議会への出席等	25
3 応援要請及び職員の派遣要請等	25
4 自衛隊の派遣要請等	25
5 原子力被災者生活支援チームとの連携	26
6 防災業務関係者の安全確保	26
第4節 避難、屋内退避等の防護措置	27
1 避難、屋内退避等の防護措置の実施	27
2 避難所等	32
3 広域一時滞在	33
4 安定ヨウ素剤の服用	33
5 住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	33
6 避難行動要支援者への配慮	33
7 要配慮者への配慮	33
8 学校等施設における避難措置	34
9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	34

10 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置	34
11 飲食物、生活必需品等の供給	34
第5節 治安の確保及び火災の予防	34
第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	35
第7節 緊急輸送活動	36
1 緊急輸送活動	36
2 緊急輸送のための交通確保	37
第8節 救助・救急、消火及び医療活動	37
1 救助・救急及び消火活動	37
2 医療措置	37
第9節 住民等への的確な情報伝達活動	37
1 住民等への情報伝達活動	37
2 住民等からの問い合わせに対する対応	38
第10節 自発的支援の受入れ等	38
1 ボランティアの受入れ	38
2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ	38
第11節 行政機関の業務継続に係る措置	39
第12節 核燃料物質等の運搬中の事故への対策	39
第4章 大規模地震対策	40
第1節 施設整備計画	40
1 橋梁等の耐震化	40
2 通信連絡施設の整備	40
第2節 東海地震注意情報発表時等における対策	40
第3節 地震災害応急対策	40
第5章 原子力災害中長期対策	41
第1節 基本方針	41
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	41
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	41
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	41
第5節 各種制限措置の解除	41
第6節 災害地域住民に係る記録等の作成	41
1 災害地域住民の記録	41
2 災害対策措置状況の記録	41
第7節 被災者等の生活再建等の支援	42
第8節 風評被害等の影響の軽減	42
第9節 被災中小企業等に対する支援	42
第10節 心身の健康相談体制の整備	42
別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図	44
別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書	46
別表（4-3-1）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書	47
別表（5-6-1）被災地住民登録様式	48

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 焼津市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、焼津市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画「原子力災害対策編」に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 焼津市地域防災計画「共通対策編」等との関係

この計画は、「焼津市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については焼津市地域防災計画「共通対策編」等によるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（令和6年9月11日全部改正）を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

（原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態）

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及び可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域
（PAZ：Precautionary Action Zone）
- ・ 緊急時防護措置を準備する区域
（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone）

この考え方を踏まえ、本市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、下表のとおりとする。

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）
市全域

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の緊急事態区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・ 情報収集事態（御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）
- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

なお、実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第3章第4節に示す。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、焼津市地域防災計画「共通対策編」第1章第2節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 務
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携 3 管区内防災関係機関との連携 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 5 警察通信の確保及び統制
東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること
東海財務局 （静岡財務事務所）	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整
東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
静岡労働局	1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対する労災保険給付
関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策
関東地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援
中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援
中部地方整備局	直轄国道の通行確保に関すること

中部運輸局	1 各輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請
国土交通省航空局	上空の飛行規制とその周知徹底
東京管区気象台 (静岡地方気象台)	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	1 海上における緊急時モニタリングの支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救急活動 4 緊急輸送に関すること 5 海上における治安の確保

2 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 務
陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援 3 避難退域時検査(「避難者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)及び除染の支援

3 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	所 掌 事 務
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 地 方 鉄 道 会 社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
中日本高速道路株式会社	1 災害時の輸送路の確保 2 避難退域時検査場所設置への協力
NTT西日本株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い
株式会社NTTドコモ東海支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	通信の確保
日本赤十字社静岡県支部 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施
(独)国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施
(公社)静岡県放射線技師会	1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (一社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策

日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報
(一社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 放射線測定機材の提供 4 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 緊急被ばく医療派遣チームの派遣

4 消 防 機 関

機 関 名	所 掌 事 務
志太広域事務組合志太消防本部 （以下「志太消防本部」という。）	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 原子力災害医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力
焼津市消防団	1 住民等の避難誘導 2 情報の伝達及び収集活動

5 静 岡 県

所 掌 事 務
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 原子力災害医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難等の支援 15 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施 16 原子力災害医療措置 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 18 汚染飲食物の摂取制限等 19 住民等からの問い合わせ対応 20 放射性汚染物質の除去 21 制限措置の解除 22 所在市（御前崎市をいう。以下同じ。）及び関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町及び磐田市をいう。以下同じ。）の原子力防災対策に対する助言及び協力 23 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 24 国及び関係機関への支援の要請

6 静岡県警察本部

所 掌 事 務
1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報
2 立入制限及び交通規制
3 治安の確保

7 焼津市

所 掌 事 務
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
2 通信連絡設備等の整備
3 防災対策資機材の整備
4 防災対策資料の整備
5 避難所等の整備
6 災害状況の把握及び伝達
7 市原子力災害警戒本部の設置
8 市原子力災害対策本部の設置
9 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
10 県が行う緊急時モニタリングに対する協力
11 避難の指示及び立入制限
12 避難誘導
13 避難等の実施
14 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力
15 県が行う原子力災害医療措置に対する協力
16 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保
17 汚染飲食物の摂取制限等
18 住民等からの問い合わせ対応
19 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力
20 制限措置の解除
21 県が行う原子力防災対策に対する協力
22 損害賠償請求等に必要な資料の整備
23 県及び関係機関への支援の要請

8 原子力事業者（中部電力株式会社）

所 掌 事 務
1 原子力発電所の防災体制の整備
2 原子力発電所の災害予防
3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供
4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練
5 原子力発電所施設内の応急対策措置
6 通信連絡体制の整備
7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備
8 原子力防災資機材の整備
9 原子力災害活動で使用する資料の整備
10 環境放射線モニタリングの実施
11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
12 避難退域時検査及び除染の実施（県と連携）

- | |
|--|
| 13 県、所在市、関係周辺市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 |
| 14 放射性物質の除去 |
| 15 災害の復旧 |

9 自主防災組織

業	務
1	原子力防災に関する知識の習得
2	情報の収集及び伝達活動
3	避難時の集合場所への誘導及び人員の掌握

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- (2) 原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- (1) 市は、この計画の作成又は修正、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- (2) 市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 市は、平時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。特に、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、市防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量や公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 市は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、原子力事業者その他関係機関に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）
- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、意見聴取・連絡調整等のため、市原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

また、市は、国及び県と共に、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備えつけるとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、市は原子力施設（事業所）に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

- ① 原子力施設（事業所）に関する資料
 - ア 原子力事業者防災業務計画
 - イ 原子力事業所の施設の配置図
- ② 社会環境に関する資料
 - ア 種々の縮尺の周辺地図
 - イ 周辺地域の人口、世帯数に関する資料（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概数、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
 - ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、心頭の水深等の情報を含む。）
 - エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
 - オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
 - カ 原子力災害医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- ③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料（過去1年間の周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の月別及び日変化の情報等）
 - イ モニタリングステーション・モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定 of 候補地点図、及び環境試料採取の候補地点図
 - ウ 線量推定計算に関する資料
 - エ 平時環境放射線モニタリングに関する資料
 - オ 周辺地域の水源地、飲料水の供給施設状況等に関する資料
 - カ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ④ 防護資機材等に関する資料
 - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。）
 - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- ⑥ 避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3 通信手段の確保・経路の多様化等

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

- ① 防災行政無線の確保・活用

市は、県とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

② 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、県と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

④ 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

⑤ 通信輻輳の防止

市は、県と連携し、移动通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講ずる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

⑥ 非常用電源等の確保

市は、県と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

⑦ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第6節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 市原子力災害情報収集体制

市は、情報収集事態の発生を認知した場合、又は国、県若しくは原子力事業者から情報収集事態の連絡を受けた場合（以下「情報収集事態発生を認知等した場合」という。）、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

(2) 市原子力災害警戒本部の設置準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生連絡を受けた場合又は国若しくは県から警戒事態発生連絡を受けた場合（以下「警戒事態発生を認知等した場合」という。）、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、施設敷地緊急事態発生に備えて、市原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）設置の準備についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 市原子力災害警戒本部の体制

市は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報・連絡を受けた場合又は国若しくは県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合（以下「施設敷地緊急事態発生の通報等を受けた場合」という。）、市長を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

(4) オフサイトセンターにおける立上げ準備体制

市は、警戒事態発生を認知等した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報等を受けた場合、直ちに国及

び県と協力して、オフサイトセンターにおける立上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(5) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

2 市原子力災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、所在市及び関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 市は、平時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、第1章第8節の防災関係機関の事務又は業務の大綱に基づき、相互の連携体制の強化に努めるものとする。
- (2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

7 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平時からその想定を行っておくものとする。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に他の市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町村間及び民間事業者との応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、本市における相互応援協定等の締結状況は次表のとおりである

名 称	締結年月日	構成市町
災害時の応援に関する協定	平成7年5月29日	島田市、藤枝市、焼津市
災害時の応援に関する協定	平成9年4月7日 平成24年12月10日（再締結）	岐阜県土岐市、焼津市
災害時における相互応援協定	平成9年4月23日 平成24年12月12日（再締結）	滋賀県草津市、焼津市
災害時の相互応援に関する協定	平成24年4月1日	静岡市、島田市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町、焼津市
災害時の相互応援に関する協定	令和5年3月16日	岐阜県各務原市、焼津市
原子力災害時における焼津市民の県外広域避難に関する協定	令和5年3月24日	埼玉県内の広域避難先20市町と各々に締結 （幸手市、久喜市、加須市、羽生市、行田市、白岡市、杉戸町、蓮田市、宮代町、春日部市、松伏町、三郷市、吉川市、草加市、八潮市、戸田市、川口市、越谷市、蕨市、さいたま市）

9 オフサイトセンター

市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

10 モニタリング体制

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

11 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から施設敷地緊急事態（事業所外運搬に係る事象に限る。）発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

13 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

14 人員及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人員及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

この場合、UPZの避難については、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

2 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

市は、コミュニティ防災センター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、市は、指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。

また、国及び県の協力の下、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急住宅の供給体制等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、建設型応急住宅の用地や建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

3 避難行動要支援者に関する措置

(1) 市は、避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 市は、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとす

る。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

- (3) 市は、消防機関、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講ずるものとする。

4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。
- (2) 市は、県の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。
なお、市は、県の助言のもと、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。
- (3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設（保育所等を含む。）の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成

地下街、劇場等の興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

7 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等（具体的な避難経路、避難先を含む。）を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

10 避難方法等の周知

市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第8節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市道路管理者は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救

助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

市は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 原子力災害医療活動体制の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備を進めていくものとする。

市は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

5 消火活動体制の整備

市は、県等と連携を図り、平時から原子力施設の周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平時から、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

7 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住

民等への確かつ分かりやすい情報を常に伝達できるよう、市防災行政無線及び広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

- (3) 市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第12節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

第13節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
 - ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 原子力施設の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
 - ⑤ 緊急時に、市、国及び県等が講ずる対策の内容に関すること
 - ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
 - ⑦ 要配慮者への支援に関すること
 - ⑧ 緊急時にとるべき行動
 - ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- (2) 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。
- (4) 市は、避難状況の確実な把握のため、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、災害対策本部に避難先と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- (5) 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は、国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第14節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、被ばくの可能性がある環境下で活動する原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に市、県及び国等が講ずる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

第15節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援の下、

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

(2) 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、本市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、県及び原子力事業者等と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改定に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

さらに、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般住民等の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第17節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（県、P A Zを含む市及びU P Zを含む市町をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知等した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知等したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、P A Zを含む地方公共団体に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態発生を認知等した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態発生を認知等したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- ② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、通報・連絡を受けた事項、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報、住民の避難準備に係る事項等について指定行政機関に連絡するものとなっている。

また、P A Zを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に

協力するよう、要請するものとされている。

- ③ 市は、原子力事業者、国及び県から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- ④ 原子力検査官（原子力運転検査官）等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国及び関係地方公共団体に連絡することとされている。

(4) 連絡系統図

これらの通報連絡を行う連絡系統図は、別図3-2-1のとおりである。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ③ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者、国及び県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ④ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ⑤ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。
- ② 原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

- ③ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- ④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市町及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や

県等の関係機関に協力するものとする。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 情報収集事態に対応した市の体制

① 市原子力災害情報収集体制

市は、情報収集事態発生を認知等した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためのあらかじめ定められた市原子力災害情報収集体制（以下「情報収集体制」という。）をとるものとする。

② 市原子力災害情報収集体制の解除

原子力情報収集体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

ア 市長が、原子力発電所の状況が安定し、事故発生のおそれなくなったと認めたとき。

イ 警戒本部の設置準備体制に移行したとき。

(2) 警戒事態に対応した市の体制

① 市原子力災害警戒本部設置準備体制

市は、警戒事態発生を認知等した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒体制をとるものとする。

② 情報の収集

市は、警戒事態発生を認知等した場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ 市原子力災害警戒本部設置準備体制の解除

警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

ア 市長が、原子力発電所の事故が終結し、応急対策の必要なくなったと認めたとき。

イ 警戒本部が設置されたとき。

(3) 市原子力災害警戒本部の設置等

① 警戒本部の設置

市は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、市長を本部長とする警戒本部を設置するものとする。

② 情報の収集

市は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国及び県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

⑤ 国等との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。

⑥ 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

ア 警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、応急対策の必要なくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 災害対策本部の設置等

① 災害対策本部の設置

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。また、必要に応じ、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地対策本部等をオフサイトセンターに設置するものとする。

② 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

(5) 県への連絡

市は、情報収集体制、警戒本部の設置準備体制、警戒本部又は災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を県へ連絡するものとする。

(6) 災害対策本部等の組織、配備態勢及び参集方法等

情報収集体制、警戒本部設置準備体制、警戒本部及び災害対策本部の組織、構成、配備態勢、参集方法、所掌事務等はあらかじめ定めたものによるものとする。

(7) 他の対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定めるものとする。

3 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあせを求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

4 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

5 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、こども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

6 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

① 防災業務関係者（ただし、事故が発生した原子力発電所の放射線業務従事者は除く。）の放射線防護については、次表の防護指標に基づき行うものとする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を併せて用いる。 眼の水晶体：等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 皮 膚：等価線量で 1 シーベルトを上限とする。

（注 1）事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。

（注 2）県からの要請により活動する民間事業者については、実効線量で 1 ミリシーベルトを基本とし、必要に応じて県と協議の上、放射線防護に係る指標を定めるものとする。

② 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。また、民間事業者に被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策の実施を要請した時は、当該民間事業者が実施する被ばく線量の管理や健康管理について必要な支援を県などを行うものとする。

③ 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ、県など関係機関に対し除染

等の医療措置を要請するものとする。

(4) 安全対策

- ① 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ② 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

- (1) P A Zを含む市は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。

なお、「E A L」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。

表 警戒事態を判断するE A L

警戒事態の基準	措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。※1 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。※1 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。※1 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。※1 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。※1 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。※1 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。※1 ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。※2 ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。※1 ⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失するこ	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

と。※1

⑪ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。※1

⑫ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。※1

⑬ 御前崎市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。※3

⑭ 御前崎市沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。※3

⑮ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。※3

⑯ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。※3

⑰ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。※1

⑱ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。※3

※1 ①～⑦、⑨～⑫及び⑰は、原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 ⑧は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 ⑬～⑯及び⑱は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

(2) P A Zを含む市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、P A Z内における避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を行うこととする。また、市は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の準備を行うこととする。

表 施設敷地緊急事態を判断するE A L

施設敷地緊急事態の基準	措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。※1	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水す	

- るものによる注水が直ちにできないこと。※1
- ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。※1
- ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。※1
- ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。※1
- ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。※1
- ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。※1
- ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。※2
- ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。※1
- ⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。※1
- ⑪ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。※1
- ⑫ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。※1
- ⑬ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。※1
- ⑭ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。※1
- ⑮ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。※3
- ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。※3

※1 ①～⑦及び⑨～⑭は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 ⑧は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 ⑮⑯は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、し

ていないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

- (3) P A Zを含む市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、P A Z内の避難を行うこととし、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

また、市は、P A Z内の避難の実施に併せ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、U P Z内の住民等に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するものとする。

表 全面緊急事態を判断するE A L

全面緊急事態の基準	措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止すること、又は停止したことを確認することができないこと。※1 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。※1 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。※1 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。※1 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。※1 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。※1 ⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。※1 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。※1 ⑪ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。※2 ⑫ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなることを、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなることを。※1	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

- ⑬ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
※ 1
- ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。※ 3
- ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
※ 3

- ※ 1 ①～⑩、⑫及び⑬は、原子炉の運転等の施設が、規制法第 43 条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。
- ※ 2 ⑪は、原子炉の運転等の施設が、規制法第 43 条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。
- ※ 3 ⑭⑮は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

- (4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
- (5) 市は、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市は、国及び県と緊密な連携を行うものとする。

表 OIL 1、2と防護措置

基準の概要	初期設定値※ 1	防護措置の概要
OIL 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ 2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OIL 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ 3 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ 2)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1 週間程度内に一時移転を実施。

- ※ 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。
- ※ 2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率

計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

- (6) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- (7) 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
また、市は、避難対象区域に含まれた場合、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (8) 市は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (9) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は、受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すこととされている。
- (10) 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

2 避難所等

- (1) 市は、避難対象区域に含まれ、県より指定避難所及び避難退域時検査場所の開設等の情報伝達を受けた場合、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。
- (2) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県と連携し、それぞれの避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。
- (3) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県の協力のもと、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所における食事の提供については、市は県と連携して、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食材を確保することに努めるものとする。あわせて、市は、県と連携して、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県と連携し、避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県の協力のもと、避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。
- (6) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 市は、建設型応急住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、建設型応急住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在

- (1) 市は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとされている。
- (4) 国は、市及び市を包括する県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとされている。

4 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講ずるものとする。

5 住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

市は、県が行う住民等が〇・Ⅰに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後、に実施する住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングについて、協力するものとする。

6 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

7 要配慮者への配慮

- (1) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、建設型応急住宅等への優先的入居、高齢者、障害者向け建設型応急住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

10 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置

市は、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難の指示等をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

措置内容	関係機関	
立入制限 及び 交通規制	1 県	2 志太広域事務組合志太消防本部
	3 静岡県警察本部	4 清水海上保安部
	5 東京空港事務所	6 道路管理者

11 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- (1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。
- (2) 国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請し、当該検査の結果を取りまとめ、取りまとめた結果に基づき、OILの基準等を踏まえた飲食物の摂取制限及び出荷制限について都道府県等に指示・要請するものとされている。市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。また、市は、国および県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

表 飲食物に係るスクリーニング基準※1

基準の概要	初期設定値※2	防護措置の概要
OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※4）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

※1 国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）では、OIL 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL 3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL 5が設定されている。ただし、OIL 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

表 OIL 6と防護措置について

基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	別表のとおり	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂

	取制限を迅速に実施。
--	------------

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。

別表

核種※1	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※2
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- ※1 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL 6値を参考として数値を設定する。

- ※2 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、避難対象区域に含まれた場合、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー

第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 避難者、負傷者等
- ③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所、避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ① 市は、避難対象区域に含まれた場合、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 市は、避難対象区域に含まれた場合、人員、車両等の調達に関して、次表の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町に支援を要請するものとする。

輸 送 内 容	関 係 機 関
モニタリング要員 各種資機材	1 (一社) 静岡県トラック協会 2 日本通運(株) 3 自 衛 隊 4 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 5 第三管区海上保安本部

避難住民等	1 (一社) 静岡県バス協会 2 自衛隊 3 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)
-------	---

- ③ 市は、避難対象区域に含まれた場合、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

市道路管理者は、避難対象区域に含まれた場合、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

- (1) 市は、避難対象区域に含まれた場合、関係消防機関の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、避難対象区域に含まれた場合、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 市は、避難対象区域に含まれた場合、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。
なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。
 - ① 救助・救急及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間
 - ② 応援要請を行う消防隊の種別と部隊数
 - ③ 市への進入経路及び集結(待機)場所

2 医療措置

- (1) 市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。
- (2) 協力機関に登録されている焼津市立総合病院は、県の緊急被ばく医療活動実施要領に基づき原子力災害医療を講ずるものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くす

るため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

- (2) 市は、住民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報紙、広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、市は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望する物及び受入れを希望しない物を把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- (2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第12節 核燃料物質等の運搬中の事故への対策

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、経済産業省、原子力規制委員会、内閣府、国土交通省、県、市町、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書を送信し、さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。
- (2) 市は、原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合、国、県、県警察、消防機関、原子力事業者、海上保安部署、その他防災関係機関と連携し、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、必要に応じ緊急時モニタリングの準備態勢を整えておくものとする。
- (3) 原子力緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は原災法に基づき、直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、国の原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置することとされている。
県及び市は、国の現地災害対策本部から、事故現場周辺の住民避難等の指示があった場合には、市民等の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第4章 大規模地震対策

第1節 施設整備計画

東海地震等の大規模地震対策として、次の施設整備を推進する。

1 橋梁等の耐震化

長距離の避難に備え避難路の確保を確実にするため、避難路の橋梁等の耐震化を実施するとともに、道路交通の確保を速やかにかつ容易に実施できるよう体制を確立する。

2 通信連絡施設の整備

住民等に対する指示伝達を迅速かつ正確に実施できるよう、防災行政無線等の通信連絡施設を多重的に整備する。

第2節 東海地震注意情報発表時等における対策

- 1 東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリングの要員の一部は県環境放射線監視センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとされている。
- 2 東海地震注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとされている。
- 3 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表（4-2-1）により報告するものとされている。この報告を行う連絡系統図は、別図（3-2-1）とされている。
- 4 警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生に備え準備態勢を整えておくものとする。

第3節 地震災害応急対策

- 1 原子力事業者は、御前崎市内で震度5弱・震度5強が観測された場合、県内で震度6弱以上が観測された場合又は御前崎市を含む県内沿岸に大津波警報が発表された場合、直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとされている。この報告を行う連絡系統図は、別図（3-2-1）とされている。
- 2 県及び市は、1により報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、県及び市の有するあらゆる広報手段を用いるとともに報道機関の協力を得て、的確かつ迅速に広報するものとする。
- 3 市は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。
- 4 市は、避難の指示等を行うときは、気象条件、建物の被害状況、道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。
- 5 緊急時モニタリング要員は、災害の状況により直ちに緊急時モニタリングを実施する。

第5章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地災害対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式（別表5-6-1）により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

図 表

別図（３－２－１）防災関係機関の情報連絡系統図.....	44
別表（４－２－１）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書	46
別表（４－３－１）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書	47
別表（５－６－１）被災地住民登録様式.....	48

別図（３－２－１） 防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく情報（特定事象発生通報）及び通報後の連絡

中部電力(株)浜岡原子力発電所 0537-86-3481		
浜岡原子力発電所からの連絡先		関係機関を経由する連絡先
【国】		
原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター「ERC」 03-5114-2121	→	警察庁(警察局警備課)03-3581-0141
		防衛省(統合幕僚監部参事官付)03-5269-3246
		海上保安庁(警備救難部環境防災課) 03-3591-6361
		気象庁(総務部企画課)03-3214-7902
		厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171
		農林水産省(大臣官房環境バイオマス政策課) 03-3502-8056
		その他関係省庁
内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 03-3581-0373		
内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 03-6910-0259	→	内閣府(内閣総理大臣)
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309		
【国出先機関】		
中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683		
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0548-29-0778		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→	静岡労働局(健康安全課)054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→	清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118
【静岡県】		
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→	賀茂地域局(危機管理課)0558-24-2004
		東部地域局(危機管理課)055-920-2003
		中部地域局(危機管理課)054-644-9104
		西部地域局(危機管理課)0538-37-2204
		県内全市町(一斉FAX)
		消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525
		陸上自衛隊第 34 普通科連隊 0550-89-1310
		第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833
環境放射線監視センター0548-29-1111		
菊川警察署 0537-36-0110	→	静岡県警察本部(緊急事態対策課)054-271-0110
		牧之原警察署 0548-22-0110、 掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、磐田警察署
【市町、消防】		
御前崎市(危機管理課)0537-85-1119		

牧之原市(危機管理課)0548-23-0058		
菊川市(危機管理課)0537-35-0923		
掛川市(危機管理課)0537-21-1131		
吉田町(防災課)0548-33-2164		
袋井市(危機管理課)0538-86-3703		
焼津市(地域防災課)054-623-2554		
藤枝市(大規模災害対策課)054-643-3119		
島田市(危機管理課)0547-36-7320		
森町(危機管理課)0538-85-6302		
磐田市(危機管理課)0538-37-2114		
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→	消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525
静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119		
菊川市消防本部 0537-35-0119		
掛川市消防本部 0537-21-6101		
【中部電力】		
中部電力(株)本店原子力部		
中部電力(株)東京支社		
中部電力(株)静岡支店		

※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡

その他連絡先（関係機関から連絡）

陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(統合幕僚監部参事官付)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡
東京管区気象台(総務部業務課)042-497-7200	静岡地方気象台又は気象庁(総務部企画課)から連絡

別表(4-2-1)

地震警戒宣言発令時における 浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書		防災機関																													
情報 ル ー ト	所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、 焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市		区 分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時																							
			中電	第 号																											
			監視 センター	第 号		月日時分																									
			各地域局	第 号		月日時分																									
			本部	第 号		月日時分																									
概 況																															
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号機</th> <th>2号機</th> <th>3号機</th> <th>4号機</th> <th>5号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉出力</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>出力降下中</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> </tr> <tr> <td>原子炉 停止日時</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </tbody> </table>								1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	原子炉出力	%	%	%	%	%	出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	原子炉 停止日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機																										
原子炉出力	%	%	%	%	%																										
出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO																										
原子炉 停止日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分																										
2 災害予防対策実施状況	完了 ・ 実施中																														
3 発電所地震警戒本部等	3-(1) 地震警戒本部設置日時 月 日 時 分 3-(2) 応急復旧資機材の確保 YES NO 3-(3) 対外通信連絡手段の確保 YES NO																														
特記事項																															
添付資料 有 (枚) 無																															

別表 (4-3-1)

大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書				防災機関																											
情報 報 ル ー ト	<pre> graph LR A[中電 浜岡原発] --> B[関係機関] A --> C[中電 静岡支店] A --> D[県本部 監視センター] A --> E[所在市] A --> F[関係周辺市町] B --> C C --> D D --> G[県内全市町] D --> H[県各地域局] E --> G F --> G </pre> 所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市			区 分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時																						
	中電	第 号																													
	監視センター	第 号		月日時分																											
	各地域局	第 号		月日時分																											
	本部	第 号		月日時分																											
概 況																															
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号機</th> <th>2号機</th> <th>3号機</th> <th>4号機</th> <th>5号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止日時</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> <td>日 時 分</td> </tr> <tr> <td>地震発生時の原子炉出力</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>ECCS作動</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> <td>YES・NO</td> </tr> </tbody> </table>								1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%	%	ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機																										
停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分																										
地震発生時の原子炉出力	%	%	%	%	%																										
ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO																										
2 発電所の状況	2－（1） 発電所施設・設備の状況 2－（2） 事務建屋他構内建築物等の状況																														
3 放射線測定、監視結果	3－（1） 排気筒ガスモニタ指示値 3－（2） モニタリングポスト指示値		異常無 異常無		異常有 異常有																										
4 発電所災害対策本部	4－（1） 災害対策本部設置日時 4－（2） 対外通信連絡手段の確保		月 日 時 分 YES NO																												
特記事項																															
添付資料 有（ 枚） 無																															

別表（５－６－１）

被災地住民登録様式

1 ページ

2 ページ

被災地住民登録票	第 号										
	ふりがな 氏 名								明 大 昭 平 令	年 月 日生	
	職 業						年 令	満	才		
	居住地										
	事故発生時 の 場 所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外									
		事故現場からの 距離(km)									
	事故発生 直後の行動	0 時間～1 時間		1 時間～2 時間		2 時間～3 時間		3 時間～6 時間			
		屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外		
		6 時間～ 9 時間		9 時間～ 12 時間		12 時間～ 18 時間		18 時間～ 24 時間			
		屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外		
汚染の程度											
除 染 そ の 他 措置状況	衣 服	A. B(携行、支給)									
	身 体	A. B. C. D									
	医療措置	A. B. C. D. E									
被ばく当時の 急性症状											

令和 年 月 日

市町名

3 ページ

4 ページ

退避所名										
退避期間	年 月 日 ～ 年 月 日									
その他 参考事項										
発行年月日	年 月 日									
発行者	〇〇市町長 氏 名 印									

この登録票について

- この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保存して下さい。
- 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。
- この登録票をなくしたり、使用できないようにしたりしたときは、再交付を申し出てください。
- この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。

(記載上の注意) 衣服の欄 A 更衣せず B 更衣
 身体 の 欄 A 無処置 B 水により洗浄 C 洗剤により洗浄 D 特殊洗剤により洗浄
 医療措置の欄 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療